

2020年9月2日

15:00～17:00

自主規制モニター会議

次第

開会：15時00分

司会：小暮副会長

1	新任委員紹介
2	新型コロナウイルス感染症への協会全体の対応
3	自主規制の活動報告（年次報告）
	(1) 品質管理レビュー制度
	(2) 個別事案審査制度
4	自主規制の活動報告（トピック）
	(1) 新型コロナウイルス感染症への対応
	① 自主規制全体としての対応
	② 品質管理レビュー制度における対応
	③ 個別事案審査制度における対応
	(2) 行政処分勧告対象監査事務所への対応
	① 自主規制全体としての対応
	② 品質管理レビュー制度における対応
	③ 個別事案審査制度における対応
	(3) その他
5	質疑応答・意見交換・助言
6	まとめ

閉会：17時00分

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
ごとう としふみ 後藤 敏文	日本監査役協会 会長
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 教授
その まり 園 マリ	会員 元・証券取引等監視委員会委員
ひらの たけし 平野 剛	日本取引所自主規制法人 常任理事
みやけ ひろし 三宅 弘 (副議長)	原後綜合法律事務所 弁護士
みやぞの まさたか 宮園 雅敬	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長
もりもと まなぶ 森本 学	日本証券業協会 副会長
やまうら ひさし 山浦 久司 (議長)	日本公認会計士協会 外部理事 明治大学 名誉教授

新型コロナウイルス感染症への対応

自主規制モニター会議

2020年9月2日

新型コロナウイルス感染症への対応

JICPAの対応方針・目的

前例のない危機対応下において、
会社関係者・会員・監査法人関係者の生命の安全を最優先しつつ、
資本市場の信頼を確保するために、関係当局及び関係団体と緊密に連携して、
企業決算と監査の期間を確保する

上場会社の決算発表・株主総会延期等の状況 (2020年4月1日～6月30日・JICPA調べ)

決算発表延期

約**750**社
(うち3月期決算約600社)

株主総会延期等

101社

- 延期（基準日変更なし） 4社
- 延期（基準日変更） 61社
- 継続会開催 32社
- 臨時総会 4社

新型コロナウイルス感染症への対応

3月

日付	主体	区分	概要
17日（火）	JICPA	意見発信	法人税の申告期限の延長措置等についての意見交換を国税庁と実施
18日（水）	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その1）
25日（水）	議員	会議	自民党 金融調査会 企業会計に関する小委員会
26日（木）	JICPA	公表物	協会ウェブサイトにも新型コロナウイルス関連特設ページ開設
31日（火）	マスコミ	報道	NHK「NEWS おはよう日本」において会長インタビュー放映

P.17

4月

日付	主体	区分	概要
3日（金）	JICPA	公表物	日経新聞の報道を受け、協会ウェブサイトにもコメントを掲載
	金融庁	会議	第1回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
7日（火）	緊急事態宣言の発令		
	JICPA	公表物	（会長声明）緊急事態宣言の発令に対する声明
10日（金）	文科省	公表物	新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて
	議員	国会審議	衆議院財務金融委員会にて日吉雄太議員（国民民主党）が企業決算の状況等について質問
	金融庁	会議	第2回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
	ASBJ	公表物	新型コロナウイルス感染症への対応（会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方）
	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）

P.9

P.10

P.9

新型コロナウイルス感染症への対応

4月

日付	主体	区分	概要	
14日(火)	金融庁 議員	公表物 会議	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について 公明党 日本公認会計士懇話会 会合(石井啓一議員・若松かねしげ議員・竹谷とし子議員・杉ひさたけ議員)	
15日(水)	金融庁	会議	第3回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.9
	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について (会長声明) 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」 からの声明について 新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その3)	P.11
21日(火)	国際	会議	AFA・IFAC合同ミーティング(佐藤専務理事・新井常務理事参加)	
	JICPA	広報	記者会見	
22日(水)	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その4)	
23日(木)	議員	会議	自民党 公認会計士制度振興国会議員連盟 役員会	P.12
24日(金)	経産省	公表物	(大臣談話) 企業決算・監査及び株主総会の対応について	
	金融庁	会議	第4回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.9
28日(火)	金融庁 法務省 経産省	公表物	継続会(会社法317条)について	
30日(木)	JICPA	意見発信	国税庁に対し、法人税の申告期限の延長措置等についての意見発信	P.17
	議員	国会審議	参議院予算委員会にて浜田まさよし議員(公明党)が継続会の合理的期間等について質問	

新型コロナウイルス感染症への対応

5月

日付	主体	区分	概要	
1日（金）	JICPA	意見発信	内閣総理大臣等に対し、独立行政法人等が提出する財務諸表等の期限の取扱いについての要望書を提出	P.16
7日（木）	JICPA	公表物	（会長声明） 緊急事態宣言の延長に対する声明	P.14
8日（金）	金融庁	会議	第5回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.9
	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その5） 監査業務における署名・押印に関する実務対応について（連絡協議会資料）	P.13
		会員支援	上場会社関係者宛ての手塚会長書簡を監査法人代表者へ送付	P.15
11日（月）	ASBJ	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補）」	
14日（木）	金融庁	会議	第6回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.9
21日（木）	金融庁	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について	
22日（金）	経産省	公表物	株主の皆様へのお願い -定時株主総会における感染拡大防止策について-	
25日（月）	金融庁	会議	第7回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.9
29日（金）	金融庁	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q & A -投資家が期待する好開示のポイント-	

新型コロナウイルス感染症への対応

6月

日付	主体	区分	概要
4日(木)	JICPA	公表物	日本公認会計士協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
18日(木)	金融庁	会議	第8回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
	JICPA	広報	記者会見
30日(火)	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その6)

P.9

P.18

7月

日付	主体	区分	概要
2日(木)	金融庁	会議	第9回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
		公表物	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応(骨子)

P.9

関係者との意見交換を随時実施

- ✓ 監査法人
- ✓ 官庁(金融庁・法務省・経済産業省(ほか))
- ✓ 国会議員(衛藤征士郎議員・塩崎恭久議員(ほか))
- ✓ 市場関係者(投資家・経団連・経済同友会・全銀協・監査役協会・GPPC・日本貿易会(ほか))
- ✓ マスコミ

◆ 金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」

■ メンバー

日本公認会計士協会
 企業会計基準委員会
 東京証券取引所
 日本経済団体連合会
 日本証券アナリスト協会

※ アナリスト協会は4月24日から参加

■ オブザーバー

全国銀行協会
 法務省
 経済産業省

■ 事務局

金融庁

協議会開催日	議 題
① 4月 3日 (金)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応
② 4月10日 (金)	緊急事態宣言及び緊急経済対策を踏まえた企業決算・監査等への対応
③ 4月15日 (水)	連絡協議会の声明文の件
➡	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」公表
④ 4月24日 (金)	連絡協議会声明文発出後の状況・今後の見通し
⑤ 5月 8日 (金)	緊急事態宣言の延長を踏まえた状況
⑥ 5月14日 (木)	緊急事態宣言の延長を踏まえた状況②
⑦ 5月25日 (月)	新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示に関する要請文
⑧ 6月18日 (木)	新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示や株主総会に関する動向などについて
⑨ 7月 2日 (木)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会の取組の振り返りなどについて

➡ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応（骨子）」公表

※会議終了後には、金融庁が記者ブリーフィングを実施

◆ 会長声明の公表(緊急事態宣言発令)

2020年4月7日
日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

緊急事態宣言の発令に対する声明

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、本日、政府から緊急事態宣言が発令されました。我が国を含む多くの国で、人々の生命や安全に重大な危険が生じている現状において、更なる感染拡大を防止し、国民の生命を守るためには、個人、企業などのあらゆる主体が政府及び地方自治体の要請等に従い適切な行動を取る必要があります。当協会は、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請します。

現在、日本企業の決算が最も集中する3月期決算業務と監査業務が進行中です。当協会会員（公認会計士及び監査法人）からの情報を総合すると、多くの企業において決算業務に重大な遅延が生じている、あるいはその懸念が高まっていることが明らかになっています。また、会員はこれまで、リモートワークの推進をはじめとする可能な限りの工夫のもとに監査業務を継続してきましたが、こうした方法では対応が困難な業務も多く、監査業務の遂行にも重大な制約が生じています。そして、緊急事態宣言の発令を受けて、今後は、外出自粛等の感染拡大防止措置を従来にも増して徹底することとなり、企業の決算業務や監査業務に対する制約が更に甚大なものとなることが予想されます。

当協会は、こうした状況においても、資本市場という重要な社会基盤が有効に機能することを確保するために、信頼性の高い財務報告や監査業務の機能を維持することが不可欠と考えています。そのためには、企業の決算業務の完了と監査業務の遂行のために、それぞれ十分な時間を確保することによって、信頼のある財務書類が提出されるようにすることが求められます。したがって、当協会は、大きな制約に直面している企業決算の現場と監査の現場の状況に鑑み、諸外国における措置と同様に、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出等について、その期限を一律に延長することが可能となる対応及び会社法に基づく定時株主総会の開催時期（特に、計算関係書類の報告期限）についても、一律に延期することが可能となる対応が必要と考えます。

当協会は、前例のない危機対応下において、国民の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するために、関係当局及び関係団体と緊密に連携して適切に対処していく所存です。

以上

◆ 会長声明の公表(連絡協議会声明)

2020年4月15日
日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について

本日、当協会が構成員として参加した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」（以下「協議会」といいます。）から、共同声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」が発出されました。同声明は、我が国企業の決算が最も集中する3月期の決算業務と監査業務が進行中である現下においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、これらの業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっている状況を踏まえて、企業及び監査法人に対して、決算及び監査業務の遂行に当たって、例年とは異なるスケジュールも想定して、柔軟かつ適切に対応していくことを求めたものです。

当協会は、新型コロナウイルスの更なる感染拡大を防止し、国民の生命を守るためには、個人、企業などのあらゆる主体が政府及び地方自治体の要請等に従い適切な行動を取る必要があることを踏まえて、4月7日付けで、「緊急事態宣言の発令に対する声明」を発出し、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請したところです。その後、4月13日付けで、金融庁から、政府による出勤者7割減の要請を会員・準会員に対して周知することを求められています。

以上を踏まえて、当協会は、会員・準会員に対して、緊急事態宣言下における政府等の要請を遵守することを改めて要請するとともに、協議会からの声明の趣旨を踏まえて、企業決算・監査に関わる方々の健康と安全を最優先しつつ、関係法令が確保しようとした実質的な趣旨を没却することのないよう、企業の関係者と協力して適切に対応することを求めます。

以 上

◆ 自民党 公認会計士制度振興国会議員連盟

日時 2020年4月23日（木） 13：00～15：00

議題 「緊急事態宣言下における決算・監査のあり方」について
① 金融庁、法務省、経済産業省より説明聴取
② 日本公認会計士協会より聴取



会議において示された課題

- ① 責任あるものからの政府方針の発信
 - 経産大臣が翌日（4/24）談話を公表
 - － 企業に対し、株主総会の延期や継続会の開催等の検討を求める内容

- ② 継続会開催についての留意事項の明示
 - 金融庁・法務省・経産省連名でガイダンスを4/28付け公表

◆ 監査業務における署名・押印に関する実務対応

金融庁・法務省・経産省「継続会（会社法317条）について」（2020年4月28日）

5. 事務遂行の在り方

本件に関する決算や監査業務の遂行は、当該業務に携わる者の安全と健康に十分に配慮しながら適切かつ合理的に遂行していくことが求められているところ、決算や監査業務の遂行に当たって書面への押印を求めるなどの慣行は見直されるべきである。

「監査業務における署名・押印に関する実務対応について」（2020年5月8日）

■ 監査報告書

- ✓ 記名+㊟を記載した監査報告書を改竄不能な電子媒体で提出
- ✓ 計算書類（最終版）と監査報告書をPDFで結合し、修正不能な設定とする
- ✓ 監査報告書への署名・押印と袋綴じは、可能な限り、計算書類等の備置きの期日より前に行い、署名・押印の対象とする監査報告書の部数は、合理的な範囲で削減

■ 経営者確認書

- ✓ 記名+㊟を記載した監査報告書の交付と交換に、署名済又は記名済の経営者確認書を改竄不能な電子的媒体で受領
- ✓ 後日、署名・押印済の監査報告書と引き換えに、署名又は記名・押印済の経営者確認書を受領

◆ 会長声明の公表(緊急事態宣言延長)

2020年5月7日
日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

緊急事態宣言の延長に対する声明

2020年5月4日、政府より、緊急事態宣言が同年5月31日まで延長されることが表明されました。当協会は、引き続き会員・準会員に対し、人と人との接触の削減、そのための出勤の抑制、3つの密の回避等の、政府等の要請を遵守した行動を継続するよう要請します。

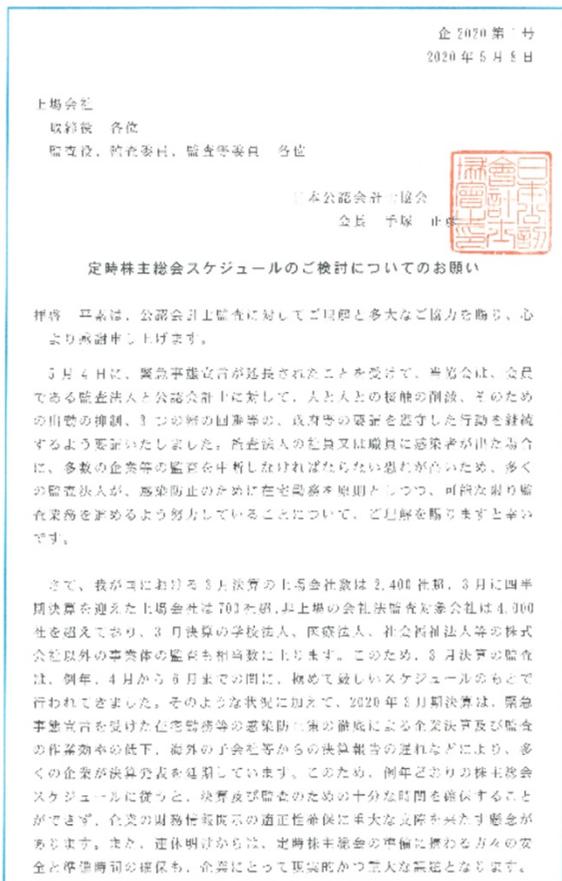
ご承知のとおり、我が国における3月決算の上場会社数は2,400社超、3月に四半期決算を迎えた上場会社は700社超、非上場の会社法監査対象会社数は4,000社を超えており、3月決算の学校法人、医療法人、社会福祉法人等の株式会社以外の事業体の監査も相当数に上ります。このため、3月決算の監査は、例年、4月から6月までの間に、極めて厳しいスケジュールのもとで行われてきました。そのような状況に加えて、2020年3月期決算は、緊急事態宣言を受けた在宅勤務等の感染防止策の徹底による企業決算及び監査の作業効率の低下、海外の子会社等からの決算報告の遅れ等により、既に多くの企業が決算発表を延期しています。このため、例年どおりの株主総会スケジュールに従うと、決算及び監査のための十分な時間を確保することができず、企業の財務情報開示の適正性確保に重大な支障を来す懸念があります。また、連休明けからは、定時株主総会の準備に携わる方々の安全と準備時間の確保も、企業にとって現実的かつ重大な課題となります。

当協会は、このような事態に備えて、関係団体及び関係省庁と連携して、6月末までに行われることが予定されている定時株主総会について、その延期や継続会の開催も含めて、例年とは異なるスケジュールや方法とすることの検討を企業に要請してまいりました。しかしながら、これまでに、定時株主総会の7月以降への延期又は継続会の開催を決定した企業は少数にとどまっています。

企業の財務情報開示の適正性を担保するためには、十分な時間を確保して、質の高い監査を行うことが不可欠です。会員・準会員各位には、引き続き、企業決算及び監査に関わる方々の健康と安全を最優先しつつ、財務情報の適正開示という関係法令が確保しようとした実質的な趣旨を没却することのないよう、定時株主総会の延期又は継続会の開催の必要性について、企業経営者及び監査役等と十分に議論をし、適時適切に対処するようお願いいたします。

以 上

◆ 上場会社関係者宛ての手塚会長書簡



日本公認会計士協会

06-11-3300

「定時株主総会スケジュールのご検討についてのおお願い」
(2020年5月8日)

目的

企業の現場責任者だけでなく、経営層に実態を伝える際に、
監査法人において適宜利用するため

宛先

上場会社 取締役
監査役・監査委員・監査等委員

◆ 非営利・公会計分野における要望書の提出

「独立行政法人等が提出する財務諸表等の期限の取扱いについて（要望）」の提出
(2020年5月1日)

概要

独立行政法人及び国立大学法人の決算業務と監査業務が新型コロナウイルス感染症の影響により遅れが生じ、独立行政法人通則法第38条に定める財務諸表の提出期限を守ることが困難となる可能性が高まっていることから、柔軟な取扱いを求めるもの

宛先

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣

厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

◆ 租税分野における対応

国税当局との意見交換等の実施

- ✓ 担当役員による国税庁訪問（3月）
 - 個別の申請による法人税の申告期限の延長等に伴う課題や、延長が認められる理由について
- ✓ 書面の提出（4月・感染防止徹底のため、意見交換に代えて実施）
 - 法人税の申告期限の一律延長や、国税庁FAQで示されていない解釈の明確化について

緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望の検討

- 毎年度の税制改正意見・要望書及び税制の在り方に関する提言に加え、緊急事態解除宣言後の「新たな日常」と「経済及び企業再生」を前提に下記の観点で要望を策定
 - ・経済的困窮に直面する国民を救済するための要望
 - ・企業の財務改善、持続的成長を促すための要望
 - ・国民の健康増進と感染症に負けない国づくりのための要望
- 主な要望：失業対策としての雇用促進税制
 - 再生局面でのオープンイノベーション税制の拡充
 - 実質的な企業の内部留保対策となる大企業の欠損金に関する繰戻還付制度
 - 中小企業における細かい資金繰り対策をサポートする意味での地方税の追加的な猶予
- その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、税務業務部会員宛てに事務所運営上の問題等が生じているといった影響を把握することを目的として緊急アンケートを実施し（4月17日～23日）、376名の部会員から回答を得た。

2019年度

品質管理委員会年次報告書

Quality Control Committee

ANNUAL REPORT 2020



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

トップメッセージ



現在、我が国は、急速な人口減少等多くの社会課題に直面しており、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大も重なって、経済と社会の展望を描くのが困難な状況にあります。このような状況において、我が国の未来を切り拓くためには、資本市場の品格と活力を高め、持続的な価値創造能力の高い企業に効率的に資金が供給され、更なる成長を促すことを通じて、国民の富の増加を実現することが不可欠です。このためには、企業情報開示の信頼性が確保されていることが大前提であり、公認会計士は、財務諸表監査と内部統制監査を適切に実施し、企業情報開示の信頼性確保と企業経営の健全性の確保に寄与することを通じて、品格と活力ある資本市場の形成に貢献してまいります。

当協会は、公認会計士全員が加盟する自主規制団体として、公認会計士の品位の保持と公認会計士業務の品質の維持・向上に取り組んでいます。特に、公認会計士の信頼の源泉である監査業務については、社会の期待や要請に応えるため、会員の規律・品位保持の徹底、監査制度及び監査環境の整備・充実に向けた様々な施策を実施しています。このうち、品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況をレビューすることを通じて、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持・向上を図るものであり、最も重要な自主規制施策の一つです。また、社会的影響度の高い上場会社の監査のために設けられた上場会社監査事務所登録制において、品質管理レビューを登録要件とするとともに、その結果を広く一般に開示することによって、資本市場における財務諸表監査の信頼性確保に繋げる役割も担っています。2019年7月にはこれらの制度の見直しを行い、2020年度の品質管理レビューからは、これまで以上に実効性・透明性の向上が図られた体制で指導・監督を行ってまいります。

資本市場の信頼の基盤である企業情報開示の信頼性が確保され、資本市場が健全に機能するためには、企業経営者、監査役等、投資家をはじめとする様々なステークホルダーと監査人とが、健全かつ建設的な協働関係を築いていくことが重要であると考えており、本書及び併せて公表している「品質管理レビュー事例解説集」が、当協会の自主規制の取組や監査に対するご理解の一助となれば幸いです。

当協会は、今後も、国民経済の健全な発展のために公認会計士にどのような貢献ができるのかを考え、自主規制機能の更なる充実に取り組んでまいります。

2020年6月

日本公認会計士協会

会長 手塚 正彦

品質管理委員会 小暮和敏委員長メッセージ

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しています。このうち、1999年度に導入した品質管理レビューは、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況について指導・監督を行うことにより、監査事務所の一定水準の監査品質の確保を図る制度であり、当協会の自主規制の中核的な施策の一つとして取り組んでいます。また、2007年度からは、資本市場における財務諸表監査に対する信頼性確保に資するため、上場会社監査事務所登録制度を運用しており、上場会社を監査する監査事務所に係る名簿を備え、品質管理レビューを通じて名簿への登録の可否や必要な措置を決定するとともに、これらを広く一般に開示しています。

これらの制度については、資本市場の重要なインフラである会計監査の信頼性を支える役割を担うものとして、その時々々の監査環境に応じた制度及び運用の在り方について継続的に改善を図っています。

2019年度の品質管理レビューの実施に当たっては、品質管理レビュー実施前の情報収集・分析及びリスク・アプローチの一層の強化、監査事務所の現場力向上に資するための深度あるコミュニケーションの実施等により、実効性の向上に努めました。

また、2019年7月には、当協会の総会において会則を変更し、リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するためのオフサイト・モニタリング機能の強化やレビュー実施頻度の柔軟化、会員及び社会の理解を促進するためのレビューの結論の見直しや情報提供の拡充など、品質管理レビュー制度の実効性・透明性の向上を図るための見直しを行いました。変更後の制度は、2020年度の品質管理レビューから適用することとしており、円滑な導入に向けて体制を整備してまいりました。

公認会計士に対する社会的信頼を確立し、公認会計士が監査を通じて資本市場における情報開示の信頼性の確保に貢献していくためには、公認会計士の自主規制団体としての当協会の取組を広く関係者の皆様に説明し、理解を得ることが必要と考えております。

本書のほか、品質管理レビューに係る具体的な事例をまとめた『品質管理レビュー事例解説集』も併せて公表しており、これらが資本市場関係者の皆様にとって、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度をご理解いただくための一助となれば幸いです。

目 次

【第1部 概要編】	1
1. 日本公認会計士協会について	2
2. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	3
3. 品質管理レビュー制度等	4
4. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	13
5. 通常レビューにおける改善勧告事項	19
6. 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）	24
7. 上場会社監査事務所登録制度	26
8. 上場会社監査事務所名簿等の状況	28
9. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	29
10. 自主規制の機能向上に係る制度変更	31
11. 今後の行動計画	35
（参考1）上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況	36
（参考2）上場会社の会計監査人の異動状況	37
【第2部 詳細編】	39
1. 品質管理レビュー制度	40
2. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係	49
3. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	51
4. 通常レビューにおける改善勧告事項	63
5. 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）	67
6. 上場会社監査事務所登録制度	71
7. 上場会社監査事務所名簿等の状況	76
参考資料	79
品質管理委員会の構成員	96

本報告書は「概要編」及び「詳細編」で構成され、「概要編」は、品質管理レビューに係る基本的な制度説明や2019年度の品質管理の状況のレビューの実施結果の概要等を簡潔にまとめ作成しています。「詳細編」は、「概要編」の内容を基に、品質管理レビューの結果等について前年度との比較を行うなど、より詳細な説明や分析を行い、品質管理レビューの結果等をより深く理解できるように作成しています。

なお、品質管理レビューの結果及び結果に基づく措置については、2019年5月20日開催の品質管理委員会後から2020年4月15日開催の品質管理委員会にて承認し、又は決定した事案を2019年度分として取り扱っています。



第1部 概要編



1 日本公認会計士協会について

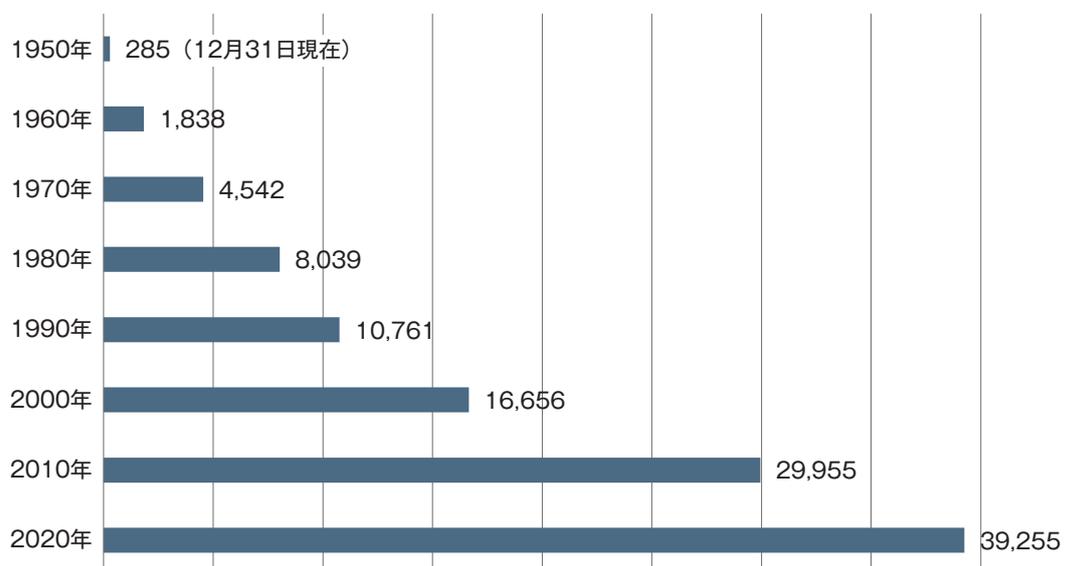
日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年に任意団体として発足し、1966年に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年4月には、特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士並びに監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補、公認会計士試験合格者等で構成されています。2020年3月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士31,795人、監査法人245事務所であり、準会員数は会計士補、公認会計士試験合格者等7,215人、会員（準会員を含む。）数の合計は39,255です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行っています。

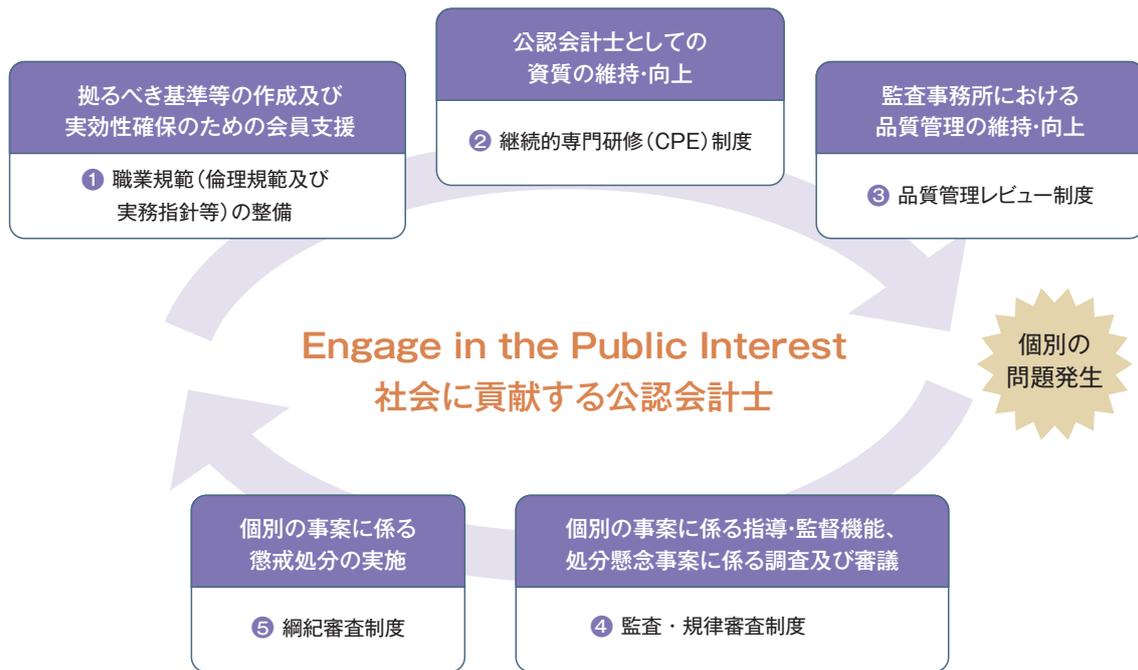
【会員数（準会員を含む。）の推移（各年3月31日現在）】



2 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持、向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。



3 品質管理レビュー制度等

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として導入し、1999年度から実施しています。

品質管理レビューは、当協会の会則等に基づき、品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続等に準拠して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図るものです。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、当協会は、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）における監査の品質管理体制の更なる充実強化を図るため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、当該部会は、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、広く一般に公開するとともに、これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置を決定しています。

各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（以下「上場会社監査事務所名簿等登録事務所」という。）でなければならないとされています。

なお、上場会社監査事務所登録制度の詳細については、「7.上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください。

(参考)

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

詳細については、「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

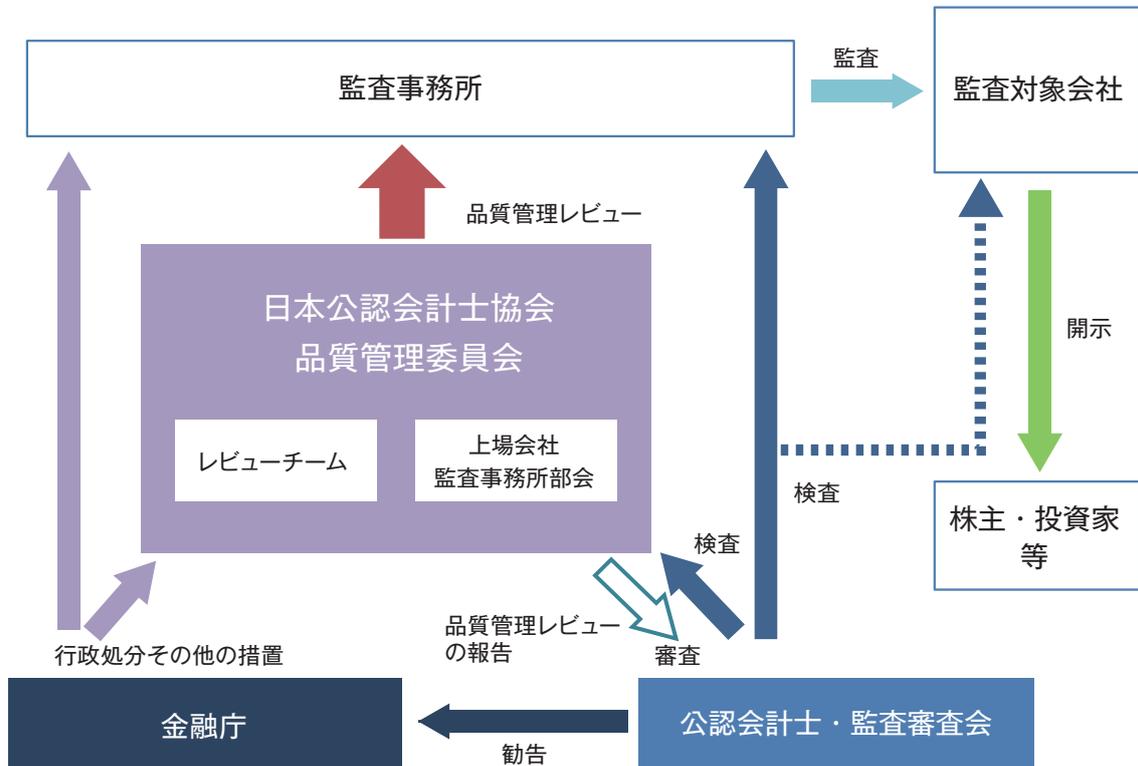
(2) 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会の品質管理レビュー制度は、公認会計士法に基づき、2004年度から公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けています。公認会計士・監査審査会は、公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士、監査法人及び外国監査法人等並びに当協会に対する検査等、公認会計士試験の実施、公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議です。

当協会は、公認会計士・監査審査会に対して、月次及び年次で品質管理レビューの状況報告を行っています。

以下の図は、金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係を示しています。

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(3) 監査事務所の品質管理のシステム

監査事務所は、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に定められた以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しなければなりません。

- ① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体（以下「専門要員」という。）が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されるものであり、監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して監査業務を行わなければなりません。

【監査事務所の品質管理のシステム】

品質管理に関する責任

- 品質を重視する風土の醸成

職業倫理及び独立性

- 監査対象会社等からの独立性の保持

監査契約の新規の締結及び更新

- 監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制（専門要員の確保を含む。）の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

- 専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積（監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等）
- 監査責任者による指示・監督・査閲
- 適時かつ適切な監査調書の作成

審査

- 審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保
- 深度ある審査の実施

品質管理のシステムの監視

- 日常的な監視、定期的な検証により発見された不備の影響の評価、伝達及び是正

品質管理のシステムの文書化

- 品質管理のシステムの整備及び運用状況の適切な記録・保存

(4) 通常レビューの種類及び対象監査事務所

通常レビューは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為です。通常レビューには、定期レビューと機動レビューの二つの種類があります。

【通常レビューの種類】

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として3年に一度の頻度で計画的に実施するレビュー (大手監査法人 ^(注) は2年に一度)
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、前回の通常レビューで限定事項付き結論となった場合等、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に機動的に実施するレビュー

(注) 大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上の監査事務所をいいます。2020年3月31日現在では、4法人が該当しています。

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所は、通常レビュー対象の監査事務所となります。

【通常レビュー対象監査事務所】

(2020年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
通常レビュー対象監査事務所	144事務所	62事務所	206事務所
うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所	128事務所	8事務所	136事務所

(注) 上場会社監査事務所登録制度の詳細については「7.上場会社監査事務所登録制度」、「8.上場会社監査事務所名簿等の状況」をご参照ください。

(5) 通常レビューの実施方法

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法により、品質管理レビューを実施しています。

● 監査事務所における品質管理の確認

個別の監査業務（以下「個別業務」という。）に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューします。

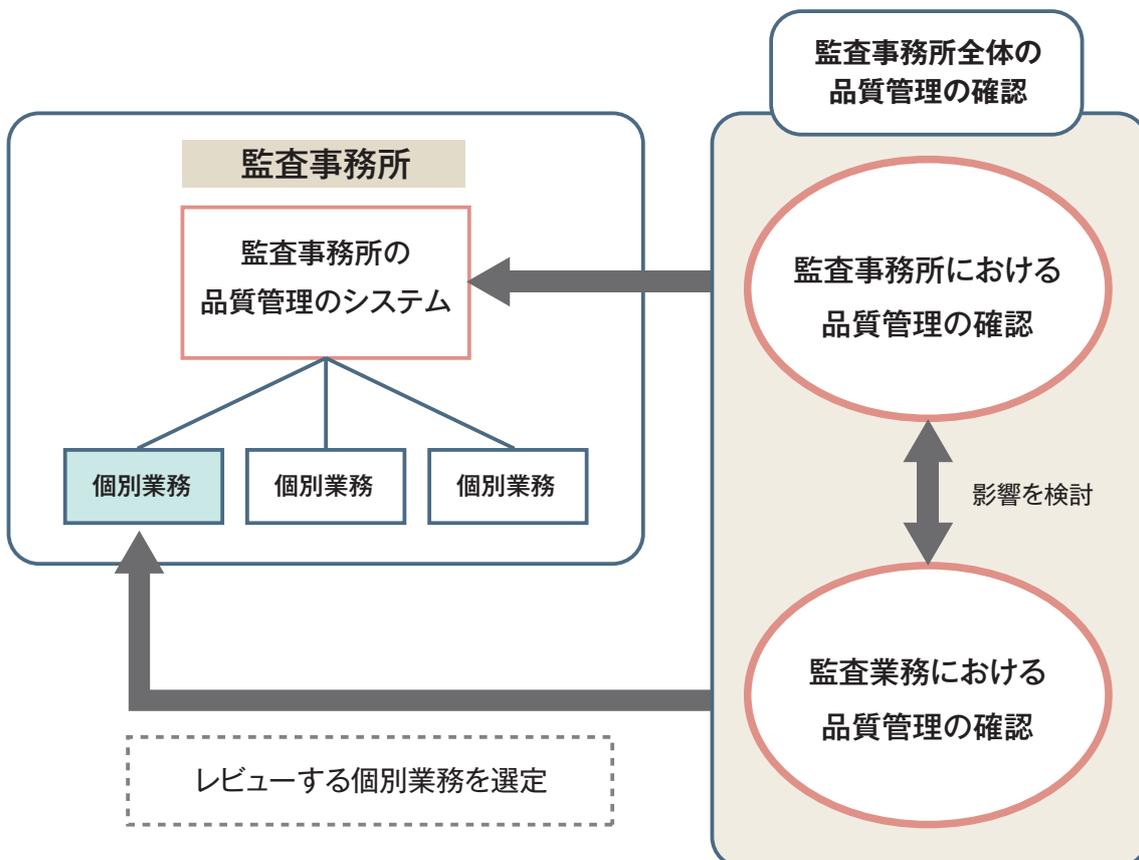
● 監査業務における品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個別業務において適切に運用されているかどうかをレビューします。

なお、レビュー対象とする個別業務については、監査業務のリスクの程度や監査事務所の状況を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理のシステムへの影響について検討します。

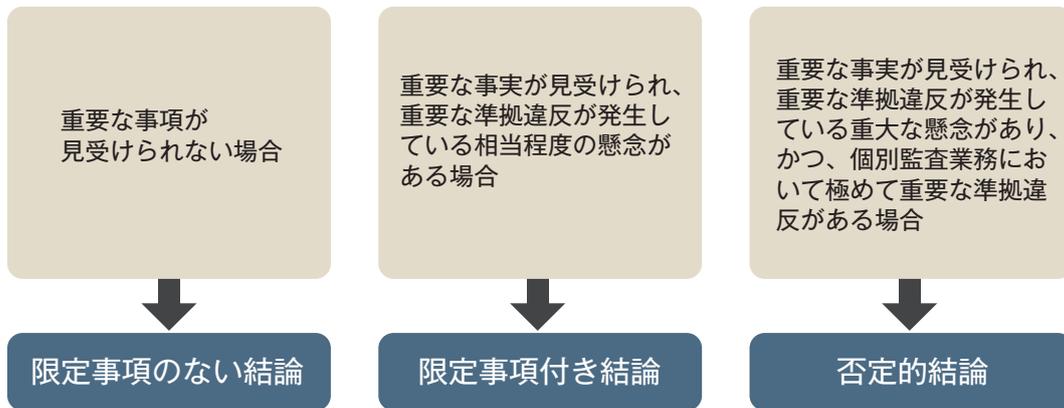
【通常レビューにおける品質管理の確認対象とその関係】



(6) 通常レビューの結論（品質管理レビュー報告書）

通常レビューを実施した結果に基づき、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する結論を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

通常レビューの結論は、以下の3種類です。



限定事項付き結論は、例えば、重要な領域（会計上の見積り、収益認識等）について、重要な虚偽表示を看過している相当程度の懸念がある場合や監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合に表明されます。

なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

(7) 改善勧告事項（改善勧告書と改善計画書）

品質管理レビュー報告書の結論にかかわらず、監査事務所の品質管理の向上に資する改善の必要な事項（改善勧告事項）がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付しています。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書の提出が求められます。

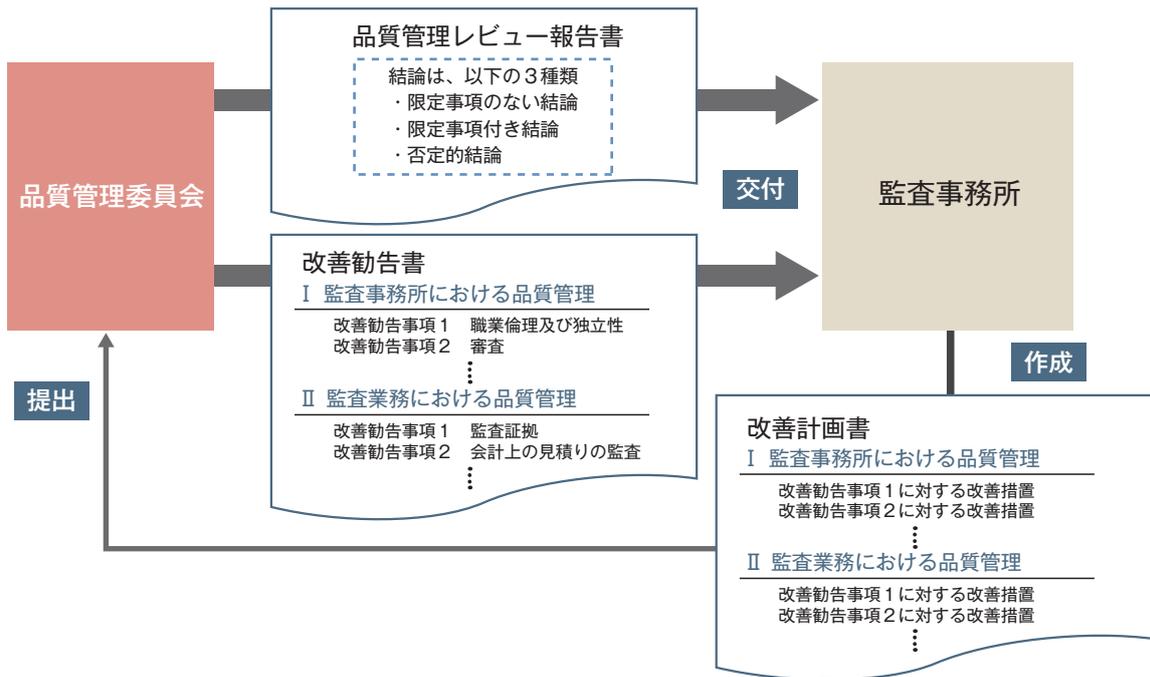
① 改善勧告書

改善勧告事項は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況である「監査事務所における品質管理」に関するものと、個別業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものに区分され、「改善勧告書」に記載されます。

② 改善計画書

改善勧告書を交付された監査事務所は、監査事務所が実施する改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書を作成し、品質管理委員会に提出します。なお、レビューアーは監査事務所の改善計画が効果の高いものとなるように、監査事務所への指導を実施しています。

【改善勧告事項と改善計画書】



(8) 改善措置の状況の確認（フォローアップ・レビュー報告書）

品質管理委員会は、改善計画書を受領した翌年度に、その改善措置の状況を確認するためにフォローアップ・レビューを実施し、確認結果を記載したフォローアップ・レビュー報告書を作成して監査事務所に交付しています。フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項」が確認されたときには、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施しています。なお、改善計画書を受領した翌年度にフォローアップ・レビューに代えて機動レビューを実施する場合があります。

(9) 通常レビューの結果に基づく措置

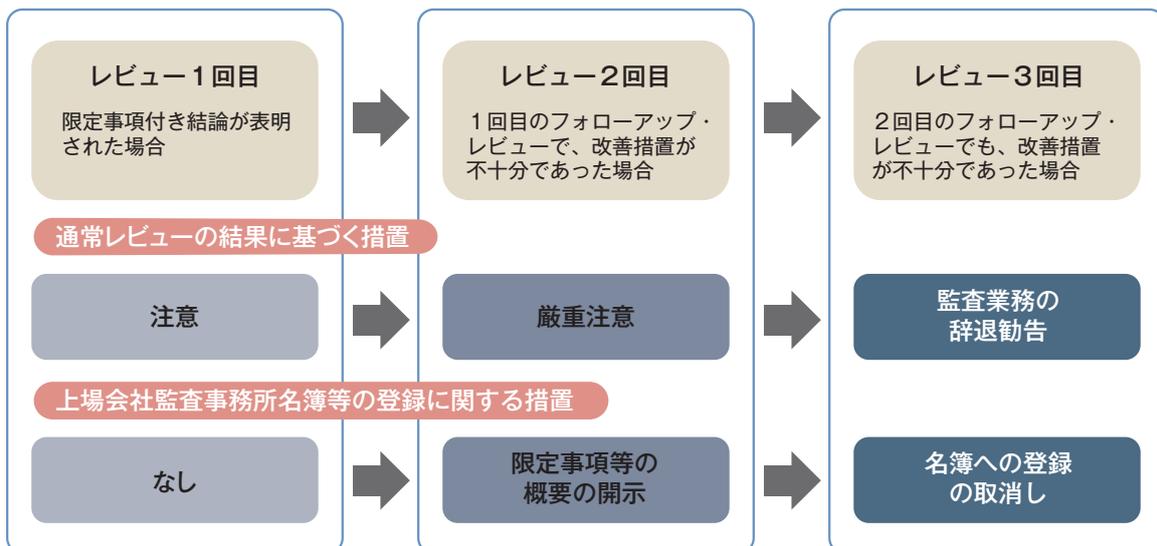
当協会は、公認会計士の自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を確保し、監査制度の充実を図るために、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、通常レビューの結論に基づき、監査事務所に対する措置を決定しています。

また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、必要に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置も講じています。

【通常レビューの結果に基づく措置】

通常レビューの結論等	通常レビューの結果に基づく措置	上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置
限定事項付き結論	注意	なし
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	嚴重注意	限定事項等の概要の開示 (上場会社監査事務所名簿)
否定的結論	監査業務の辞退勧告	名簿への登録の取消し
レビュー拒否・非協力等		

なお、翌年度に実施した監査事務所の改善措置が不十分であった場合には、より重い措置が講じられていきます。例えば、レビュー1回目において限定事項付き結論が表明された場合、レビュー2回目以降に改善措置が不十分であったときの措置は以下のようになります。



(10) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

品質管理レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書（以下「品質管理レビュー報告書等」という。）は、原則として第三者に開示できませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要（品質管理レビューの結論等）については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、監査事務所が第三者に開示することが可能となっています。

(11) 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

会社の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は、品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置等の内容（個別業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。）を監査役等へ書面で伝達することが求められています。なお、その伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

(12) 品質管理委員会の運営状況のモニタリング

当協会は、品質管理委員会の適切な運営に資するため、会員外の学識経験を有する者を構成員に含むモニター機関として品質管理審議会を置いています。

直近の品質管理審議会によるモニタリング結果とそれに対する対応については「9.品質管理審議会からの勧告事項への対応」をご参照ください。

なお、2019年7月の会則変更において自主規制の組織体制を見直し、同年10月1日からは、従前の品質管理審議会に代わり、自主規制モニター会議によるモニタリングを受けています。組織体制変更の詳細については、「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

4 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1) 品質管理レビューの計画

2019年度の重点的实施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、過年度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて、以下の事項としました。

- 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
 - ・ 監査業務の品質を重視する風土
 - ・ 監査事務所のガバナンスや組織運営
 - ・ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ・ 職業倫理及び独立性（監査責任者等のローテーション管理）
- 個別業務における監査の実施状況
 - ・ 会計上の見積りの監査
 - ・ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応（職業的懐疑心、収益認識、経営者による内部統制を無効化するリスク）
 - ・ グループ監査の手続

2019年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

2019年度の品質管理レビュー実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。なお、2019年度の品質管理レビューは、レビューアー40人体制で実施しました。

- ① 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
 - ・ 監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
 - ・ 大規模な上場会社を重視して、レビュー対象とする個別業務を選定する。
 - ・ 個別業務のリスク評価、監査事務所による監視の有効性の評価結果等を参考の上、監査業務数を決定する。
- ② 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
 - ・ 重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
 - ・ 個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。
- ③ 監査事務所との深度あるコミュニケーション
 - ・ 改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について、監査事務所の現場力向上に資するための深度あるコミュニケーションを行う。
 - ・ 全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記載を求めることで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行う。
- ④ 機動レビューの実施
 - ・ 前回レビューから3年を経過しない14事務所に対して機動レビューを実施する。
 - ・ 特に前回レビューで限定事項付き結論等が表明された監査事務所に対しては、早期に監査事務所の品質管理のシステムを確認する。

(2) 品質管理レビューの実施状況

2019年度の品質管理レビューの実施状況は、以下の表のとおりです。

	当年度実施 監査事務所数	レビュー報告書 交付事務所数	当年度繰越監査 事務所数 ^(注3)
通常レビュー	84	82	2
定期レビュー	70	70	—
機動レビュー	14	12	2
フォローアップ・レビュー	43	43	—
再フォローアップ・レビュー	1	1	—
合計	128	126	2
通常レビュー対象監査事務所数 ^(注2)	190		
当年度の通常レビュー実施割合	44%		
当年度のレビュー実施割合	67%		

(注1) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所が、上記表中以外に2事務所（機動レビュー2事務所）あります。

(注2) 2019年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。

(注3) 当年度に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が次年度に繰り越された監査事務所（以下「繰越監査事務所」という。）です。

通常レビューの対象となる監査事務所（以下「通常レビュー対象監査事務所」という。）及び2019年度に通常レビュー又はフォローアップ・レビューを実施した監査事務所（以下それぞれ「通常レビュー実施監査事務所」、「フォローアップ・レビュー実施監査事務所」という。）の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の内訳は、以下の表のとおりです。

	通常レビュー 対象 監査事務所数	当年度実施監査事務所数の内訳			
		通常レビュー 実施監査事務所 ^(注1)	フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所	再フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所	
上場会社 監査事務所 名簿等 登録 事務所	上場会社監査数100社以上	5	2 (—)	3	—
	上場会社監査数20~99社	8	2 (—)	3	—
	上場会社監査数10~19社	14	7 (4)	4	—
	上場会社監査数10社未満	104	44 (9)	23	—
	計	131	55 (13)	33 ^(注2)	—
その他の監査事務所	59	29 (1)	10	1	
合計	190	84 (14)	43	1	

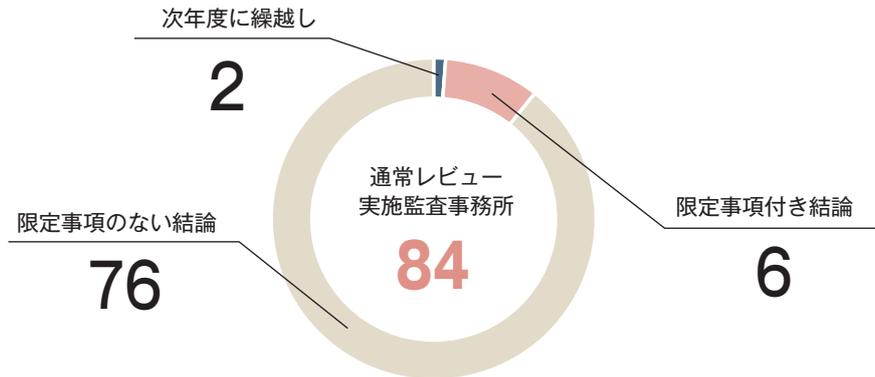
(注1) 通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、()内に内数で記載しています。

(注2) 当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

(3) 通常レビューの実施結果

① 通常レビューの結果

2019年度の通常レビュー実施監査事務所（84事務所）の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が76事務所、「限定事項付き結論」が6事務所となりました。なお、繰越監査事務所は2事務所であり、「否定的結論」及び「結論の不表明」はありませんでした。



(注) 上記のほか、2018年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された監査事務所が2事務所（「限定事項のない結論」1事務所、「限定事項付き結論」1事務所）あります。そのため、2019年度中に品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所数は「限定事項のない結論」が77事務所で、「限定事項付き結論」が7事務所となります。

2019年度の通常レビュー実施監査事務所（84事務所）について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の通常レビューの結論等の種類別の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		結論等の種類別の内訳				
		限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	当年度繰越監査事務所	合計
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	上場会社監査数100社以上	2 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	2 (－)
	上場会社監査数20～99社	2 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	2 (－)
	上場会社監査数10～19社	6 (3)	1 (1)	－ (－)	－ (－)	7 (4)
	上場会社監査数10社未満	40 (7)	2 (－)	－ (－)	2 (2)	44 (9)
	計	50 (10)	3 (1)	－ (－)	2 (2)	55 (13)
その他の監査事務所		26 (－)	3 (1)	－ (－)	－ (－)	29 (1)
合計		76 (10)	6 (2)	－ (－)	2 (2)	84 (14)

(注) 2019年度通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、()内に内数で記載しています。

❶ 「限定事項付き結論」は、あくまでも、監査事務所の品質管理のシステムや個別業務において、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 当年度の重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的実施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関しては、以下の4項目について適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

I 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

重点的実施項目	監査事務所数 ^(注)
1. 監査業務の品質を重視する風土	3
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	3
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1
4. 職業倫理及び独立性 (監査責任者等のローテーション管理)	3

(注) 複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

また、個別業務における監査の実施状況に関しては、以下の3項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

なお、経営者による内部統制を無効化するリスクに関する改善勧告事項の多くは「仕訳テスト」に関するものです。仕訳テストについては、『5.通常レビューにおける改善勧告事項(2)「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項』の「改善勧告事項の事例」をご参照ください。

II 個別業務における監査の実施状況

重点的実施項目	監査事務所数 ^(注)
1. 会計上の見積りの監査	32
2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応	
・ 職業的懐疑心	3
・ 収益認識	19
・ 経営者による内部統制を無効化するリスク	46
3. グループ監査の手続	3

(注) 複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

(4) フォローアップ・レビューの実施結果

2019年度のフォローアップ・レビュー実施監査事務所（44事務所）について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の確認結果等の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		確認結果の内訳					
		改善の不十分な事項 のない確認結果		改善の不十分な事項 のある確認結果		合計	
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	上場会社監査数100社以上	3	(-)	-	(-)	3	(-)
	上場会社監査数20~99社	3	(-)	-	(-)	3	(-)
	上場会社監査数10~19社	4	(-)	-	(-)	4	(-)
	上場会社監査数10社未満	21	(-)	2	(-)	23	(-)
	計	31	(-)	2	(-)	33	(-)
その他の監査事務所		9	(1)	2	(-)	11	(1)
合計		40	(1)	4	(-)	44	(1)

(注1) 再フォローアップ・レビュー1事務所を含んでおり、() 内に内数で記載しています。

(注2) フォローアップ・レビュー開始日現在において、改善措置の実施予定期日が未到来の事項がある場合は、次年度のフォローアップ・レビュー等で改善措置の状況を確認することとなります。なお、2019年度のフォローアップ・レビューにおいて改善措置の実施予定期日が未到来の事項があった監査事務所は2事務所です。

(注3) 上場会社監査事務所名簿等登録事務所の確認結果の内訳には、当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

(5) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の状況

2019年度の通常レビュー及びフォローアップ・レビューの実施結果に基づき決定した措置は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

監査事務所ごとの品質管理レビューの結論等と措置の関係		
品質管理レビューの結論等	措置 ^(注1)	当年度 ^(注2)
否定的結論	辞退勧告	－ (－)
限定事項付き結論	辞退勧告 (改善不十分)	1 (－)
	嚴重注意	2 (1)
	注意	3 (2)
	小計	6 (3)
限定事項のない結論における改善勧告事項 ^(注3)	注意 (改善不十分)	5 (3)
合計		11 (6)

(注1) 措置欄の「辞退勧告 (改善不十分)」及び「注意 (改善不十分)」は、当年度のフォローアップ・レビュー又は機動レビューにおいて、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になります。

(注2) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対するものは、() 内に内数で記載しています。

(注3) 限定事項のない結論における改善勧告事項に係る注意措置 (改善不十分) には、フォローアップ・レビューの結果に基づく措置が4事務所 (うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所は2事務所 (当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含む。)) 含まれています。

(注4) 前年度の繰越監査事務所のうち措置を受けた監査事務所が、上記表中以外に1事務所 (上場会社監査事務所) あります。なお、当該事務所の品質管理レビューの結論等及び措置は、限定事項付き結論及び注意です。

(注5) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合点数とは一致しません。

5 通常レビューにおける改善勧告事項

改善勧告事項の内容は、「監査事務所における品質管理」に関連するものと、「監査業務における品質管理」に関連するものに分けられます。

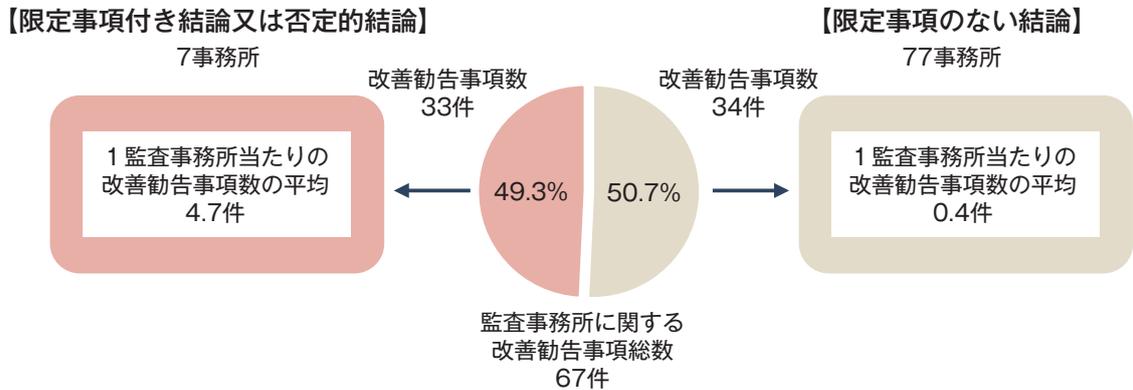
(1) 「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項

2019年度に品質管理レビュー報告書を交付した84監査事務所における、「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1事務所当たり 平均 (B/A)	改善勧告事項が生じた 事務所数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	7事務所	33件 <small>(注1)</small>	4.7件	7事務所 (100%)
限定事項のない結論	77事務所	34件	0.4件	19事務所 (25%)
合計	84事務所 <small>(注2)</small>	67件	0.8件	26事務所 (31%)

(注1) 33件のうち限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項は18件です。

(注2) 品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された2事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が2020年度へ繰り越した2事務所を除きます。

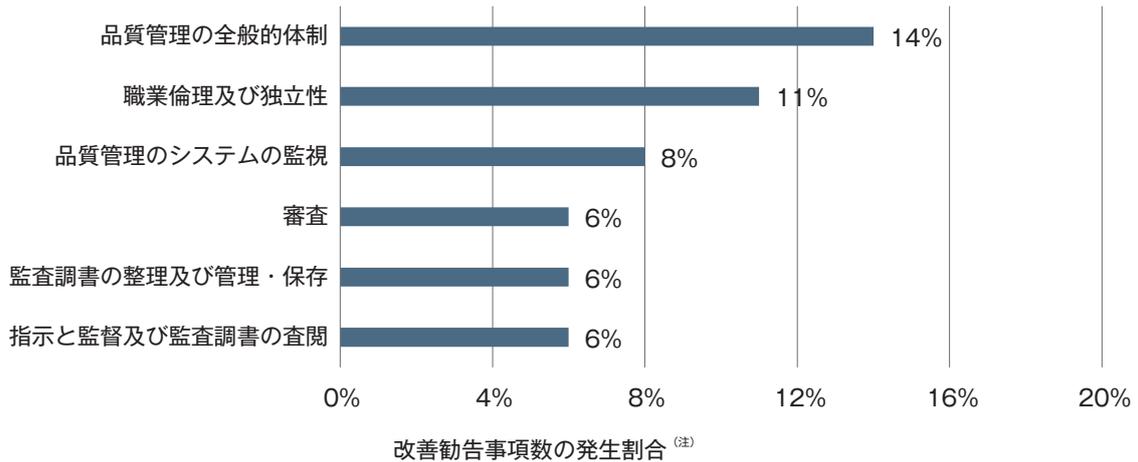


❶ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。この改善勧告事項には、限定事項付き結論又は否定的結論の要因となる事項もありますが、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。

発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「品質管理の全般的体制」、「職業倫理及び独立性」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）】



(注) 「改善勧告事項数の発生割合」 = $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

改善勧告事項の事例

事例1 品質管理の全般的体制

<具体例>

複数の監査業務から重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備を含む多くの不備が発見されており、監査責任者による監査業務の指示と監督及び監査調書の査閲が十分に実施されていない。また、監査チームが実施した重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備が審査で指摘されていない。

事例2 職業倫理及び独立性

<具体例>

上場会社の業務執行社員を7年間務めた事務所代表者が、当該会社との関係維持を目的として、インターバル期間中に監査業務チームの構成員として関与しており、また、審査員を7年間務めた社員が、インターバル期間中に特定の勘定科目の監査手続を実施しているなど、監査事務所は監査業務の主要な担当社員等の長期的関与（ローテーション）のルールを適切に整備・運用していない。

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

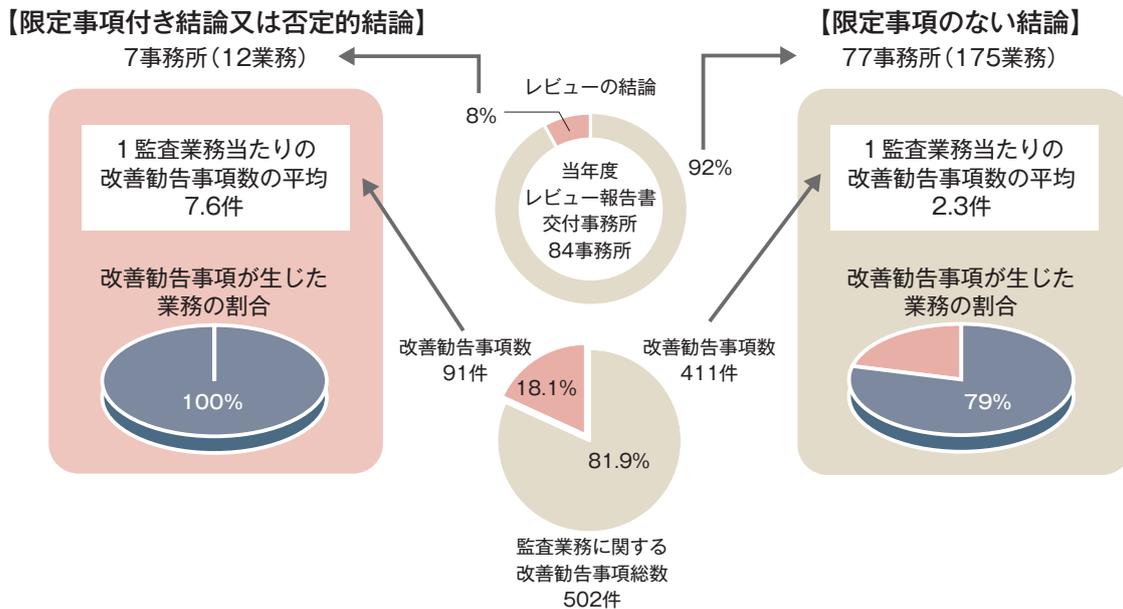
(2) 「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項

2019年度に品質管理レビュー報告書を交付した84監査事務所における、選定した監査業務数と改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数	選定業務数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1 監査業務当たり平均 (B/A)	改善勧告事項が生じた業務数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	7事務所	12業務	91件 (注1)	7.6件	12業務 (100%)
限定事項のない結論	77事務所	175業務	411件	2.3件	138業務 (79%)
合計	84事務所 (注2)	187業務	502件	2.7件	150業務 (80%)

(注1) 91件のうち限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項は20件です。

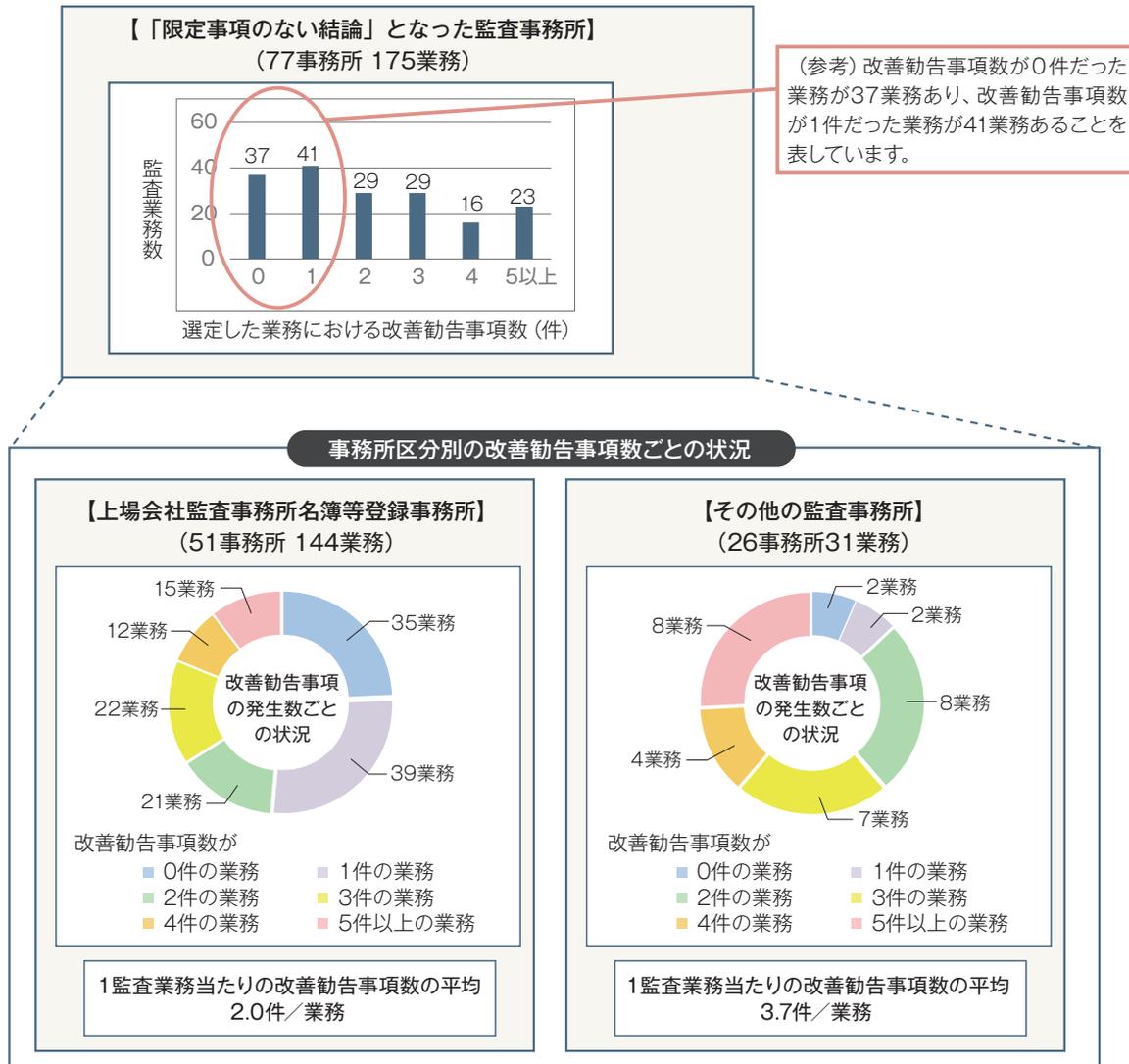
(注2) 品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された2事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が2020年度へ繰越しとなった2事務所を除きます。



【限定事項のない結論】となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「限定事項のない結論」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、以下のとおりです。

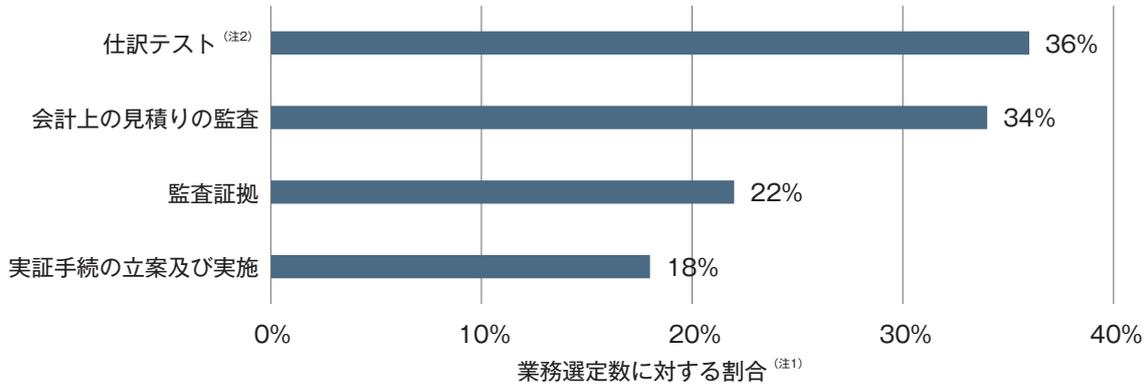
【選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況】



発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「仕訳テスト」、「会計上の見積りの監査」、「監査証拠」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）】



(注1) 「業務選定数に対する割合」 = $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

(注2) 「仕訳テスト」については、前年度までは「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」に含めて集計していましたが、発生割合が高くなったことから当年度から別項目として集計しています。

改善勧告事項の事例

事例1 仕訳テスト

<具体例>

経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応手続の一つである仕訳テストにおいて、一定の金額以上の多数の仕訳を機械的に抽出するにとどまり、起こり得る不正の態様を想定した仕訳の抽出を行っていない。また、抽出した仕訳について、勘定科目及び摘要欄の閲覧のみにより異常かどうか検討するにとどまり、証憑突合を行うなどの検証を実施していない。

事例2 会計上の見積りの監査

<具体例>

監査対象会社は、債務超過に陥っている関係会社株式の評価について、5年以内に実質価額が取得原価まで回復すると判断し減損処理を行っていないが、監査人は将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していない。

事例3 監査証拠

<具体例>

固定資産の減損の兆候の検討において、監査対象会社が作成した減損の兆候判定資料を利用しているが、当該資料に記載されている営業損益等の正確性を検討していない。

❶ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

6 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し、実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、改善勧告書に基づいて監査事務所が作成する改善計画書において、全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」の記載を求めています。

「改善勧告事項となった原因」には、更に根本的な原因が存在している場合があります。複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。このため、品質管理レビューの結論が限定事項付き結論等の場合には、改善計画書において「改善勧告事項となった根本的な原因」の記載を求めています。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

（1）改善勧告事項となった原因と対策

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には、以下のようなものがあります。

改善勧告事項	改善勧告事項となった原因
① 固定資産の減損損失の認識に関して、翌年度以降営業黒字に転換するとされている事業計画の合理性を批判的に検討していなかった。	監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心の不足
② 仕訳テストにおいて、起こり得る不正の態様を想定した仕訳の抽出が行われておらず、また抽出した仕訳に対して詳細テスト等を実施していなかった。	監査基準の誤解や理解不足
③ 通常レビューにおいて、重要な不備が検出されているが、監査責任者は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。	監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲の不足

上記改善勧告事項に関して、監査事務所として、専門要員への研修等による対策内容の周知及び実施状況の確認を実施することに加えて、個々の対策としては以下のようなものがあります。

① 財務諸表に重要な影響を与える固定資産の減損の検討に当たっては、職業的懐疑心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含め、事業計画を批判的に検討する。
② 監査基準等を十分に理解し、起こり得る不正の態様を想定した仕訳を抽出し、抽出した仕訳については、証憑突合等の詳細テスト等を実施する。
③ 適切な監査計画を立案した上で、監査責任者が十分な監査時間を確保し、補助者に対する指示・監督を適時・適切に行うとともに、深度ある監査調書の査閲を実施する。

(2) 改善勧告事項となった根本的な原因と対策

改善計画書に記載された改善勧告事項となった根本的な原因と対策には以下のようなものがあります。

改善勧告事項

- | |
|--|
| ① 不正リスクや業務量の評価を踏まえた慎重な検討が行われないまま、監査契約の新規の締結及び更新が行われていた。結果的に個別業務における品質管理に関して、多数の改善勧告事項が検出された。 |
| ② 監査事務所の品質管理のシステムを適切に運用していない結果、個別業務において監査手続を十分に実施していない事実が広範かつ多数見受けられ、代表者が品質管理の責任を果たしているとはいえなかった。 |

原因

- ・ 専門要員が不足する状況下での、採算を重視した監査契約の新規締結・更新
- ・ 監査基準の理解不足及び専門要員の教育・訓練不足

分析の深耕

根本的な原因

監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されていない

監査品質の改善や向上について継続的な取組を行う姿勢が不足している

組織的な監査を実施する体制の整備ができていない

上記改善勧告事項に関する監査事務所の対策には、以下のようなものがあります。

- | |
|---|
| ① 品質管理の重要性を繰り返し示すことにより品質に対する意識の向上を図る。また、不正リスク、監査時間等を評価して監査契約の新規の締結及び更新を検討する体制を整備する。 |
| ② 監査基準を理解することに努め、継続的な専門要員の教育・訓練等を通じて監査品質の向上を図り、組織的な監査を実施する。 |

(3) 当協会の対応

当協会は、監査事務所との深度あるコミュニケーションの実施、監査業務に有用な研修の実施、監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置への取組に対して、指導機能を発揮しています。一方、重要かつ多数の改善勧告事項が発見された上記(2)のような監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置を決定しています。また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

7 上場会社監査事務所登録制度

(1) 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を導入しています。

この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会に設置している上場会社監査事務所部に上場会社監査事務所名簿等を備え、これらの名簿を当協会のウェブサイト (<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>) において広く一般に公開しています。

上場会社監査事務所名簿等には、監査事務所の概要のほか、品質管理レビューの実施状況、限定事項等の概要、懲戒処分等の情報が記載されています。

なお、上場会社監査事務所名簿等登録事務所の概況（上場会社監査数等）については、後掲の「(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況」をご参照ください。

【当協会のウェブサイトで公開している上場会社監査事務所名簿等の開示例】

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	開示すべき書類	品質管理レビュー実施状況	措置懲戒行政処分勧告	その他	情報更新日
イロハカンサハウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー:2019/04 レビュー:2018/03 フォロー:2017/02	あり ※		2019/12/17
エービーシーカンサハウジン ABC監査法人	法人	カンサ ジロウ 監査 次郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	フォロー:2019/03 レビュー:2018/02 フォロー:2016/01			2019/11/02

※「措置、懲戒、行政処分、勧告」欄に「あり」と表示されている場合、リンク先にその内容が掲示されます。

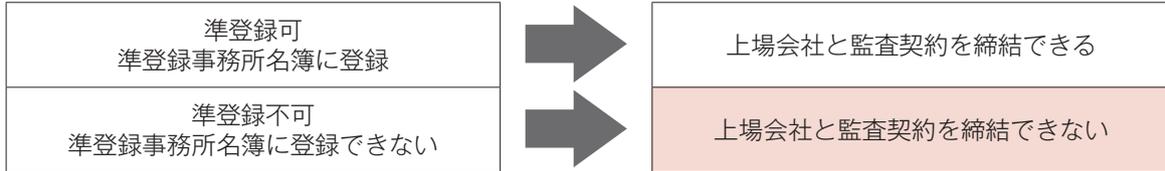
❶ 各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています(東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第7号の2、第441条の3等)。

(2) 上場会社監査事務所名簿等への登録審査

① 準登録審査

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請し、その後に審査が行われます。

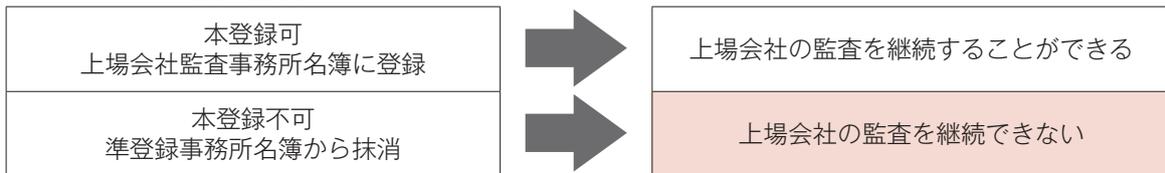
(審査結果)



② 本登録審査

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所は、上場会社と監査契約を締結し監査を実施して監査報告書を提出した後、通常レビューを受け、この通常レビューの結果に基づき上場会社監査事務所名簿への本登録の審査が行われます。

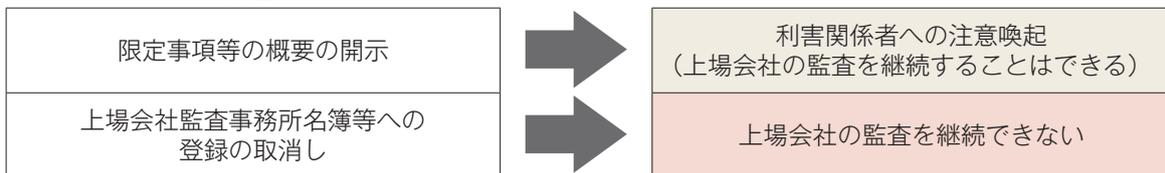
(審査結果)



(3) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

上場会社監査事務所名簿等登録事務所については、通常レビューを実施した結果に基づき「品質管理レビュー制度における措置」及び「上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」の両方を決定します。上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しが決定された場合、当該監査事務所は、上場会社の監査を継続することができなくなります。

(措置)



❶ 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるように、厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決定しています。

8 上場会社監査事務所名簿等の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、登録審査を経て上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所は13事務所であり、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により上場会社監査事務所名簿等の登録を抹消された監査事務所は8事務所です。

この結果、2020年3月31日現在、上場会社監査事務所名簿等登録事務所は136事務所です。

なお、2019年度の品質管理の状況のレビューの実施結果に基づき、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所が1事務所ありました。

【上場会社監査事務所名簿等登録事務所の内訳】

(2020年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
上場会社監査事務所名簿に登録されている 監査事務所（本登録事務所）	111事務所	7事務所	118事務所
準登録事務所名簿に登録されている 監査事務所（準登録事務所）	17事務所	1事務所	18事務所
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	128事務所	8事務所	136事務所

9 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会は、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうかについて検討・評価し、その結果を品質管理委員会に勧告することを職務とする、品質管理委員会のモニター機関です。品質管理委員会は、品質管理審議会から2019年6月3日付けで「2018年度品質管理委員会活動に関する勧告書」（第2部 詳細編 参考資料（資料7）参照）を受領しました。当該勧告書に記載されている勧告事項に対する品質管理委員会の対応は、以下のとおりです。

なお、2019年7月の会則変更において、品質管理審議会に代わる新たなモニター機関として自主規制モニター会議を設置しました。詳細については「10. 自主規制の機能向上に係る制度変更 2. 当協会の自主規制に係る組織体制について」をご参照ください。

勧告事項1. 品質管理レビューの一層の充実

（1）レビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施（継続）

レビューアーの能力の向上を目的として、年間を通じて一定の頻度でレビューアー全体会議を開催し、運営方針や改善勧告事例に関する意見交換と情報共有を充実させました。また、レビューアーに求められる技能（①問題発見力、②文章表現力、③指導力）や能力（①洞察力、②判断力、③説明力）にフォーカスし、それぞれの研修目的を明確にした研修を継続して実施しました。

（2）品質管理レビュー制度等の見直しを踏まえた整備・運用の準備（新規）

2019年3月に取りまとめられた「品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱」に基づく制度改正に向けて、新制度の整備・運用の準備を行う改正作業部会を設置し、関係者から意見を募った上で慎重に検討を重ね、2020年度からの新制度の施行に向けた準備を行うとともに、新たに上場会社監査を希望する監査事務所に対してはより慎重に適切かつ十分な審査を実施する体制を準備しています。

また、オフサイト・モニタリングによる情報収集・分析を一層強化するために、監査・規律審査会との情報共有を図るとともに、上場会社や監査事務所の情報収集・分析方法の見直しを実施するなど、より有用な情報を効率的に収集するための取組を進めています。

なお、品質管理レビュー制度等の主な変更内容については、「10. 自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動(継続)

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- 品質管理レビュー制度や活動状況の概要をまとめた冊子「2018年度 品質管理レビューの概要」及び品質管理レビューの勧告事例等について解説した冊子「2018年度 品質管理レビュー事例解説集」の配付並びに当協会のウェブサイトでの発信
- 「月刊監査役」(2019年9月号)への品質管理レビュー制度に関する寄稿(表題「日本公認会計士協会における品質管理レビューの実施状況(2018年度)」)
- 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「品質管理レビューの事例解説」をテーマにした講演の実施(2020年2月)

10 自主規制の機能向上に係る制度変更

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、自主規制による会員の規律の徹底並びに監査制度及び監査環境の一層の整備・充実を重要な課題と位置付け、必要な施策の検討を継続的に行っています。2019年7月の会則変更においては、当協会の自主規制の重要な取組である品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度（個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や、公認会計士の職業倫理に係る事項等の審査を行う制度）について、その機能をより一層向上させるための見直しを行いました。このうち、品質管理レビュー制度及びこれに組み込んだ制度として運用している上場会社監査事務所登録制度に関する主な変更内容は、以下のとおりです。

1. 品質管理レビュー制度等について

「実効性の向上（実効化）」、「透明性の向上（透明化）」等の観点から、品質管理レビュー制度等について見直しました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

(1) 品質管理レビュー制度関係

① 通常レビューの実施結果と改善勧告事項への対応の見直し

ア. 通常レビューの実施結果

「品質管理レビュー報告書」において、現行制度の通常レビューの結論の種類（「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」）を廃止して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況について、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果を記載するように改めました。

【通常レビューの実施結果の新旧対比】

変更前	変更後
否定的結論	極めて重要な不備事項のある実施結果
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	重要な不備事項のある実施結果
限定事項付き結論	重要な不備事項のない実施結果
限定事項のない結論	

イ. 改善勧告事項への対応（改善計画書の作成）

極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合には、監査事務所による改善計画書の作成を必要とする一方、重要な不備事項のない実施結果の場合には、監査事務所の自主的な改善を尊重して、改善計画書の作成を不要としました。

② 改善勧告事項に関する改善措置の状況の確認方法の見直し

従来のフォローアップ・レビューを廃止し、通常レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合は、原則として、翌年度に通常レビュー又は改善状況の確認を実施して必要な指導を行う一方、重要な不備事項のない実施結果の場合は、監査事務所の自主的な改善を尊重し、原則として、書面による改善状況の報告を受けた上で、改善不十分の懸念があるときには、通常レビュー又は改善状況の確認を実施するように改めました。

③ 特別レビューの実効化のための要件緩和

特別レビューの実施要件を緩和して再構成し、監査意見表明前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合において、品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認することが可能なレビューに改めました。

④ 通常レビューの頻度の柔軟化

通常レビューの実施頻度を3年に一度とする原則は保持した上で、品質管理委員会の判断によって、翌年度に連続してレビューを実施することを可能とする一方で、最長で5年に一度の頻度でレビューを実施することを可能としました。

⑤ 品質管理委員会から他委員会等へのフィードバック機能の強化

品質管理委員会の職務として品質管理レビューを通じて認識した監査事務所及び監査の基準の共通の問題点等に関する意見を会長に具申することができるように改めました。

(2) 上場会社監査事務所登録制度関係

① 上場会社監査事務所部会の職務の明確化とオフサイト・モニタリング機能の強化

上場会社監査事務所名簿を管理していた「上場会社監査事務所部会」に部会員を配置した上で、上場会社監査に係る情報センターとしての機能を新たに付加して、上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報の収集・分析をより積極的に行うことができるように準備を進めています。

② 上場会社監査事務所名簿等登録事務所に関する不備事項の開示の拡充

従来の制度上、監査事務所に対する措置として、限定事項付き結論（極めて重要な準拠違反の懸念あり）の場合等においては、限定事項の概要を上場会社監査事務所名簿で開示していました（「3.品質管理レビュー制度等（9）通常レビューの結果に基づく措置」をご参照ください）。

新制度においては、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」が認められた場合に、その概要を上場会社監査事務所名簿に開示することに改めました。

③ 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所に対する審査

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、従来の制度上、書類審査、必要と認めた場合に面談等を実施し、準登録事務所登録審査部会が審査していましたが、新制度においては、レビューアークが、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを調査し、必要に応じて指導を行った結果を踏まえて、品質管理審査部会が審査することに改めました。

2. 当協会の自主規制に係る組織体制について

品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の改善を図るとともに、両制度のモニタリング機関等の自主規制全体に係る組織体制についても、透明性の向上等を図るため、以下のとおり見直しを行いました。2019年10月1日から新たな自主規制体制で運用しています。

(1) 自主規制モニター会議の設置

当協会の自主規制に係る制度が適切に機能し、社会からの更なる理解が得られるものとなるよう、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していたモニタリング機関（前者は「品質管理審議会」、後者は「監査業務モニター会議」）に代えて、当協会の自主規制活動全般の運営状況をモニタリングし、大局的な視点から意見を述べ、助言を行う機関として、「自主規制モニター会議」を設置しました。

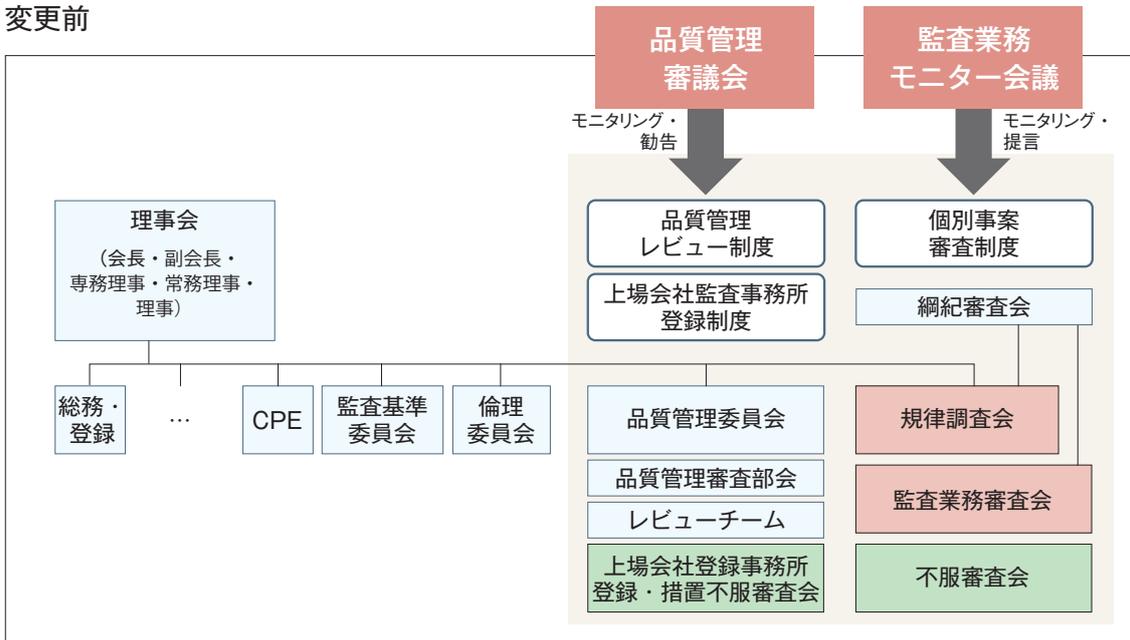
自主規制モニター会議の議事要旨等については、当協会ウェブサイト（<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html>）において公表しています。

(2) 適正手続等審査会の設置

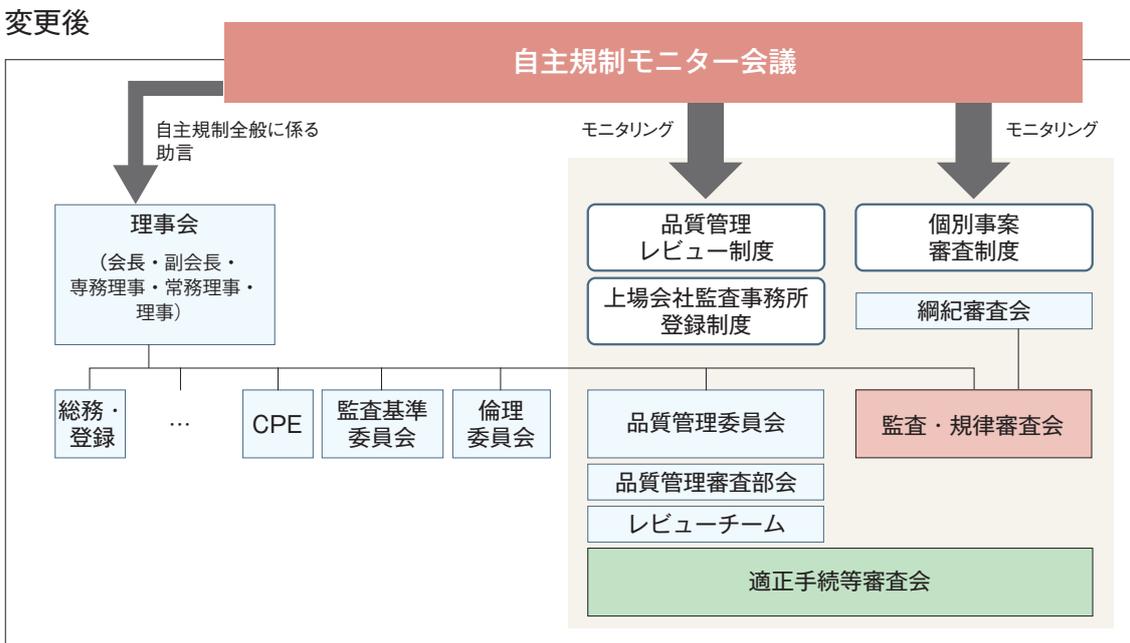
会員に対する処分・措置に関する審査機能の専門性向上、判断の衡平性確保等を図るため、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していた不服審査機関（前者は「上場会社監査事務所登録・措置不服審査会」、後者は「不服審査会」）の審査機能を一本化し、「適正手続等審査会」を設置しました。

【当協会の自主規制機関】

変更前



変更後



11 今後の行動計画

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。

今後、当協会の自主規制機能をより有効に機能させるために、リスク・アプローチによる品質管理レビューの実施を徹底した上で、品質管理レビューの実施結果を他の委員会等にフィードバックするとともに、品質管理委員会及び個別事案審査制度の各機関の連携・情報共有を促進していきます。

品質管理委員会としては、2020年度の品質管理レビュー等から適用される新制度について、以下の対応を行うなど、その趣旨を踏まえた着実な運用を行ってまいります。また、新制度を運用する中で把握した新たな課題については、状況に応じ適切に対応してまいります。

1. 指導機能の充実

監査品質が一定水準に満たない監査事務所に対する指導を充実させるために、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解した上で、リスクに注力した品質管理レビューを実施します。また、監査事務所とレビューアーの十分なコミュニケーションを通じた指導を的確に行ってまいります。

2. 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所への審査

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、レビューアーが、監査事務所に赴いて、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを確認します。その後も必要に応じて指導を行い、その結果を踏まえた上で厳格に審査を行ってまいります。

3. レビューアーの能力向上

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施します。特に、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解する必要性、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性を周知することなどにより、レビューアーの能力の更なる向上に努めます。また、今後も引き続きレビューアー研修の在り方を検討します。

4. 公認会計士・監査審査会との連携

品質管理レビューの実務上の問題・課題について、公認会計士・監査審査会と意見交換する会議を引き続き開催して、運用面における品質管理レビューの実効性向上に資する検討を行ってまいります。

(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況

上場会社監査事務所名簿等登録監査事務所の概況は、以下のとおりです。

(1) 上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2020年3月31日現在)

上場会社監査数	事務所数	構成比	上場会社監査数合計	構成比
100社以上	5事務所	3.7%	2,896社	75.8%
20~99社	8事務所	5.9%	389社	10.2%
10~19社	13事務所	9.5%	181社	4.7%
10社未満	110事務所	80.9%	353社	9.3%
合計	136事務所	100.0%	3,819社	100.0%

(2) 所属公認会計士等（公認会計士以外のその他の監査実施者を含む。）の数に基づく内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数（常勤者及び非常勤者の合計）を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2020年3月31日現在)

所属公認会計士等の数	事務所数	構成比	所属公認会計士等の数合計	構成比
1,000人以上	4事務所	2.9%	19,872人	78.2%
100~999人	7事務所	5.2%	2,393人	9.4%
20~99人	67事務所	49.3%	2,526人	9.9%
20人未満	58事務所	42.6%	632人	2.5%
合計	136事務所	100.0%	25,423人	100.0%

(参考2) 上場会社の会計監査人の異動状況

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において監査事務所と意見交換を行っています。

(1) 会計監査人の異動件数

2019年4月1日から2020年3月31日までの期間の、金融商品取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示（以下「適時開示」という。）から当協会が把握した会計監査人の異動は143件になります。なお、当該件数には監査法人の合併による異動3件及び共同監査の解消に係る異動1件は含めておりません。以下の表は、前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別に、会計監査人の異動状況をまとめたものです。

【会計監査人の異動状況】

		前任監査人		
		大手4監査法人	大手4監査法人以外	合計
後任監査人	大手4監査法人	24件	10件	34件
	大手4監査法人以外	60件	49件	109件
	合計	84件	59件	143件

143件の会計監査人の異動のうち、大手4監査法人が前任監査人であった件数は84件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手4監査法人が後任監査人となった件数は34件となりました。

(2) 会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書、金融商品取引所の適時開示制度などにより、会計監査人の異動理由を開示することとされています。当協会においても、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、上場会社監査事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」（以下「届出書」という。）に具体的な異動理由の記載を求め、その内容を適時に把握しています。

以下の表は、2019年4月1日から2020年3月31日までに生じた会計監査人の異動のうち、2020年4月30日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった106件の会計監査人の異動について、その理由を集計したものです。

【届出書に記載された会計監査人の異動理由】

会計監査人の異動理由（複数選択可）	回答件数	
	前任監査人	後任監査人
(1) 連結グループでの監査人統一	14件	14件
(2) 海外展開のため国際的ファームへ交代	2件	6件
(3) 監査人の対応の適時性や人員への不満	1件	30件
(4) 監査報酬	52件	35件
(5) 継続監査期間	32件	28件
(6) 監査期間中に直面した困難な状況	2件	1件
(7) 会計・監査上の見解相違	1件	1件
(8) 会計不祥事の発生	10件	9件
(9) 企業環境の変化等による監査リスクの高まり	10件	2件
(10) その他	13件	17件
合計	136件	143件

(注) 会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、会計監査人の異動件数106件と上記の回答件数の合計とは一致しません。

回答件数を見ると、前任監査人及び後任監査人ともに異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げており、前任監査人は、これに次いで「継続監査期間」を挙げています。一方、後任監査人は、「監査報酬」に次いで「監査人の対応の適時性や人員への不満」を多く挙げており、当該異動理由は、前任監査人及び後任監査人の回答件数が最も大きく乖離しています。

また、適時開示においては、上記106件の異動のうち98件で「任期満了」を理由としており、最も多く挙げられています。単に「任期満了」のみを挙げているケースは1件のみと大幅に減少しており、「任期満了」に加えてその他の異動理由も併記されているケースが多く見受けられます。このような状況は、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が2019年1月に公表した報告書において、任期満了以外の実質的な交代理由の開示を求めたこと等が背景にあるものと考えられます。併記されている理由としては「継続監査期間」の長期化や「監査報酬」の増額を挙げているものが多く、前任監査人及び後任監査人の多くが挙げている異動理由と同様となっています。



第2部 詳細編



1 品質管理レビュー制度

(1) 品質管理レビュー制度の概要

品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、当協会の会員による監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理の状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の下で当協会の自主規制として運用しています。

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、監査事務所の定めた品質管理のシステムが、「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に適合して適切かつ十分に整備されているか（品質管理のシステムの整備状況）、また、その品質管理のシステムが有効に運用されているか（品質管理のシステムの運用状況）という観点から、品質管理のシステムの整備状況を評価し、当該品質管理のシステムの運用状況を試査の方法によって確かめています。

また、品質管理レビューの実施に当たっては、当協会の会則等に基づき、品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続等に準拠して行うこととされています。

なお、品質管理レビュー制度については、「品質管理レビュー制度Q & A」において詳細な説明を行っていますのでご参照ください。

(参考)

国際会計士連盟 (IFAC) 理事会は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント (以下「SMO」という。) 1-7」を制定しており、加盟団体は、SMOに定められる要求事項を履行するための行動を明示し、実行する義務を有しています。SMO1「品質保証」には、監査等の保証業務等を行う事務所に対する品質保証レビュー・システムに関する加盟団体への要求事項が定められています。

当協会は、国際会計士連盟に加盟しており、日本における品質管理レビューにおいても、SMO1を遵守して実施することが要求されています。

(参考)

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

詳細については、「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

(2) 品質管理レビュー制度の変遷

品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の主な変遷は、以下の表のとおりです。

年度	品質管理レビュー制度	関連する法令・制度等
1999年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制としての品質管理レビュー開始（大規模監査法人のみにフル・レビュー） ・品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性格」とする 	品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続の公表
2001年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レビューを開始	
2004年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置（改正公認会計士法の施行）
2005年度	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・レビュー対象監査事務所の拡大（公認会計士法上の大会社等）に対応するため、レビューアーを9人から20人に増員 	監査に関する品質管理基準の制定
2007年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始したため、レビューアーを20人から29人に増員	上場会社監査事務所登録制度導入
2011年度	<ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫等を監査している監査事務所のレビューを開始 ・品質管理委員会に外部委員制度導入 	
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・品質管理レビュー制度内に品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度を新設 ・機動レビュー及び特別レビューの新設 	会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」（以下単に「会長通牒」という。）等の公表
2016年度	品質管理レビューの強化策を安定的に実施するためレビューアーを30人から40人に増員	

(注) 2020年度からは、新制度に基づく品質管理レビューが実施されます。

詳細については、【第1部 概要編】「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

(3) 品質管理レビューの性格

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

(4) 品質管理レビューの種類

品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として、定期的又は機動的に実施する通常レビューと、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として、臨時的に実施する特別レビューがあります。

【品質管理レビューの種類】

レビューの種類	レビューの目的	レビュー対象 監査事務所	実施の頻度	
通常 レビュー	監査事務所全体の品質管理の状況の確認	公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所	定期的	【定期レビュー】 3年に一度 (大手監査法人は2年に一度)
			機動的	【機動レビュー】 定期レビューを補完する必要があると判断される場合
特別 レビュー	① 特定の監査業務の品質管理の状況の確認 ② 監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況の確認	監査契約を締結している全ての監査事務所	臨時的	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合

(注1) 通常レビュー又は特別レビューを実施した結果、改善勧告事項がある場合には、翌年度に改善措置の実施状況を確認（フォローアップ・レビュー）しています。

(注2) 2019年度において、特別レビューの実施はありません。

(5) 品質管理レビューの対象となる監査事務所

監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となります。しかしながら、当協会の社会に対する責任と品質管理レビューの実効性を考慮し、公認会計士法上の大会社等（注）及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している通常レビューを受けなければならない監査事務所を、品質管理レビューの対象の中核として運用することとされており、これ以外の監査事務所は、特別レビューを実施する場合にレビュー対象となります。

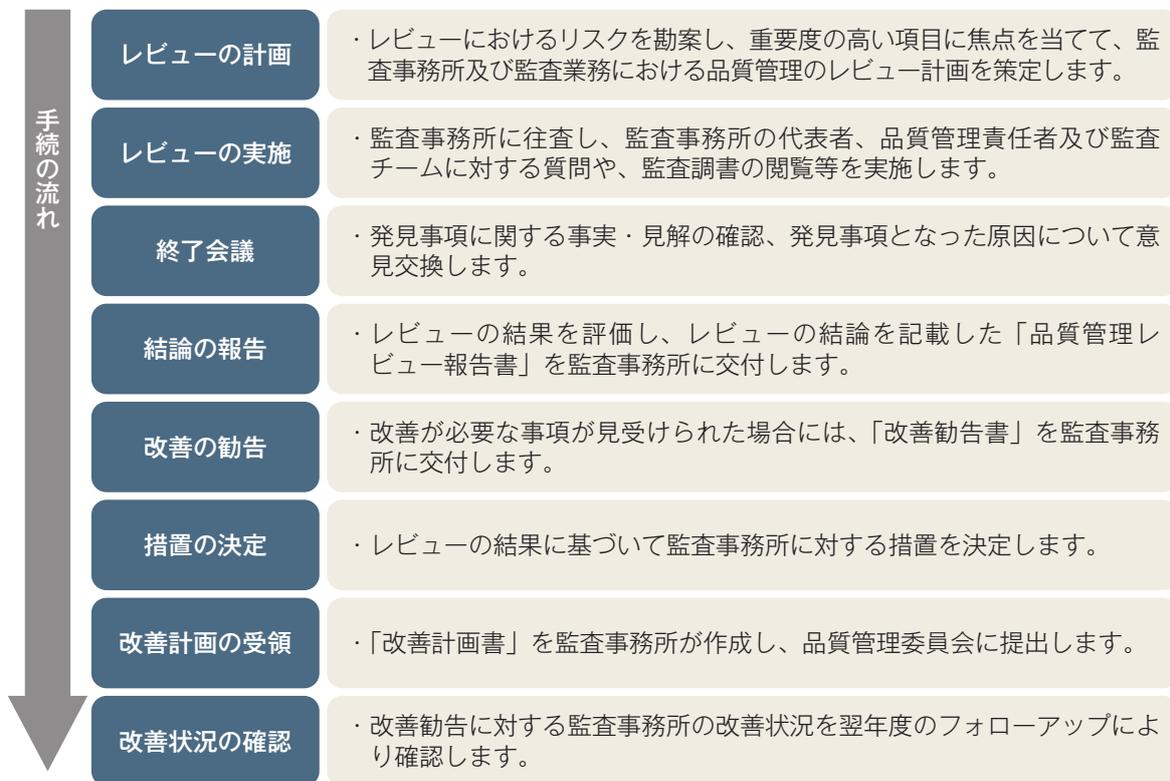
(注) 上場会社及び会社法監査を受けている一定規模以上の会社等

(6) 通常レビューの対象となる監査業務

通常レビューの対象として選定する監査業務は、基本的に公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等に係る監査業務です。ただし、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況又は特性から、通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと思われる場合には、その他の会社等に係る監査業務を追加して選定することがあります。

(7) 品質管理レビュー（通常レビュー）の業務の流れ

通常レビュー（翌年度のフォローアップまで含む。）の業務の具体的な流れは、以下のとおりです。



レビューチームは、会則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に準拠し、監査事務所と十分な意見交換を行い、レビューを実施しています。

なお、品質管理審査部会はレビューチームのレビューの結果等について審査し、品質管理委員会は品質管理審査部会の審査結果に基づき品質管理レビュー報告書等を審議・承認しています。また、限定事項付きの結論（極めて重要な準拠違反の懸念あり）・否定的結論となる場合等には、品質管理特定事案検討部会における検討も行われています。

(8) 品質管理レビュー（通常レビュー）の結論

通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載されます。品質管理レビューの結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」の3種類があります。また、通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

【品質管理レビューの結論の種類と内容】

品質管理レビューの結論の種類	内 容
限定事項のない結論	通常レビューを実施した結果、以下のア.とイ.の両方が認められた場合に表明されます。 ア. 監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項は見受けられない。 イ. レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項は見受けられない。
限定事項付き結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明されます。
否定的結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、通常レビューを実施した個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明されます。

(9) フォローアップ・レビューの確認結果

フォローアップ・レビューの確認結果には、①「改善の不十分な事項のない確認結果」、②「改善の不十分な事項のある確認結果」の2種類があります。なお、フォローアップ・レビューは前回の通常レビュー又は特別レビューにおいて監査事務所から提出された改善計画書に記載の改善措置の状況を確認するものであり、フォローアップ・レビュー実施時点の監査事務所の品質管理の状況について結論を表明するものではありません。

(10) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定されます。措置の種類には、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告があります。

当該監査事務所が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所である場合は、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、以下の①又は②が決定されます。

- ① 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示
- ② 上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し

【品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等 (措置の原因となる事実)		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)
レビュー 拒否・非協力	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等	登録の取消し (名簿からの抹消)		
否定的結論を表明する 原因となった事項	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等	登録の取消し (名簿からの抹消)		
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠 違反の懸念あり)を 表明する原因となっ た事項	措 置	嚴重注意	辞退勧告	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等	開示	登録の取消し (名簿からの抹消)	
限定事項付き結論を 表明する原因となっ た事項	措 置	注意	嚴重注意	辞退勧告
	上場会社監査 事務所名簿等		開示	登録の取消し (名簿からの抹消)
限定事項のない結論 における改善勧告事 項	措 置		注意	嚴重注意
	上場会社監査 事務所名簿等			開示

(注) 品質管理レビューの結論等の各項目のうち、上段は、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づいて決定される措置を示し、下段は、上場会社監査事務所名簿等への登録に関して決定される措置を示しています。

【品質管理レビュー制度（特別レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー 拒否・非協力	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
改善勧告事項	措 置	なし	注意	嚴重注意

(11) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

品質管理レビュー報告書等は、原則として第三者に開示することはできませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要（品質管理レビューの結論等）については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、監査事務所が以下の項目を第三者に開示することが可能となっています。

- 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付
- フォローアップ・レビューが実施された場合にあっては、フォローアップ・レビュー報告書の日付
- 品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置
- フォローアップ・レビューの実施結果及びその結果に基づく措置
- 監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無並びに当該事項がある場合にあってはその内容の要約及び監査事務所の対応状況

(12) その他

① 品質管理レビューの結果に関する監査役等とのコミュニケーション

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」において、少なくとも公認会計士法上の大会社等、会計監査人設置会社又は信用金庫等の監査の場合、監査人は、品質管理レビューの結果に関して以下の事項を書面で監査役等に伝達することが求められています。

- 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付
- 品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置
- 限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由
- 監査事務所又は個別業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無（当該事項があった場合は、その内容の要約（注））に加え、監査事務所の対応状況
（注）個別業務における品質管理に係る限定事項及び改善勧告事項については、その領域及び全般的な傾向
- 当該会社の監査業務がレビュー対象業務として選定されたかどうか
[当該会社の監査業務がレビュー対象として選定された場合]
- 当該個別業務における限定事項及び改善勧告事項の有無（当該事項があった場合は、その内容の要約）
- 当該個別業務における改善勧告事項への対応状況
特別レビュー、フォローアップ・レビューの実施結果についてもコミュニケーションの対象となります。

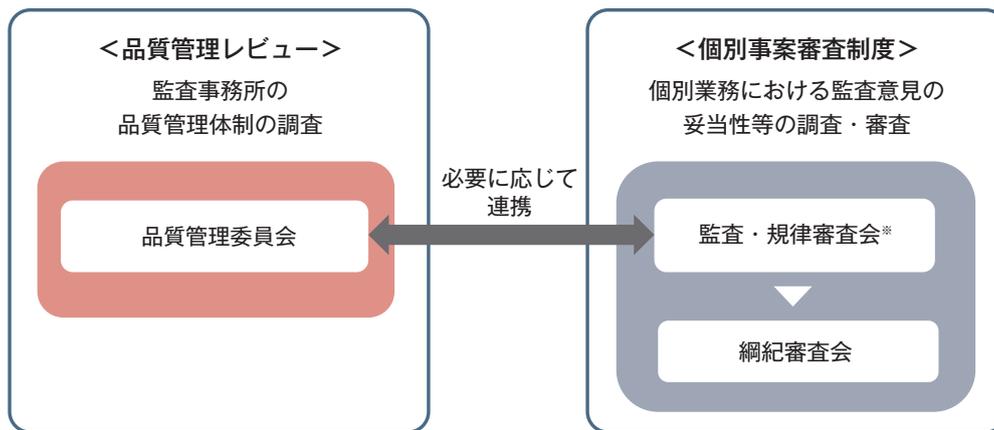
② 品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の連携

当協会の自主規制の取組のうち、品質管理レビュー制度と個別事案審査制度は、監査事務所の品質管理体制の調査と、個別業務における監査意見の妥当性等の調査・審査という根本的な違いはあるものの、一部類似・重複する点や関連性が認められることもあることから、両者が必要に応じて連携し、監査業務の品質向上に努めています。

各制度における調査・審査を通じて、互いの制度の所掌に属する重大な事項を発見した場合、すなわち、品質管理レビューを通じて個別業務における監査意見の妥当性等に重大な疑念が生じた場合、又は個別事案審査における調査案件に関し監査事務所の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項を発見した場合には、会長への報告を通じて、勧告又は指示その他の必要な措置を講じてきました。また、運用面においては、双方の機関の関係者による連絡・協議の場を定期的に設け、会長への報告の対象となる案件を中心に必要な連携を図ってまいりました。

2019年7月の会則変更においては、それぞれの制度の目的、職務等を逸脱しない範囲において、両者の連携・情報共有の迅速化・効率化を更に促進するために、各機関（品質管理委員会及び監査・規律審査会）の長が、一定の要件の下で必要な情報連携を行うことができることとしました。

【品質管理レビュー制度と個別事案審査制度】



※ 2019年7月の会則変更により、従前の「監査業務審査会」及び「規律調査会」が「監査・規律審査会」に一元化されました。

※ 個別事案審査制度から品質管理レビュー制度への連携については2019年7月の会則変更の施行日である2019年10月1日から、品質管理レビュー制度から個別事案審査制度への連携については会則変更による品質管理レビュー制度の改正の適用時期に合わせて2020年7月1日から運用することとしています。

品質管理実施状況の報告制度

品質管理委員会は、通常レビュー対象会社等と監査契約を締結しているものの、過去3年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所から、品質管理実施状況の報告書の提出を受け、監査事務所の品質管理の実施状況を確認しています。また、必要と認めた場合には監査事務所へ赴いて確認することもできることとなっています。

2 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会は、2004年度から公認会計士法に基づき、公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行い、また、公認会計士・監査審査会からモニタリングを受けています。

(1) 品質管理レビュー結果の報告

当協会は、公認会計士法第46条の9の2第2項に従い、各月分の「品質管理レビューに関する月次報告書」及び「品質管理レビューに関する年次報告書」を公認会計士・監査審査会に提出しています。

(2) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

公認会計士・監査審査会による以下のようなモニタリングが行われます。また、その過程で当協会は公認会計士・監査審査会からの質問に回答しています。

審査	公認会計士・監査審査会は、当協会からの報告を受け、主として、当協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認します。
検査	公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む。）に対して検査を行います。また、当協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、当協会に対しても検査を行います。
勧告	審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は当協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。

(3) 品質管理レビューと公認会計士・監査審査会の検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する公認会計士・監査審査会の検査の実施状況は以下の表のとおりです。

当協会による品質管理レビューの実施概要				
年度(注)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
レビューアー数	40人	40人	39人	40人
通常レビュー実施事務所数	101事務所	96事務所	56事務所	84事務所
フォローアップ・レビュー実施事務所数	55事務所	62事務所	80事務所	44事務所

(注) 品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月までです。



公認会計士・監査審査会による検査の実施概要			
品質管理レビュー実施年度+1年	2017年度	2018年度	2019年度
検査官数	33人	34人	34人
検査実施事務所数	9事務所	10事務所	8事務所

(注1) 検査の事務年度は、毎年7月から翌年6月までです。

(注2) 2019年度の検査実施事務所数は、2020年3月31日までに着手したものを計上しています。

(出典)「公認会計士・監査審査会の活動状況」(令和2年5月)

(4) 公認会計士・監査審査会との意見交換等

2019年度は、公認会計士・監査審査会と以下のような点に関して、実務者レベルで意見交換を実施しました。

- ・品質管理レビューの実効性向上について
- ・報酬依存度に係るセーフガードの運用上の課題
また、以下の講師派遣等を実施しました。
- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会への講師の派遣
- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会へのレビューアーの参加

3 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1) 品質管理レビューの計画

① 2019年度の重点的实施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、過年度の改善勧告の状況及び最近の動向を踏まえて、以下の事項としました。

- 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
 - ・ 監査業務の品質を重視する風土
 - ・ 監査事務所のガバナンスや組織運営
 - ・ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ・ 職業倫理及び独立性（監査責任者等のローテーション管理）
- 個別業務における監査の実施状況
 - ・ 会計上の見積りの監査
 - ・ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
 - 職業的懐疑心
 - 収益認識
 - 経営者による内部統制を無効化するリスク
 - ・ グループ監査の手続

② 2019年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

当年度の品質管理レビューの対象とする監査事務所の選定及び監査事務所ごとの通常レビューの実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。

- ・ 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視

レビュー実施前における監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を更に強化し、大規模な上場会社の監査に対する監査事務所のリスク管理の状況を確認することにレビューの重点を置くとともに、通常レビューの対象とする個別業務の選定においても、大規模な上場会社を重視して選定しました。
- ・ 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化

当年度は、前年度に引き続き、通常レビューにおけるリスク・アプローチを強化する一環として、個別業務の規模やリスクの状況に応じたレビューアーの選任や、レビューアーが識別したリスクが高いと判断した領域を重点的にレビューすることにより、深度あるレビューを実施することに留意しました。

・ 監査事務所との深度あるコミュニケーション

改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について、監査事務所の現場力向上に資するための深度あるコミュニケーションを行いました。

また、全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記述を求めることとで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行いました。

・ 機動レビューの実施

前年度に通常レビューを実施した結果、品質管理レビュー報告書において「限定事項付き結論」が表明されたことなどを受けて、継続して指導することが必要と判断した14事務所（前年度は14事務所）については、前回のレビューから3年を経過していませんが、当年度に機動レビューを実施しました。

・ 通常レビュー対象会社等以外の監査業務の追加選定

監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から、通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと認められた7事務所（前年度は2事務所）においては、通常レビュー対象会社等以外のその他の会社等から7業務（前年度は2業務）を追加選定しました。なお、追加選定した個別業務における契約種別の内訳は以下の表のとおりです。

（単位：監査業務）

追加選定した個別業務 における契約種別	前年度	当年度
会社法監査	—	5
学校法人監査	1	2
その他の法定監査	1	—
合 計	2	7

(2) 通常レビューの実施状況及び実施結果

① 通常レビューの実施状況

当年度の通常レビュー対象監査事務所の総数及び通常レビュー実施監査事務所数の、前年度との比較は、以下の表のとおりです。

【通常レビュー対象監査事務所の総数】

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	139	131
その他の監査事務所	59	59
合 計	198	190

(注) 各年度の4月1日現在における通常レビュー対象監査事務所数です。

【通常レビュー実施監査事務所数】

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	42	55
その他の監査事務所	14	29
合 計	56	84

② 通常レビューの実施結果

当年度の通常レビューの実施結果は、以下の表のとおりです。

【通常レビューの実施結果】

(単位：監査事務所)

		前年度 繰越監査 事務所数	当年度 実施監査 事務所数 (注2)	計	レビュー 報告書 交付監査 事務所数	当年度 繰越監査 事務所数
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	前年度以前	2 (2)	— (—)	2 (2)	2 (2)	— (—)
	当年度	— (—)	55 (13)	55 (13)	53 (11)	2 (2)
	小計	2 (2)	55 (13)	57 (15)	55 (13)	2 (2)
その他の監査事務所	前年度以前	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	当年度	— (—)	29 (1)	29 (1)	29 (1)	— (—)
	小計	— (—)	29 (1)	29 (1)	29 (1)	— (—)
合 計	前年度以前	2 (2)	— (—)	2 (2)	2 (2)	— (—)
	当年度	— (—)	84 (14)	84 (14)	82 (12)	2 (2)
	小計	2 (2)	84 (14)	86 (16)	84 (14)	2 (2)

(注1) 機動レビューを実施した監査事務所数については、() 内に内数で記載しています。

(注2) 当年度実施監査事務所数のうち会則第139条第3項(2019年7月22日改正前)に基づく機動レビューが、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に3件含まれています。

通常レビューにおけるレビュー報告書交付監査事務所（84事務所）のレビューの結論の種類別内訳は、以下の表のとおりです。

【通常レビューにおける結論の種類別内訳】

（単位：監査事務所）

	前年度				当年度			
	限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	計	限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	計
上場会社 監査事務所名簿等 登録事務所	38 (9)	1 (-)	2 (-)	41 (9)	51 (11)	4 (2)	- (-)	55 (13)
その他の 監査事務所	11 (2)	3 (2)	- (-)	14 (4)	26 (-)	3 (1)	- (-)	29 (1)
合計	49 (11)	4 (2)	2 (-)	55 (13)	77 (11)	7 (3)	- (-)	84 (14)

(注1) 通常レビューにおけるレビュー報告書交付監査事務所数のうち、機動レビューによるレビュー報告書交付監査事務所数については、() 内に内数で記載しています。

(注2) 繰越監査事務所については、レビュー報告書交付年度に含めて表示しており、当年度に品質管理レビュー報告書が審議・決定された繰越監査事務所数は、「限定事項のない結論」が1事務所（前年度1事務所）、「限定事項付き結論」が1事務所、「否定的結論」はありませんでした（前年度は「限定事項付き結論」「否定的結論」ともありませんでした）。

③ 通常レビューの実施結果の評価

当年度は通常レビュー実施監査事務所が前年度から大幅に増加したため、単純に比較はできないものの、「限定事項付き結論」又は「否定的結論」が表明された監査事務所数は前年度の6事務所から当年度は7事務所に増加しました。

前年度に「限定事項付き結論」又は「否定的結論」が表明された6事務所のうち、上場会社監査事務所名簿から抹消されたものが2事務所、監査人交代により通常レビュー対象外となったものが3事務所です。残る1事務所は、当年度に機動レビューを実施した結果、限定事項付き結論となっています。

また、当年度に「限定事項付き結論」が表明された監査事務所は、機動レビュー対象の監査事務所が3事務所（上記の1事務所を含む）、新たに上場会社を監査するために準登録事務所名簿へ登録されている監査事務所が2事務所、その他の監査事務所が2事務所となっています。

「限定事項付き結論」が表明された監査事務所に共通するのは、監査品質を重視する風土が醸成されていない、組織的な監査を実施する体制が整備されていないといった根本的な原因から、監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していない、定期的な検証を実施していないなど、監査事務所としての品質管理に不備があり、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、複数の改善勧告事項が生じていることです。

(3) 重点的実施項目の実施結果

当年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書を交付した82事務所において重点的実施項目を確認した結果は、以下のとおりです。

① 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

当年度の通常レビューにおいては、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言等を踏まえ、以下の4項目を重点的実施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、当該4項目について改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

重点的実施項目	前年度	当年度
1. 監査業務の品質を重視する風土	2	3
2. 監査事務所のカバナンスや組織運営	5	3
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1	1
4. 職業倫理及び独立性 (監査責任者等のローテーション管理)		3

(注1) 複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

(注2) 当年度の重点的実施項目のうち、前年度に重点的実施項目でなかった項目に関する監査事務所数の記載は省略しています。

当年度に「限定事項付き結論」となった監査事務所のうち、3事務所が「1.監査業務の品質を重視する風土」と「2.監査事務所のカバナンスや組織運営」について改善勧告を受けています。これは、前回の品質管理レビューの改善勧告を受けて計画された改善措置が複数の項目で実施されていない、不正リスクや業務量の評価を踏まえた慎重な検討が行われないうまま、監査契約の新規の締結及び更新が行われていた、といった内容が含まれています。また、このうち2事務所では「職業倫理及び独立性」についても改善勧告を受けており、業務執行社員による監査先への長期間関与、関与期間後のインターバル期間中における監査チーム構成員としての関与等、ローテーションルールが整備・運用されていないといった内容が含まれています。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、機動レビュー時にその改善状況について確認を行っています。

② 個別業務における監査の実施状況

当年度の通常レビューにおいては、個別業務に関して以下の3項目を重点的实施項目として採り上げ、監査業務が適切に行われているかを確認しました。その結果、当該3項目について改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

重点的実施項目	前年度	当年度
1. 会計上の見積りの監査	14	32
2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応		
・ 職業的懐疑心	4	3
・ 収益認識	(注2)	19
・ 経営者による内部統制を無効化するリスク	19	46
3. グループ監査の手続	(注2)	3

(注1) 複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

(注2) 当年度の重点的実施項目のうち、前年度に重点的実施項目でなかった項目に関する監査事務所数の記載は省略しています。

当年度は、通常レビュー実施監査事務所が前年度の56事務所から84事務所へ28事務所増加したことに加え、監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を更に強化した上で、重要な虚偽表示リスクが高いと判断した領域を重点的にレビューするなど、通常レビューにおけるリスク・アプローチを強化したことなどにより、重点的実施項目に関連した改善勧告を受けた監査事務所数も増加しました。

「1. 会計上の見積りの監査」では、前年度に引き続き繰延税金資産の回収可能性、のれんを含む固定資産の減損、関係会社株式の評価に係る改善勧告事項が多く、また、棚卸資産の評価、貸倒引当金等、会計上の見積りに関するその他の領域からも幅広く改善勧告事項が生じています。具体的な内容としては、会長通牒で求められている、経営者が使用した仮定に対して批判的に検討する姿勢の不足や、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討不足などがあります。

「2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」では、「収益認識」と「経営者による内部統制を無効化するリスク」のうち仕訳テストについての改善勧告事項が多くありました。具体的な内容として、収益認識については売上形態ごとにどのような不正が発生する可能性があるかの不正リスクシナリオの検討不足や、より証明力の強い監査証拠の入手不足などがあります。また、仕訳テストについては、不正シナリオの検討が不十分、抽出された仕訳入力に対する詳細テスト等が未実施といった改善勧告が多くありました。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、フォローアップ・レビュー時にその改善状況について確認を行っています。

(4) フォローアップ・レビューの実施状況及び実施結果

当年度のフォローアップ・レビュー実施監査事務所数及びレビュー報告書交付監査事務所数の前年度との比較は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

	前年度		当年度	
	実施監査事務所数	レビュー報告書交付監査事務所数	実施監査事務所数	レビュー報告書交付監査事務所数
上場会社監査事務所名簿等登録事務所 ^(注2)	53 (1)	53 (1)	33 (－)	33 (－)
その他の監査事務所	27 (1)	27 (1)	11 (1)	11 (1)
合 計	80 (2)	80 (2)	44 (1)	44 (1)

(注1) 再フォローアップ・レビューを () 内に内数で記載しています。

(注2) 当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳は、以下の表のとおりです。

【フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳】

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計
上場会社監査事務所名簿等登録事務所 ^(注2)	51 (1)	2 (－)	53 (1)	31 (－)	2 (－)	33 (－)
その他の監査事務所	25 (1)	2 (－)	27 (1)	9 (1)	2 (－)	11 (1)
合 計	76 (2)	4 (－)	80 (2)	40 (1)	4 (－)	44 (1)

(注1) 再フォローアップ・レビューを () 内に内数で記載しています。

(注2) 当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

なお、フォローアップ・レビューでは、前年度の通常レビューで改善勧告事項の対象となった重点的实施項目について、当該改善勧告事項が生じた監査業務以外の業務でも監査の実施状況を確認しています。この結果、改善勧告を受けた監査事務所数は1事務所です（前年度は該当事務所なし）。

(5) 会長への報告の状況及び品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置**① 会長への報告**

品質管理の状況のレビューを通じて、監査事務所に表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告します（会則第123条第4項（2019年7月22日改正前））。

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
否定的結論を表明する場合	2 (－)	－ (－)
極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論を表明する場合	2 (－)	3 (－)

(注) 前年度以前からの繰越監査事務所数は、() 内に内数で記載しています。

② 措置の決定

品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

品質管理レビューの結論等	措置	前年度	当年度
		(注1・2)	
否定的結論	辞退勧告	2 (2)	－ (－)
限定事項付き結論	辞退勧告 (改善不十分)	2 (－)	1 (－)
	嚴重注意	－ (－)	2 (1)
	嚴重注意 (改善不十分)	－ (－)	－ (－)
	注意	2 (1)	4 (3)
	小計	4 (1)	7 (4)
限定事項のない結論における改善勧告事項	注意 (改善不十分)	6 (4)	5 (3) (注3)
合計		12 (7)	12 (7)

(注1) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対するものは、() 内に内数で記載しています。

(注2) 当年度に措置の決定を受けた監査事務所数には、2018年度からの繰越監査事務所が、「注意」に1事務所含まれています。(前年度には「注意」に1事務所含まれています。)

(注3) () 内の内数には、当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消されたフォローアップ・レビュー実施監査事務所を含めています。

(注4) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の種類別の総数は以下の表のとおりです。

(単位：措置数)

措置の種類	前年度	当年度
辞退勧告	5	2
嚴重注意	5	3
注意	13	13
合計	23	18

(6) レビュー時間の実績情報

2016年度からレビューアーを30人から40人へ増員し、監査事務所及び個別業務のリスク評価に応じた深度あるレビューを実施しています。2019年度は、レビューアー40人体制で実施しました。当年度は、通常レビュー実施監査事務所数が増加したことに加え、オフサイト・モニタリングをより一層強化して事前の詳細分析等に注力したことにより、監査事務所直接業務時間が増加しています。なお、2017年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、以下の表のとおりです。

	2017年度	2018年度	2019年度
監査事務所直接業務時間	35,114	35,829	39,995
(うち大手監査法人)	(8,421)	(16,410)	(11,920)
(大手監査法人選定数)	(2)	(3)	(2)
レビュー業務総時間	69,652	73,239	74,350
レビューアー人数	40人	39人	40人

(注1) 監査事務所直接業務時間とは、レビューアーの業務時間のうち関連する監査事務所に直接紐付けすることが可能な業務時間であり、事前の準備等に要した時間も含まれます。

(注2) 大手監査法人の定義は2019年度に改正しました。改正後の定義については【第1部 概要編】「3.品質管理レビュー制度等 (4) 通常レビューの種類及び対象監査事務所」をご参照ください。

(7) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導

通常レビューの往査時に発見した事項については、その場で必要な改善措置を指導するとともに、発見事項となった原因及び根本的な原因についても、最高経営責任者や品質管理責任者と協議を実施し、意見交換をしています。また、通常レビューの往査後も必要に応じて、監査事務所の見解の確認や改善計画書への記載内容について指導しています。なお、品質管理委員会は、通常レビュー実施監査事務所に対する改善勧告事項のうち、主要なものを「品質管理レビュー事例解説集」として編纂し、一般に公表しています。また、この事例解説集は、当協会の実施する研修会の教材、継続的専門研修の指定教材として利用されています。監査責任者をはじめとする監査業務に携わる全ての会員等は当協会から公表される改善勧告事例等を有効に活用し、監査の品質の維持、向上を図ることが期待されています。

(8) 品質管理レビューに係る実務運用

① 異議の申立て制度

品質管理レビュー報告書（案）及び改善勧告書（案）を交付された監査事務所が、自らの主張が十分に検討されていないと思料するときは、限定事項付き結論又は否定的結論の場合に限って、品質管理審査部会による調査を求める申立てを行うことができる制度です。なお、前年度及び当年度において異議の申立てはありませんでした。

② 品質管理レビューご意見受付窓口

品質管理レビューの問題点を認識するとともに、将来の制度・運用の改善につなげ、ひいては品質管理レビューの適正性・実効性を向上させるため、品質管理レビューの実施・運営に係る一般的事項に関する意見等を広く受け付ける「品質管理レビューご意見受付窓口」（電子メールアドレス qc-opinion@jicpa.or.jp）を開設しています。

(9) その他の活動状況

① 上場会社監査事務所登録制度の厳格な運用

上場会社監査事務所名簿等登録事務所が、上場会社を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、品質管理レビューの実施を通じて監査事務所の品質管理に対する意識の向上を図り、登録の可否や措置の決定を厳格に行いました。

② 「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」における提言への対応

「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」(2018年1月15日付け)に記載されている提言について、以下のような項目に関する具体的な施策を実施しました。

2019年度の通常レビュー計画における施策

- ・ 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
- ・ 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
- ・ 監査事務所との深度あるコミュニケーション

上記以外の施策

- ・ 公認会計士・監査審査会との実務者レベルでの定期的な意見交換
- ・ レビューアー研修などの品質管理レビューの質を確保するための諸施策
- ・ 品質管理レビューで認識した当協会の課題に対する関係部署へのフィードバック
- ・ 「品質管理レビュー制度の概要」の配付、ウェブサイトでの情報発信等
- ・ 「品質管理レビュー事例解説集」の配布及びウェブサイトでの情報発信並びに「品質管理レビュー事例解説集」を用いた研修実施
- ・ 2019年7月の会則変更による品質管理レビュー制度の改正に対応して、「品質管理レビュー基準等改正作業部会」を設置し、2020年度から適用する具体的な品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続及びレビューツールの改正内容を検討

③ 品質管理レビューに関するアンケート調査

2018年度品質管理レビューに関するアンケート調査について、調査結果の評価を行い、上記②の施策を検討する際の参考としました。

2019年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビューの実施・運営の改善の参考にしていきます。

④ 「品質管理実施状況の報告書」の検討及び個別相談会の開催

【詳細編】 1. (12) ③に記載のとおり、通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているものの、過去3年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所の品質管理の状況を把握するため、「品質管理実施状況の報告書」の提出を受けました。

また、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）」への回答内容を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容について審査し承認しました。

当年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出した監査事務所は17事務所であり、このうち希望した6事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を各々開催し、監査の品質管理に関する指導を実施しました。

⑤ 中小監査事務所の品質管理の向上に資する支援

当協会の中小監査事務所連絡協議会が開催した「監査役等への品質管理レビューの結果等の説明文書の様式例」の改正に関する研修会について、レビューアーが講師を務め、また、研修資料に意見を述べるなど中小監査事務所の品質管理の向上に資するように支援を行いました。

⑥ IT委員会、中小事務所等施策調査会及びレビューアーの三者間の意見交換

当年度は、当協会のIT委員会、中小事務所等施策調査会及びレビューアーの三者間で、以下の項目について意見交換を行いました。

- ・IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」の改正の方向性等について
- ・IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」、IT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の改正について
- ・レビューの現場で識別されたITに係る監査事務所の課題について
- ・中小監査事務所のITに係る取組について

⑦ 監査人交代理由に関する意見交換の実施

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において監査事務所と意見交換を行っています。

4 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項数の当年度と前年度の状況は、以下のとおりです。

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	レビュー 報告書交付 事務所	うち改善勧 告事項が生 じた事務所	選定した 監査業務	改善勧告事項		
				監査事務所 における 品質管理	監査業務 における 品質管理	計
当年度	84事務所	79事務所	187業務	67件	502件	569件
前年度	55事務所	50事務所	158業務	59件	458件	517件

通常レビュー実施監査事務所は、各年度によって異なり、また、当年度のレビュー報告書交付事務所数は前年度から大幅に増加しているため、改善勧告事項数等を前年度と比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、監査事務所における品質管理と監査業務における品質管理に分けて、改善勧告事項の発生状況等について前年度との比較を行っています。

(1) 監査事務所における品質管理

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項は、以下の表のとおりです。

【改善勧告事項の発生状況（監査事務所における品質管理）】

レビュー の結論	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	レビュー 報告書交付事務所数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1事務所 当たり平均 (B/A)
	上場会社監査数			
と 限 定 事 項 の 監 査 事 務 所 結 論	100社以上	2	—	—
	20～99社	3	2	0.7
	10～19社	6	1	0.2
	10社未満	40	23	0.6
	小計①	51	26	0.5
	その他の監査事務所②	26	8	0.3
	計 (①+②)	77	34	0.4
限定事項付き結論、否定的結論と なった監査事務所		7	33	4.7
当年度計		84	67	0.8

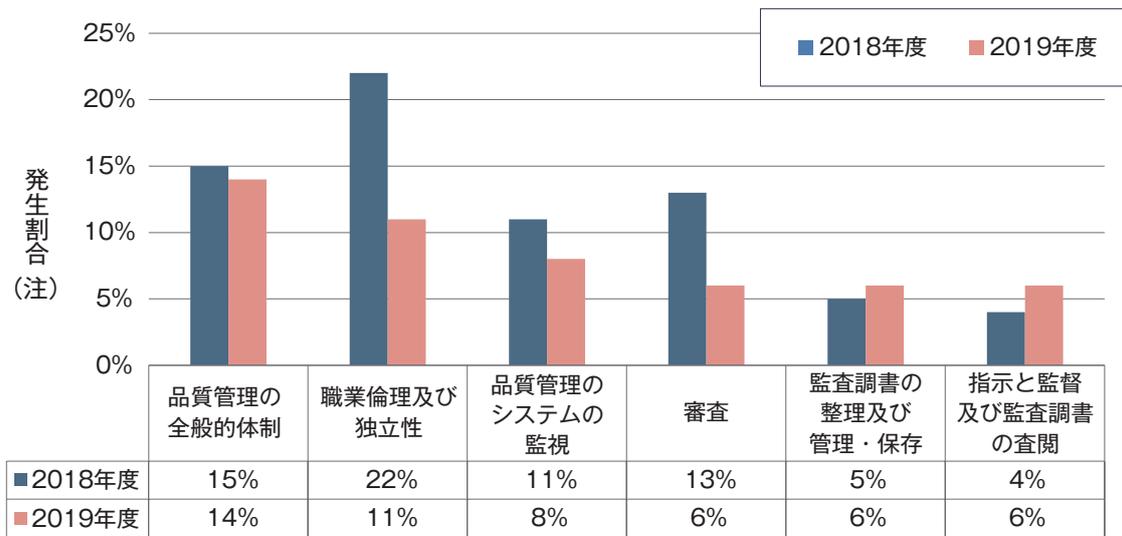
<参考>前年度の改善勧告事項の発生状況

前年度計	55	59	1.1
------	----	----	-----

発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は「品質管理の全般的体制」、「職業倫理及び独立性」等となっています。「職業倫理及び独立性」及び「審査」については発生割合が大きく減少していますが、概ね2018年度と同様の項目が上位になっています。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）】



(注) 「発生割合」 = $\frac{\text{「各項目で改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

改善勧告事項の具体的な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

(2) 監査業務における品質管理

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項は、以下の表のとおりです。

【改善勧告事項の発生状況（監査業務における品質管理）】

レビューの結論	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	事務所数	選定 業務数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1業務 当たり平均 (B/A)	改善勧告事項 が生じた 業務数と割合
	上場会社監査数					
と な っ た 監 査 事 務 所 の 結 論	100社以上	2	30	18	0.6	12
	20~99社	3	25	65	2.6	17
	10~19社	6	24	68	2.8	21
	10社未満	40	65	144	2.2	59
	小計①	51	144	295	2.0	109
	その他の監査事務所②	26	31	116	3.7	29
	計(①+②)	77	175	411	2.3	138
限定事項付き結論、否定的結論 となった監査事務所		7	12	91	7.6	12
当年度計		84	187	502	2.7	150 (80%)

<参考> 前年度の改善勧告事項の発生状況

前年度計	55	158	458	2.9	116 (73%)
------	----	-----	-----	-----	-----------

選定した各監査業務における改善勧告事項の状況は、以下の表のとおりです。

【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

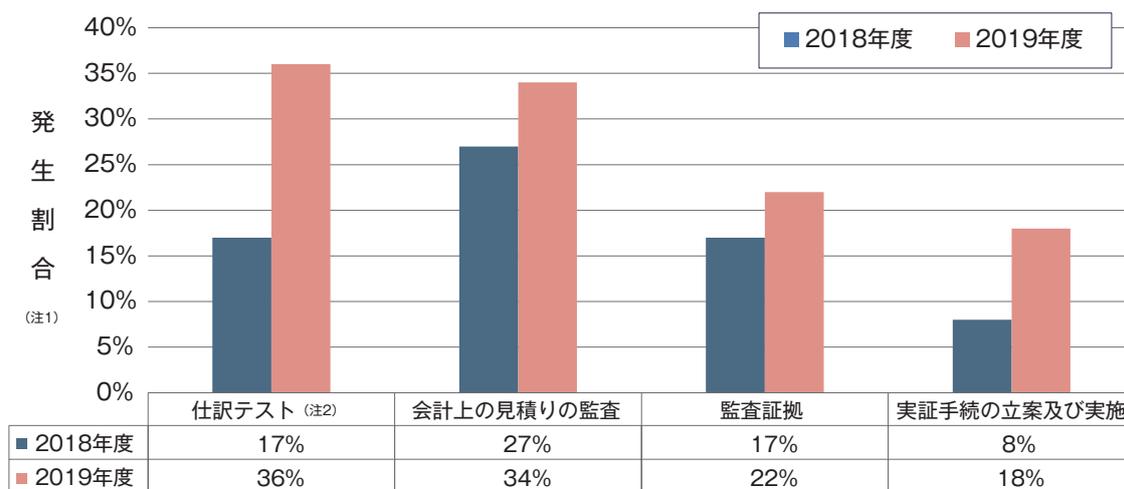
レビューの結論	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	事務所数	選定 業務数 (A)	(A) について改善勧告事項数ごとの内訳 (業務数)						計
				改善勧告事項数						
				0件	1件	2件	3件	4件	5件~	
と な っ た 監 査 事 務 所 の 結 論	100社以上	2	30	18	9	2	—	—	1	30
	20~99社	3	25	8	3	2	3	4	5	25
	10~19社	6	24	3	6	4	4	4	3	24
	10社未満	40	65	6	21	13	15	4	6	65
	小計①	51	144	35	39	21	22	12	15	144
	その他の監査事務所②	26	31	2	2	8	7	4	8	31
	計(①+②)	77	175	37	41	29	29	16	23	175
限定事項付き結論、否定的結論 となった監査事務所		7	12	—	—	1	3	1	7	12
合計		84	187	37	41	30	32	17	30	187
			割合	20%	22%	16%	17%	9%	16%	100%

(参考) 例えば、上場会社監査数100社以上の監査事務所では、選定した監査業務30業務のうち改善勧告事項が0件だった業務が18業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が9業務あることを表しています。

発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「仕訳テスト」、「会計上の見積りの監査」、「監査証拠」等ですが、これらの項目の発生割合は、前年度と比較して総じて高くなっており、特に「仕訳テスト」の発生割合が高くなる結果となっています。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）】



(注1) 「発生割合」 = $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

(注2) 「仕訳テスト」については、前年度までは「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」に含めて集計していましたが、発生割合が高くなったことから当年度から別項目として集計しています。

改善勧告事項の具体的な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

5 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し、実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、監査事務所に改善勧告書が交付された場合には、監査事務所は、改善計画書において、全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」を記載しています。

「改善勧告事項となった原因」には、更に根本的な原因が存在している場合があります。複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。このため、品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が付されている等の場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューアーと監査事務所の最高経営責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載しています。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

(1) 全ての改善勧告事項を対象に記載される「改善勧告事項となった原因」

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には以下のようなものがあります。

- ・ 監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心の不足
- ・ 監査基準の誤解や理解不足
- ・ 監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲の不足

具体的な事例は以下のとおりです。監査事務所は、専門要員への研修等による対策内容の周知及び実施状況の確認を実施することに加えて、「改善措置」欄に記載した個々の対策を講じます。

事例1 職業的懐疑心の不足（固定資産の減損損失）	
監査対象会社は、前年度及び当年度が営業赤字であることから減損の兆候ありと判定した資産グループに関して、翌年度以降営業黒字に転換する事業計画を基礎として減損損失を計上していない。しかし、監査人は、当該事業計画について各損益項目の根拠となる基礎データなど経営者が使用した重要な仮定の合理性を批判的に検討していなかった。	
原因	監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心が不足していたため、前年度及び当年度が営業赤字だが翌年度以降営業黒字に転換する事業計画に関して、経営者が使用した重要な仮定の合理性について批判的な検討が不十分であった。
改善措置	財務諸表に重要な影響を与える固定資産の減損損失の検討に当たっては、職業的懐疑心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含む事業計画を批判的に検討する。

事例2 監査基準の誤解や理解不足（仕訳テスト）	
監査対象会社は、経営者による内部統制を無効化するリスクに対応する監査手続の一つとして仕訳テストを実施しているが、複数ある抽出条件により機械的に抽出するにとどまり、起こり得る不正の態様を想定した仕訳の抽出が行われていなかった。また、抽出した仕訳に対して、通査によりその仕訳の内容から問題ないと判断しているのみで詳細テスト等を実施していなかった。	
原因	監査基準及び会長通牒を十分に理解していなかったため、仕訳テストに関して、不正リスク対応手続としてより信頼性の高い証拠によって重要な虚偽表示がないことを裏づける手続が不十分となっていた。
改善措置	監査基準及び会長通牒を十分に理解し、起こり得る不正の態様を想定して仕訳の抽出条件を決定し、当該抽出条件に基づき抽出された仕訳については、証憑突合などの詳細テスト等を実施する。

事例3 指示と監督及び監査調書の査閲	
通常レビューにおいて、監査手続について複数の重要な不備が検出されているが、監査責任者は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。	
原因	監査責任者は、査閲に必要な監査時間を確保するなどの監査計画を立案しておらず、結果として監査手続を実施した補助者への指示・監督、監査調書の査閲が不十分となっていた。
改善措置	適切な監査計画を立案し、監査調書の査閲に十分な時間を確保する。また、監査責任者が作成する監査調書については相互で査閲する。

上記のような改善勧告事項に対する監査事務所の改善措置の立案や改善に向けた取組に対して、当協会では、レビューアーによる指導のほかに、当協会の本部及び地域会において監査業務の遂行に有用な研修を実施するとともに、中小監査事務所に対しては研修を通じて監査ツール等の提供を行うなど、監査事務所における監査業務の適切な遂行を支援するための施策を実施しています。

（2）限定事項付き結論等の場合に記載される「改善勧告事項となった根本的な原因」

改善勧告事項となった原因には、更にその原因を生じさせている根本的な原因が存在している場合があり、複数の原因を生じさせている共通した根本的な原因としては組織的な監査を実施する体制や監査事務所の風土が問題となっているケースが見受けられます。

具体的な事例は以下のとおりです。

事例1 監査品質を重視する風土	
	専門要員の確保が困難な状況下で、不正リスクや監査時間等の評価を踏まえた慎重な検討を行わずに監査契約の新規の締結を行っていた。また、監査に対して非協力的な関与先との契約更新についても慎重な検討をせずに行っていた。結果的に、個別業務における品質管理に関して、多数の改善勧告事項が検出された。
原因	監査事務所は、個別業務における専門要員の不足及び監査責任者の関与不足が恒常的に生じている状況下で、監査契約の新規の締結及び更新の検討を慎重に行う意識が不足していた。また、社員会でも協議されていなかった。
根本的な原因	最高経営責任者による監査の品質管理の重要性に対する認識が不十分であり、監査品質は全てに優先するという風土を醸成できていなかった。
改善措置	品質管理に関する方針及び手続等の遵守の重要性を繰り返し示し、品質に対する意識の向上を図ることを通じて、監査品質を重視する風土を醸成する。 また、不正リスク及び監査時間等を十分に評価して監査契約の新規の締結及び更新を慎重に検討する体制を整備する。

事例2 組織的な監査を実施する体制	
監査業務において、品質管理のシステムを適切に運用していない事実及び品質管理の基準が求める個別業務における監査手続を十分に実施していない事実が広範かつ多数見受けられ、監査事務所の代表者が品質管理の責任を果たしているとはいえなかった。	
原因	監査業務において、専門要員への十分な指示と監督及び監査調書の査閲を行っていなかった。また、代表者を含め専門要員は、監査基準の理解が十分ではなく、専門要員に対する教育・訓練も不足していた。
根本的な原因	監査事務所の代表者の認識不足により、組織的な監査を実施する体制の整備ができていなかった。また、監査品質の改善や向上について継続的な取組を行う姿勢が不足していた。
改善措置	適切な監査計画を立案した上で、監査責任者が十分な監査時間を確保する。また、併せて監査基準の十分な理解に努め、専門要員への適切な教育・訓練等を通じて監査品質の向上を図り、組織的な監査を実施する。

当協会は、監査業務に有用な研修の実施や監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置への取組に対して、指導機能を発揮しています。

一方、重要かつ多数の改善勧告事項が発見された上記の事例1及び事例2のような監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置を決定しています。また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

6 上場会社監査事務所登録制度

当協会は、上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入し、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置しました。当該部会は、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、広く一般に公開しています。上場会社監査事務所は、会則により上場会社監査事務所名簿等への登録申請が義務付けられています。

品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否や同部会の登録事務所に対する措置を審議・決定します。この登録の可否及び措置の決定に当たっては、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言の施策である「日本公認会計士協会の自主規制機能の強化」への取組の一つとして、上場会社監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な審査を行っています。

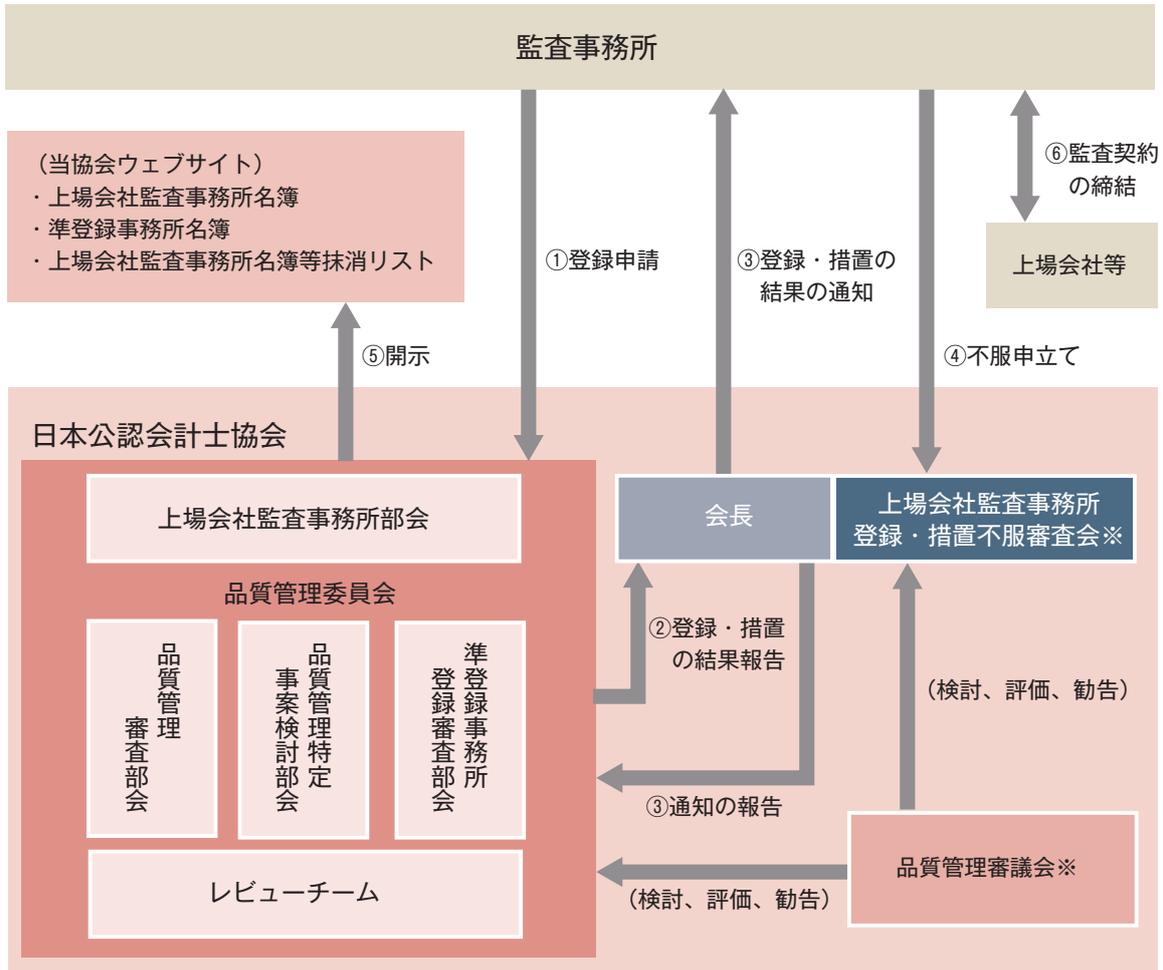
また、上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所が懲戒処分等を受けたときは、会則に従って懲戒処分等の開示等を行うとともに、一定の事由に該当する会員については名簿再登録制限者の指定を行い、名簿再登録制限者管理簿（非公開）に記載します。なお、名簿再登録制限者に指定された会員が、一定の要件を満たしたときは、指定の解除を受けることができます。

上場会社監査事務所名簿等への登録申請に対し登録を認めない決定、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しの決定、名簿再登録制限者の指定又は指定解除の取消しの決定が行われた場合には、当該決定の通知を受けた会員は、新会則の施行日である2019年10月1日以降は、従前の上場会社監査事務所登録・措置不服審査会への不服申立てに代えて、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

なお、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿等登録事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならない、既存の上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿等登録事務所でなければならない、とされています。

上場会社監査事務所登録制度の概要は、次ページに示すとおりです。

【上場会社監査事務所登録制度】



(注) ①から⑥までに記載されている会則は2019年7月改正前のものです。

- ① 登録申請 (会則第128条、第128条の2、第128条の3)
例えば、新たに上場会社との監査契約を予定している場合、上場会社監査事務所となる前に準登録事務所名簿への登録を申請しなければならない。
- ② 登録・措置の結果報告 (会則第134条第1項)
品質管理委員会は登録の可否、措置内容等、名簿再登録制限者の指定等を会長に報告する。
- ③ 登録・措置の結果の通知及び報告 (会則第134条第2項)
会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ④ 不服申立て (会則第135条)
決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立てをすることができる。
- ⑤ 開示 (会則第127条第2項)
上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。
- ⑥ 監査契約の締結 (会則第128条)
準登録事務所名簿に登録された監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければならない。
※新会則の施行日である2019年10月1日付けで、品質管理審議会及び監査業務モニター会議（個別事案審査制度におけるモニタリング機関）は新たなモニタリング機関である「自主規制モニター会議」に代わり、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会及び不服審査会（個別事案審査制度における不服審査機関）は「適正手続等審査会」に一元化しました。

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ

上場会社監査事務所は、上場会社監査事務所部会への登録申請が義務付けられており、上場会社監査事務所名簿に登録するためには通常レビューを受けなければなりません。上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは以下のとおりです。

① 準登録事務所名簿への登録

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿への登録後に上場会社と監査契約を締結しなければなりません。準登録事務所名簿への登録には、以下の二つの場合があります。

ア. 上場会社との監査契約を予定している場合

上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、書類審査を行い、必要と認めた場合には面談又は往査を実施し、準登録事務所登録審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、品質管理委員会の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録を行います。

イ. 上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている場合

上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社（会計監査人設置会社で売上高10億円以上の会社等）の監査を行っている監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、申請書類による審査に加えて通常レビューを実施し、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、品質管理委員会の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録を行います。

② 上場会社監査事務所名簿への登録

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が新たに上場会社と監査契約を締結し上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければなりません。品質管理委員会は、通常レビューを実施し、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告します。その後所定の手続きを経て、品質管理委員会は上場会社監査事務所名簿にその結果を反映します。

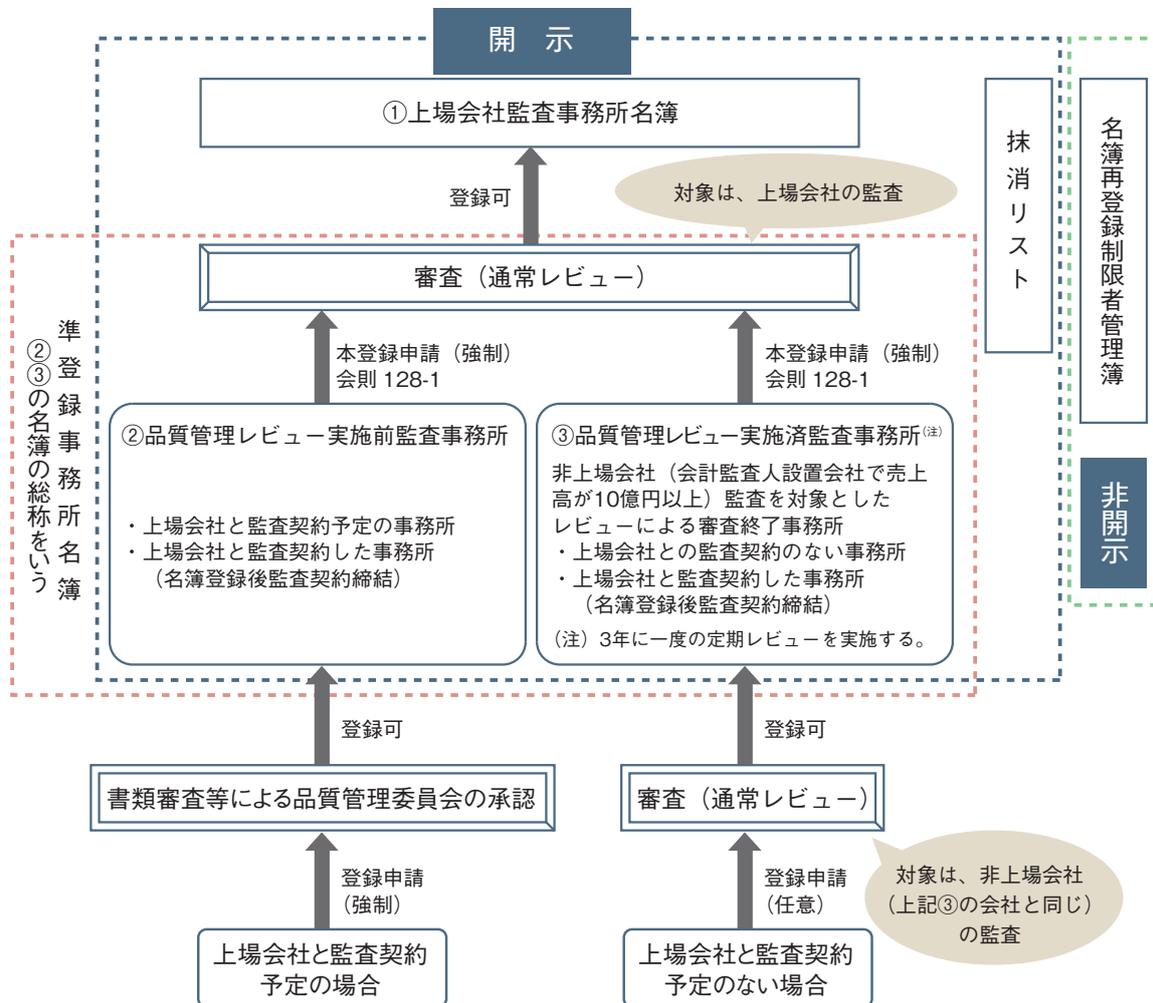
③ 上場会社監査事務所名簿等への登録を認めない場合

品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない審査結果を品質管理委員会に報告する場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告し、品質管理委員会が審査の上、これを決定します。準登録事務所名簿に登録されている監査事務所について、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定に関し所定の手続を経てその効力が生じたときは、当該監査事務所を上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他規則で定める事項を開示します。

上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは、以下に示すとおりです。

【上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ】

(注) 図中の会則は2019年7月改正前のものです。



(2) 名簿再登録制限者の指定及び指定の解除の制度

品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された場合、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を名簿再登録制限者として指定し、上場会社監査事務所部会に備える名簿再登録制限者管理簿に記載します。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示せず、名簿再登録制限者管理簿に記載されているか否かについて、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明書を交付します。

上場会社監査事務所名簿等登録事務所は、名簿再登録制限者に指定された会員を、上場会社の監査業務の監査責任者、審査担当者その他重要な決定及び判断を行う者とするとは認められていません。

なお、名簿再登録制限者として指定された会員は、名簿再登録制限者に指定された後に実施した所定の監査業務がある場合は、当該監査業務について品質管理の状況のレビューを受け改善が確認されたときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができます。また、所定の監査契約がなく、今後も所定の監査契約を締結する予定がない場合に限り、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間継続して継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位を取得したときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができますが、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間の間に所定の監査契約を締結した場合は、その監査業務が行われなくなった年度から起算して5年間継続して前述の必須単位を取得する必要があります。

(3) 上場会社監査事務所登録・措置の審査制度

新会則の施行日である2019年10月1日より前は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等の通知を会長から受けた監査事務所は、品質管理委員会の当該決定に不服がある場合、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立てをすることができました。

2019年7月の会則変更により、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会及び不服審査会（個別事案審査制度における不服審査機関）を一本化した新たな審査機関である適正手続等審査会が設置されたため、新会則の施行日である2019年10月1日以降は、監査事務所は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等に関して、品質管理委員会の結論に影響を及ぼす手続違反があったこと、重大な事実誤認があること、又は新たな事実が判明したことを理由として、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

同審査会は、会員2人及び会員外の学識経験を有する者1人、計3人で組織されており、審査の結果、審査申立てに理由があると認めるときは審査に係る事案を品質管理委員会に差し戻し、これを認めないときは審査申立てを棄却します。審査申立てに係る審査の終了により、品質管理委員会の決定が確定したときは、会長は、当該決定の対象となる監査事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告します。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映します。

7 上場会社監査事務所名簿等の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は、以下の表のとおりです。

【上場会社監査事務所名簿等の状況】

(単位：監査事務所)

	前年度末	増加	減少	当年度末
上場会社監査事務所名簿（本登録事務所）(A)	118	5 ^(注1)	5 ^(注2、3、4)	118
準登録事務所名簿（B+C）	13	8	3	18
品質管理レビュー実施前監査事務所（B）	8	6 ^(注5)	3 ^(注1、5)	11
品質管理レビュー実施済監査事務所（C）	5	2	—	7
上場会社監査事務所名簿等登録事務所(A+B+C)	131	13	8	136
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	—	2 ^(注4)	—	2
名簿再登録制限者管理簿	10人	2人	—	12人

(注1) 本登録事務所として登録を認める決定を受けた結果、上場会社監査事務所名簿に新たに登録された監査事務所は5事務所です。

(注2) 上場会社との監査契約がなくなった監査事務所は2事務所です。

(注3) 合併により消滅した監査事務所は1事務所です。

(注4) 上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された監査事務所は2事務所です。

(注5) 当年度中に準登録事務所名簿へ登録された場合における、準登録事務所名簿から上場会社監査事務所名簿への登録による増減数は含めていません。

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までに開催した品質管理委員会において、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否を決定した監査事務所は、以下の表のとおりです。

名簿の種類	登録を認める	登録を認めない
上場会社監査事務所名簿	5事務所	—事務所
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）	6事務所	—事務所
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）	2事務所	—事務所

(2) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の状況

当年度に開催した品質管理委員会において、新たに上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を決定した監査事務所は1事務所であり、その内訳は以下の表のとおりです。

品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示	1事務所 (前年度：2事務所)
上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し	—事務所 (前年度：2事務所)

(3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示等の取扱いの状況

2019年4月1日から2020年3月31日までに、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所は3事務所であり、その内訳は以下の表のとおりです。

公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講ずるよう勧告された監査事務所	2事務所
金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所	1事務所
当協会の懲戒処分を受けた監査事務所	1事務所

(注) 複数の懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所があります。

(4) 名簿再登録制限者の指定の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までに、新たに名簿再登録制限者として指定された者は2人であり、指定の解除を受けた者はいません。2020年3月31日現在、名簿再登録制限者管理簿に名簿再登録制限者として記載されている者は12人です。

(5) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会への不服申立ての状況及び適正手続等審査会への審査申立ての状況

2019年4月1日から2019年9月30日までに、新たに上場会社監査事務所名簿等への登録又は上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置に関して不服申立てをした監査事務所はありません。また、2019年10月1日からは、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に代わる新たな不服審査機関として適正手続等審査会が始動していますが、2019年10月1日から2020年3月31日までに、新たに適正手続等審査会に審査申立てをした監査事務所はありません。なお、前年度から継続して審査を実施しているものの、いずれも係争中のため結論が確定していない2事務所については、2019年10月1日において、適正手続等審査会の審査に付されたものとみなされています。上場会社監査事務所登録・措置不服審査会及び適正手続等審査会において、当年度に審査事案に係る結論が決議された監査事務所はありません。

(6) 再度審査

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会又は適正手続等審査会での審査の結果、監査事務所の不服申立て又は審査申立てを相当と認めたときは、品質管理委員会に再度審査を要請します。なお、当年度においては、再度審査となった事案はありませんでした。



參考資料



(資料1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況

当協会の2020年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士31,795人、監査法人245事務所となっています。当協会には16の地域会がありますが、そのうち会員数が最も多い地域会は、会員の過半数が所属する東京会であり、近畿会、東海会がこれに続きます。当協会の会員のうち、通常レビューの対象となる監査事務所数は206事務所（公認会計士62事務所、監査法人144事務所）ですが、その過半数は東京会に所属しており、近畿会、東海会がこれに続く状況は会員の所属状況と同様です。

【会員及び監査事務所の地域会別所属状況】

地域会	公認会計士（外国公認会計士を含む）		監査法人		会員計（公認会計士+監査法人）			
		うち通常 レビュー の対象		うち通常 レビュー の対象			うち通常 レビュー の対象	
	(人)	(人)	(事務所)	(事務所)		(%)		(%)
北海道	382	1	6	4	388	(1)	5	(2)
東北	411	9	3	1	414	(1)	10	(4)
埼玉	745	0	0	0	745	(2)	0	(0)
千葉	740	1	1	0	741	(2)	1	(0)
東京	18,696	34	154	90	18,850	(58)	124	(60)
神奈川県	1,570	3	2	2	1,572	(4)	5	(2)
東海	2,100	6	14	9	2,114	(6)	15	(7)
北陸	296	0	1	0	297	(0)	0	(0)
京滋	667	0	8	7	675	(2)	7	(3)
近畿	3,598	5	35	17	3,633	(11)	22	(10)
兵庫	792	0	3	2	795	(2)	2	(0)
中国	472	1	5	3	477	(1)	4	(1)
四国	238	0	5	3	243	(0)	3	(1)
北部九州	792	1	4	2	796	(2)	3	(1)
南九州	213	1	3	3	216	(0)	4	(1)
沖縄	83	0	1	1	84	(0)	1	(0)
合計	31,795	62	245	144	32,040	(100)	206	(100)

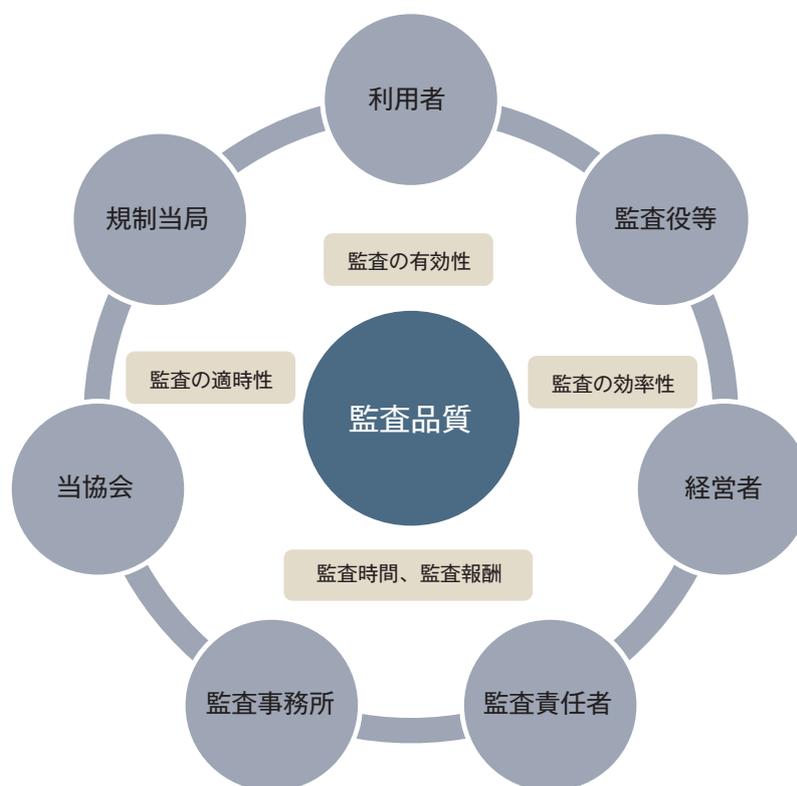
(注) 公認会計士（外国公認会計士を含む）のうち監査法人勤務者数は13,851人です。

(資料2) 監査品質について

監査品質は多面的で複雑な主題であり、国際的にも確立した監査品質の定義は存在せず、監査品質に対する見方は、監査の利害関係者の立場によって様々です。監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され、財務諸表の重要な虚偽表示を看過しないこと（「監査の有効性」）は利用者のニーズですが、そのためには、十分な「監査時間」と適切な水準の「監査報酬」が確保される必要があります。一方で、監査が適時に効率的に実施される必要もあり、「監査の適時性」、「監査の効率性」も監査品質に含まれる重要な要素です。

上述の監査品質の要素は、全ての利害関係者にとって重要ですが、それぞれの利害関係者のニーズと特に結び付きやすいと考えられる要素の関係は、以下のように示すことができます。

【監査の利害関係者と監査品質に係る重要な要素】



監査の品質に関連して当協会が公表している主な資料

- 監査基準委員会研究報告第4号「監査品質の枠組み」（2015年5月29日）
- 品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書（2018年1月15日）
- 監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」（2018年11月21日）

【資料3】 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

1. 通常レビューの実施状況の推移

過去10年間の通常レビュー実施監査事務所数は、以下の図のように推移しており、その背景には以下に記載したような環境の変化があります。

【通常レビュー実施監査事務所数の推移】



2014年度には、監査事務所の合併や、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により、通常レビュー対象監査事務所の総数が234事務所から215事務所へと減少しました。

2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が20事務所と大幅に増加したことから、これらの事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。

2017年度には、監査人交代により個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事務所の総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2018年度には、通常レビュー対象監査事務所の総数は微増でしたが、レビューを実施した監査事務所は56事務所と大幅に減少しました。通常レビューは原則として3年間に一度実施するため、2018年度は基本的に2015年度の83事務所が通常レビューの対象となりますが、前述したとおり、2016年度に機動レビューを数多く実施したこと（28事務所）、また2015年度の通常レビューの後に解散や監査人交代で通常レビュー対象でなくなった監査事務所が多かったこと（25事務所）に起因しています。

2019年度において、レビューを実施した監査事務所数は、84事務所と例年並みとなっています。

2. 通常レビューの実施結果の推移

過去10年間にレビュー報告書を交付した監査事務所の通常レビューの実施結果は、次ページの図のように推移しています。

通常レビューを実施した監査事務所数に対する「限定事項付き結論」の割合は、2009年度までは約30%前後で推移していましたが、2010年度から2014年度までにおいてはリスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進み、また、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所が増えたため、10%前後まで減少するとともに、二極化の傾向が鮮明になりました。

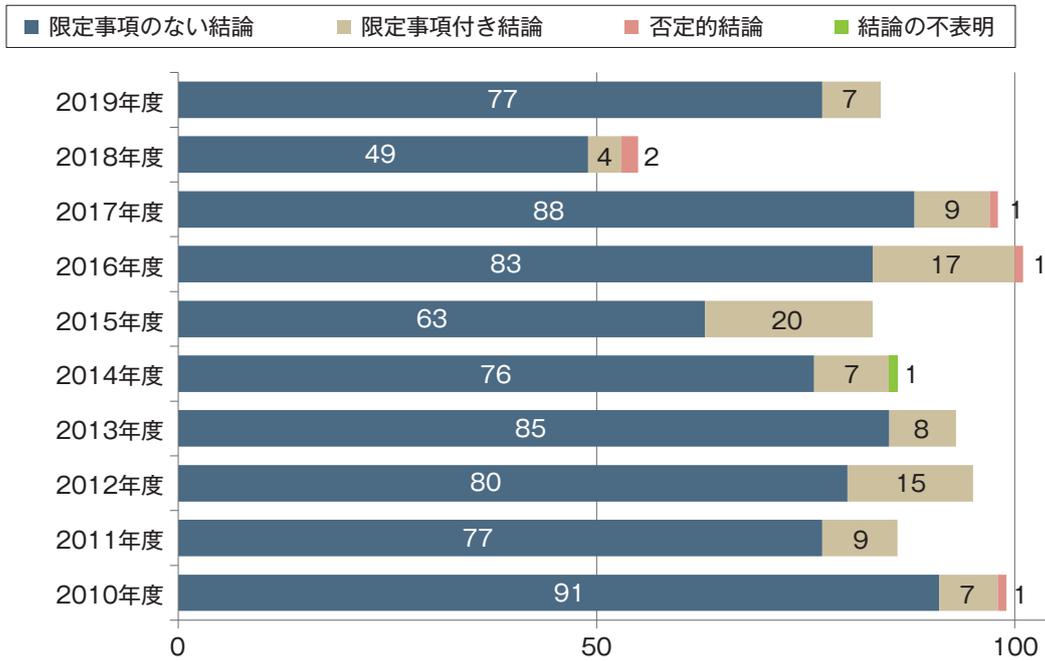
2015年度においては、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、通常レビューの対象監査業務を拡大したことやリスクが高いと判断した監査業務のレビュー日数を増加させたことのほか、近年の度重なる会計不祥事を受けて、通常レビューの実施や結論の表明に当たり、より厳格かつ慎重な審議を行った結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が増加しました。

2016年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合は、前年度と比較して減少するとともに、2017年度及び2018年度においても、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が大きく減少しています。これは、機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象でなくなったこと、及び監査事務所が解散したことによるものです。

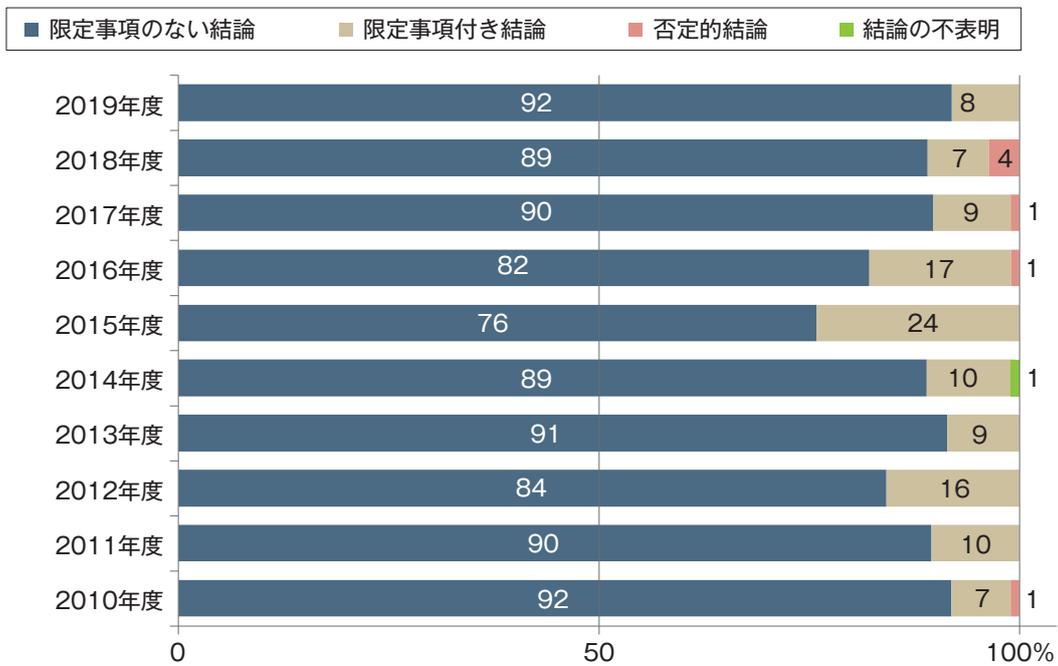
2019年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所数は、通常レビューを実施した監査事務所が多かったこともあり前年度と比較して増加しましたが、割合は前年並みとなりました。

なお、品質管理レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書を開始年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、品質管理レビューを実施した監査事務所数と品質管理レビューの結論ごとの監査事務所の総数が一致しない場合があります。

【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数】



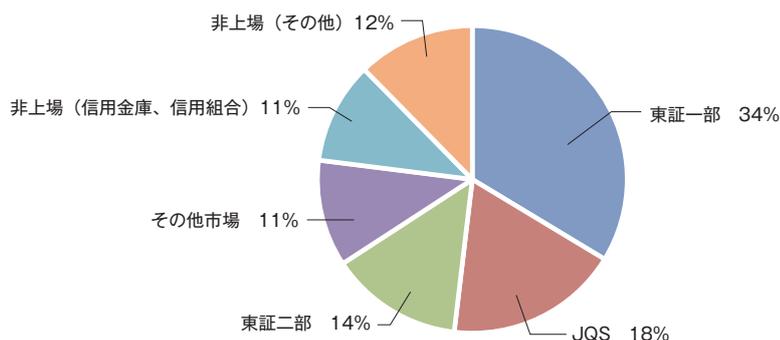
【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所の割合】



(資料4) 通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合

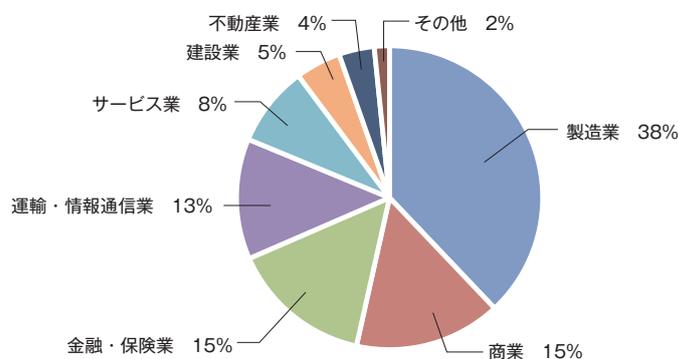
2019年度の通常レビューにおいて実施対象とした監査業務（187業務）の市場、産業、決算期ごとの割合は、以下のとおりです。

【レビュー対象監査業務の市場ごとの割合】



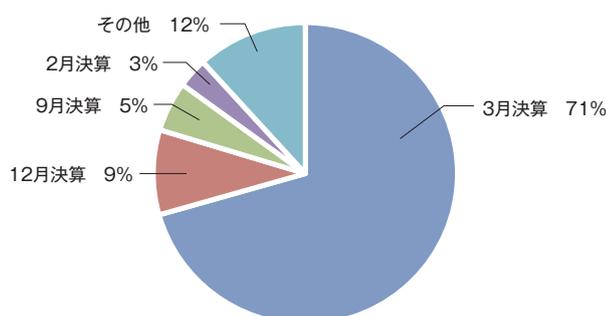
(注) 監査対象会社が複数の市場に上場している場合には、代表的な市場（東証一部等）に含めています。

【レビュー対象監査業務の産業ごとの割合】



(注) 金融商品取引法が適用される監査対象会社については、金融庁EDINETの業種分類によっています。それ以外の監査対象会社については、同業種分類で最もあてはまる業種に分類しています。

【レビュー対象監査業務の決算期ごとの割合】



(注) 「その他」には、3月、12月、9月、2月決算以外のほぼ全ての月の決算が含まれています。

(資料5) 通常レビューにおける改善勧告事項及び限定事項付き結論 又は否定的結論となった監査事務所の改善勧告事項

1. 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

改善勧告事項	前年度			当年度			
	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の 監査事務所	合 計 (注1)	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の 監査事務所	合 計 (注1)	
監査事務所における品質管理	品質管理の全般的体制	4	4	8 (15%)	7	5	12 (14%)
	職業倫理及び独立性	6	6	12 (22%)	5	4	9 (11%)
	契約の新規の締結及び更新	3	–	3 (5%)	4	–	4 (5%)
	専門要員の採用、教育・訓練、 評価及び選任	–	1	1 (2%)	1	–	1 (1%)
	審査	5	2	7 (13%)	2	3	5 (6%)
	品質管理システムの監視	2	4	6 (11%)	3	4	7 (8%)
	監査調書の整理及び管理・保存	2	1	3 (6%)	4	1	5 (6%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	1	1	2 (4%)	4	1	5 (6%)
監査業務における品質管理	監査事務所間の引継	2	–	2 (4%)	1	1	2 (2%)
	監査の基本的な方針	13	1	14 (25%)	7	1	8 (10%)
	企業及び企業環境の理解	9	2	11 (20%)	7	7	14 (17%)
	仕訳テスト	13	6	19 (35%)	34	14	48 (57%)
	不正を含む重要な虚偽表示リス クの識別、評価及び対応 (仕訳テストを除く)	15	6	21 (38%)	25	5	30 (36%)
	内部統制	13	4	17 (31%)	21	–	21 (25%)
	実証手続の立案及び実施	10	3	13 (24%)	17	8	25 (30%)
	監査証拠	16	8	24 (44%)	17	12	29 (35%)
	監査役等とのコミュニケーション	19	2	21 (38%)	7	7	14 (17%)
	会計上の見積りの監査	23	8	31 (56%)	26	19	45 (54%)
	関連当事者	4	2	6 (11%)	4	2	6 (7%)
	グループ監査の手続	8	1	9 (16%)	7	1	8 (10%)
	分析的実証手続	4	1	5 (9%)	7	2	9 (11%)
	詳細テスト	12	1	13 (24%)	4	8	12 (14%)
財務諸表の表示及び開示	7	6	13 (24%)	5	5	10 (12%)	
改善勧告書交付監査事務所数 ^(注2)	37	13	50 (91%)	52	27	79 (94%)	
【参考】レビュー報告書交付監査事 務所数 ^(注3)	41	14	55 (100%)	55	29	84 (100%)	

(注1) 表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合です。

(注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しません。

(注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがあります。

2. 限定事項付き結論又は否定的結論となった事務所の改善勧告事項

通常レビューにおいて、「限定事項付き結論」又は「否定的結論」となった監査事務所が受けた改善勧告事項について、項目ごとに集計した監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

限定事項	前年度			当年度		
	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の 監査事務所	合 計	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の 監査事務所	合 計
限定事項付き結論又は否定的結論の 監査事務所数 ^(注1)	3	3	6	4	3	7
うち監査事務所における品質管理 に関する事項 ^(注1)	3	3	6	4	3	7
品質管理の全般的体制	2 (2)	2 (2)	4 (4)	2 (1)	2 (2)	4 (3)
職業倫理及び独立性	2 (2)	2 (1)	4 (3)	1 (1)	2 (1)	3 (2)
契約の新規の締結及び更新	2 (2)	—	2 (2)	1 (1)	—	1 (1)
専門要員の採用、教育・訓練、 評価及び選任	—	—	—	1 (1)	—	1 (1)
審査	3 (3)	1 (1)	4 (4)	—	2 (2)	2 (2)
品質管理システムの監視	—	3 (1)	3 (1)	—	2	2
監査調書の整理及び管理・保存	2 (2)	—	2 (2)	1	1	2
指示と監督及び監査調書の査閲	1 (1)	1	2 (1)	3 (3)	1 (1)	4 (4)
うち監査業務における品質管理に 関する事項 ^(注1)	3	3	6	4	3	7
監査事務所間の引継	—	—	—	1 (1)	—	1 (1)
監査の基本的な方針	3	1	4	2	—	2
企業及び企業環境の理解	2	2 (1)	4 (1)	1	—	1
仕訳テスト	—	2	2	4	3	7
不正を含む重要な虚偽表示リス クの識別、評価及び対応 (仕訳テストを除く)	2 (2)	2 (1)	4 (3)	4 (4)	3	7 (4)
内部統制	2	1 (1)	3 (1)	4 (2)	—	4 (2)
実証手続の立案及び実施	3	1 (1)	4 (1)	2	1	3
監査証拠	3	2 (1)	5 (1)	2 (1)	2	4 (1)
監査役等とのコミュニケーション	2	1 (1)	3 (1)	3	1	4
会計上の見積りの監査	3 (1)	2 (2)	5 (3)	4	3 (3)	7 (3)
関連当事者	2	2 (1)	4 (1)	—	1	1
グループ監査の手続	—	1	1	—	—	—
分析的実証手続	—	1	1	—	—	—
詳細テスト	2	—	2	—	1	1
財務諸表の表示及び開示	2	2	4	1	1	2

(注1) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「限定事項付き結論又は否定的結論の監査事務所数」、「監査事務所における品質管理に関する事項」又は「監査業務における品質管理に関する事項」の数とは一致しません。

(注2) 表中の()は「限定事項付き結論」又は「否定的結論」の原因となった限定事項の項目ごとの監査事務所数です。

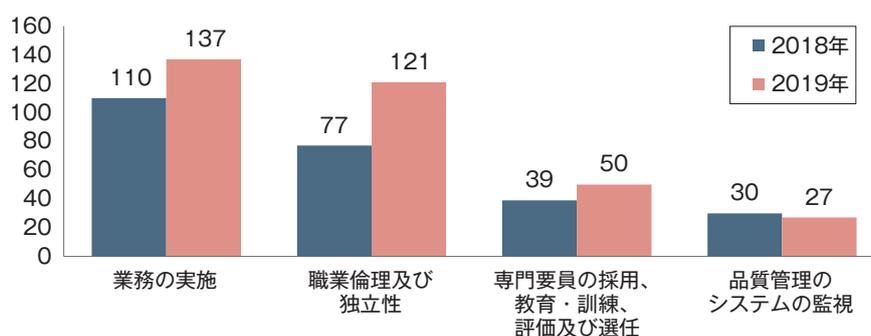
(資料6) 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の調査結果の概要

監査監督機関国際フォーラム（以下「IFIAR」という。）は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、2020年2月17日付で8回目となる2019年の調査結果を公表しました。今回の調査は49の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

(1) 監査事務所における品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、42の加盟監督機関が143事務所を検査した結果が報告されています。検査で指摘の多い項目は、以下のとおりです。

【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR “Survey of Inspection Findings 2019”pageA-4の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して増加していますが、前年度同様、監査メソドロジー・ガイダンスに関する指摘や監査チームの監督及び査閲の方針や手続に関する整備及び運用が十分に行われていないという指摘が引き続き上位に挙がっています。

職業倫理及び独立性においても、指摘数は前年度に比して増加しており、特に前年度から多くの指摘が挙がっていた社員及び専門職員の個人の独立性についてのモニタリングに関する指摘が更に増加しています。

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する指摘としては、社員の登用と業績評価や監査チームの組成及び監査事務所の研修計画の遵守などに関する指摘が挙がっています。

品質管理のシステムの監視に関する指摘については、前年度同様、監査業務の定期的な検証に関する指摘が上位に挙がっています。

(2) 上場企業 (Listed PIEs) の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、42の加盟監督機関が134事務所の上場会社監査業務926業務を検査した結果が報告されています。調査結果において、一つ以上の検査指摘事項があった割合の推移は、下表のとおりです。IFIARは上場企業の検査において一つ以上の指摘のあった監査業務の割合を2015年度を基準として4年間で少なくとも1/4削減するという目標を設定していましたが、2019年調査によれば、検査指摘割合は減少しているものの、当該目標の達成には至りませんでした。IFIARは加盟監督機関に対し、引き続き監査品質の更なる向上と高品質な監査の一貫性ある実施に焦点を当てるとともに、監査品質の更なる向上のための取組の特定と実施を継続するよう求めています。また、検査指摘割合について2019年度を基準として、2023年度までに1/4削減するという新しい目標を設定しました。なお、システム上重要な金融機関 (SIFIs) の監査業務における一つ以上の検査指摘事項があった割合は、26% (2018年調査では43%) でした。

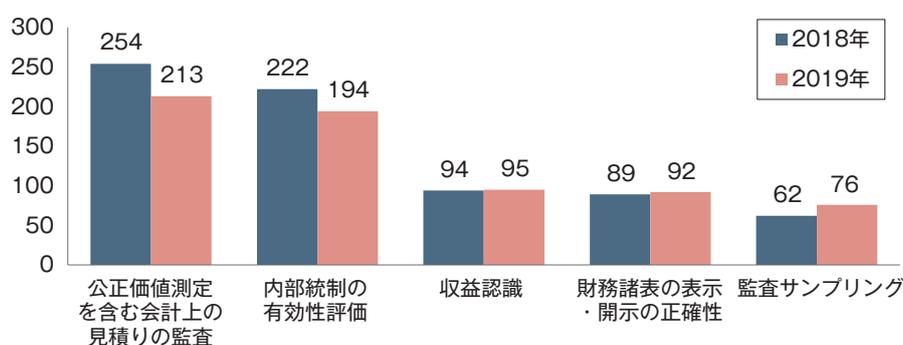
【一つ以上の検査指摘事項がある上場企業の監査業務の割合の推移】

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
47%	43%	42%	40%	37%	33%

(出典) IFIAR “Survey of Inspection Findings 2019” page 4の表

上場企業の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は以下のとおりであり、前年度と同様の項目が上位になっています。

【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR “Survey of Inspection Findings 2019” page B-7の表を基に作成

公正価値測定を含む会計上の見積りの監査については、指摘数は前年度から減少していますが、前年度同様、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘がほぼ半数を占めています。

また、内部統制の有効性評価においても指摘数は前年度よりも減少していますが、最も多い指摘は前年度同様で、手作業による統制の信頼性を裏付ける十分な監査証拠を入手していないという指摘であり、経営者によって作成された情報や報告書に対する内部統制の運用評価手続並びにそれら情報の正確性及び網羅性の検証を十分に行っていないという指摘も多く挙がっています。

(資料7) 2018年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 鈴木昌治 殿

2019年6月3日
品質管理審議会
審議会長 山崎彰三

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうかについて検討・評価を行った。

その結果、品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、オフサイトモニタリングによる情報収集・分析の一層の強化と品質管理レビューの実効性の向上（2017年度勧告事項1(4)）等において、成果を挙げていると認められるが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項 1. 品質管理レビューの一層の充実

(1) レビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施（継続）

2017年度において、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会において不服申立てが相当と認められた事案を契機として、品質管理レビューの審査をより慎重に実施する体制を整備して、運用した結果、2018年度において、同様の事案が発生しなかった点については、慎重な審査体制が機能したものと評価できる。

また、レビューアーの能力の向上については、レビューアーに求められるスキルを、監査実務スキル、レビュー実務スキル、ソフトスキルに細分化して詳細に検討し、レビューアーの職位・経験年次に沿って必要なスキルを明確にした上で、レビューアーに求められる技能（①問題発見力、②文章表現力、③指導力）、能力（①洞察力、②判断力、③説明力）を向上させる研修プログラムを策定・実施したことは適切な取組であったと評価できる。

引き続き、個々のレビューアーが協会レビューの特長である監査事務所に対する適切な指導を実施できるよう更なる改善に努められたい。

(2) 品質管理レビュー制度等の見直しを踏まえた整備・運用の準備（新規）

公認会計士監査の信頼性を毀損する事態を回避するために、大規模上場会社における重大監査事故を防止することにリスクフォーカスした品質管理レビューを実施して、監査事務所から相応の評価を得たことは、成果として評価できる。

今後は、品質管理レビューの実効性を向上させる施策として、品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームが2019年3月に取りまとめた「品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱」に基づく制度改正が施行される場合に備え、新制度の整備・運用の準備に努めるとともに、新たに上場会社監査を希望する監査事務所に対する適切かつ十分な審査を実施するなど、当該改正趣旨に則って、引き続き、監査事務所から評価される実効性のある品質管理レビューを実施できるように努められたい。

また、公認会計士・監査審査会との情報連携なども含めて、オフサイトモニタリングによる情報収集・分析の一層の強化を図られたい。

勧告事項 2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動（継続）

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する資本市場関係者等の理解向上を目指し、前年度のアンケート結果を踏まえ、より分かりやすさを追求した「品質管理委員会年次報告書」及び同書の概要である「品質管理レビューの概要」を作成して、ウェブサイトにおいて公表するとともに、後者については、上場企業の監査役等や機関投資家等に冊子を送付して、能動的な情報提供に努めたことは、適切な周知活動として評価できる。

また、会員向けに発行していた「改善勧告事項事例集」を、会員外の者に分かりやすい内容の「品質管理レビュー事例解説集」として再構成して作成し、ウェブサイトにおいて公表するとともに、監査役協会主催の講演会で解説を実施したことは、協会の説明責任を果たし、監査役等と会計監査人とのコミュニケーションを促進する取組として評価できる。

今後は、アンケート等により周知活動の効果・問題点を把握した上で、よりの確かつ効果的な周知活動を実施できるよう、周知活動の内容・方法の更なる改善に努められたい。

以 上

(資料8) 品質管理関係規程の変更等

当年度は、会則の一部変更、品質管理レビュー手続の改正及び品質管理レビューツールの改定がありました。

会則の一部変更（2019年7月22日：総会承認）

品質管理レビュー制度等の実効性及び透明性の向上を図るため、主に次の点について見直しが行われました。

品質管理レビュー制度

- ・通常レビューの実施頻度の柔軟化（第77条関係）
- ・特別レビューの実施要件の緩和（第77条関係）
- ・品質管理委員会のフィードバック機能の強化（第80条関係）

上場会社監査事務所登録制度

- ・上場会社監査事務所部会のオフサイト・モニタリング機能の強化（第84条関係）
- ・上場会社監査事務所に係る不備事項の開示対象の拡充（第93条関係）
- ・上場会社監査事務所登録制度に係る措置の確定及び効力発生時期の明確化（第100条関係）

品質管理レビュー手続の改正（2019年5月23日：常務理事会承認）

品質管理レビューの実効性の向上に向けた改善を行う目的で、主に以下の改正を行いました。

1. 2018年度品質管理レビューの結果等を踏まえた改正

- ・選定した往査対象とする従たる事務所及び通常レビューの対象とする監査業務について、品質管理委員会がサプライズ通知を行う場合の選定結果の通知期日によらず選定結果を通知する必要があると判断した場合は、事前にその旨を監査事務所に通知しないものとする規定の追加（第168-2項、第526-2項）
- ・事後判明事実に係る手続について、第三者委員会の設置の頻度が高くなるなどの環境の変化を考慮し、かつ、レビュー報告書の適時な交付のための各手続の見直し（第343-5項、第343-6項、第343-7項、第343-8項、第343-9項）
- ・否定的結論に該当する要件のうち、重要な虚偽表示の看過と広範囲の監査調書未記録について、それぞれ別個の要件として明確化（第405項）
- ・名簿再登録制限者の指定解除のためのレビューに関する手続の新設（第563-3項）

2. その他の改正

- ・大手監査法人の定義を公認会計士・監査審査会が使用する定義と整合させる見直し（第2項）

品質管理レビューツールの改定（2019年4月17日：品質管理委員会承認）

2018年度品質管理レビューの実施結果及び2019年度の品質管理レビューに適用されることとなる当協会の実務指針等を踏まえ、監査事務所プロフィール（QCQ100）、品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）、監査業務プロフィール（QCQ400）、改善状況報告書（QCQ500）、通常レビュー実施計画手続書（QCP100）、品質管理のシステムに関するレビュー手続書（QCP300）及び監査業務レビュー手続書（QCP400）等を見直しています。

（参考）品質管理関係規程について

※ 2019年7月22日の会則変更において、品質管理レビュー制度等の見直しを行っており、変更後の規定は、2020年7月1日以後に手続を開始する品質管理レビューから適用することとしています。本報告書の対象である2019年度の品質管理レビューについては、変更（廃止）前の規程に基づく従前の制度により実施しており、以下では2019年度の品質管理レビューに適用のある規程を記載しています。

（1）品質管理関係規程の内容

<会則>

当協会の根幹となる規程であり、品質管理レビュー制度の枠組み、措置等の会員の権利・義務に関する基本的事項を定めています。

<規則>

品質管理委員会規則

会則の委任に基づき、品質管理の状況のレビューの実施及び措置並びに品質管理委員会の職務及び組織に関して必要な事項を定めています。

上場会社監査事務所登録規則

会則の委任に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関して必要な事項を定めています。

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則（～2019年9月30日）

適正手続等審査会規則（2019年10月1日～）

会則の委任に基づき、上場会社監査事務所の登録及び措置に関する不服審査機関の運営に関して必要な事項を定めています。

品質管理審議会規則（～2019年9月30日）

自主規制モニター会議規則（2019年10月1日～）

会則の委任に基づき、モニタリング機関の運営に関して必要な事項を定めています。

<細則>

品質管理委員会運営細則

品質管理委員会規則の委任に基づき、品質管理委員会、品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会及び品質管理特定事案検討部会並びにレビューチームの運営に必要な事項を定めています。

品質管理レビューの措置に関する細則

品質管理委員会規則の委任に基づき、監査事務所に対して措置を決定する場合の基準を定めています。

品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示に係る細則

品質管理委員会規則に規定する品質管理レビュー結果の概要の開示に関し必要な事項を定めています。

上場会社監査事務所登録細則

上場会社監査事務所登録規則の委任に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項を定めています。

上場会社監査事務所部会 登録事務所規約

会則の委任に基づき、上場会社監査事務所名簿等登録事務所の義務を定めています。

(2) 品質管理関係規程の体系

会則	品質管理レビュー	上場会社監査事務所の登録	モニタリング
規則	品質管理委員会規則	上場会社監査事務所登録規則 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則 (~2019年9月30日) 適正手続等審査会規則 (2019年10月1日~)	品質管理審議会規則 (~2019年9月30日) 自主規制モニター会議規則 (2019年10月1日~)
細則	品質管理委員会運営細則	上場会社監査事務所登録細則	
	品質管理レビューの措置に関する細則	上場会社監査事務所部会登録事務所規約	
	品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示に係る細則		
要領	品質管理実施状況の報告に関する要領		
	品質管理レビュー手続		
内規	品質管理レビューツール		

上表の規程の改正承認主体は、以下の表のとおりです。

会則	総会
規則	総会
細則	理事会
要領	常務理事会
内規	品質管理委員会

本報告書に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp

品質管理委員会の構成員

品質管理委員会の構成員は、以下のとおりです。(2020年5月19日現在)

品質管理委員会

委員長

小暮 和敏

日本公認会計士協会
副会長

委員（*）

唐津 恵一

東京大学大学院法学政治学研究科
ビジネスロー・比較法政研究センター
教授

委員（*）

林 謙太郎

株式会社東京証券取引所
上場部長

委員（*）

丸島 俊介

日本弁護士連合会
元事務総長

委員

伏谷 充二郎

日本公認会計士協会
常務理事

委員

新井 達哉

日本公認会計士協会
常務理事

委員

北方 宏樹

日本公認会計士協会
常務理事

委員

北澄 和也

日本公認会計士協会
常務理事

委員

小林 尚明

日本公認会計士協会
常務理事

委員

椎名 弘

日本公認会計士協会
常務理事

委員

南 成人

日本公認会計士協会
常務理事

（*）会員外の有識者を表示しています。

*法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質
及び不正リスク対応」研修教材



教材コード Q030001

研修コード 3101

履修単位 4単位

<申告方法>

電子申告又はFAX申告（随時申告書第一号用紙CPE指定記事専用）で申告してください。いずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要です。

<単位の上限>

1事業年度に取得できるCPE指定記事の単位の上限は40単位です（ただし、CPE指定記事を含む自己学習全体で40単位が上限です）。

<問合せ先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会 総務本部研修グループ

TEL:03-3515-1126 FAX:050-3737-6397



日本公認会計士協会

「2019 年度品質管理委員会年次報告書」の概要

1. 対象期間

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

※ 2019 年度品質管理レビューの実施結果については、2020 年 4 月までに審議・決定したものを報告対象に含めている。

2. 2019 年度の品質管理レビューの実施状況・実施結果

(1) 通常レビュー計画

<計画策定における主なポイント>

- ① 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
- ② リスク・アプローチの強化
- ③ 監査事務所との深度あるコミュニケーション

(2) 実施状況

	通常レビュー対象 監査事務所 ^{※1}	通常レビュー実施 監査事務所	フォローアップ・ レビュー実施 監査事務所 ^{※3}
登録事務所 ^{※2}	131	55	33
その他の監査事務所	59	29	11(1)
合計	190	84	44(1)

※1 2019 年 4 月 1 日現在

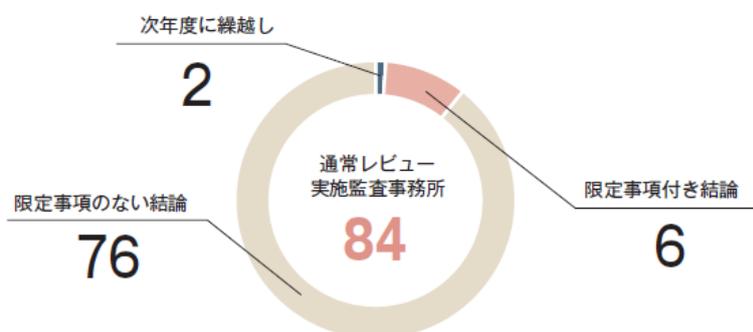
※2 上場会社監査事務所登録名簿及び準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（以下同じ）

※3 括弧は再フォローアップ・レビューを実施した監査事務所の数

(3) 実施結果

- ① 通常レビュー（監査事務所の規模ごとの内訳は 15 頁、前年度比較は 54 頁参照）

ア. 結果の内訳



※ 上記 84 監査事務所のほか、2018 年度に通常レビューを実施し、2019 年度に繰り越して結論の審議・決定を行った監査事務所が 2 事務所ある。（限定事項のない結論：1 監査事務所、限定事項付き結論：1 監査事務所）

イ. 重点的実施項目の実施結果（55・56 頁参照）

【監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況】（単位：監査事務所）

重点的実施項目	前年度	当年度
1. 監査業務の品質を重視する風土	2	3
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	5	3
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1	1
4. 職業倫理及び独立性 （監査責任者等のローテーション管理）		3

（傾向）

- 項目1及び2に関する改善勧告を受けた3監査事務所は、当年度に「限定事項付き結論」となった6監査事務所のうちの3事務所である。前回の品質管理レビューの改善勧告を受けて計画された改善措置が複数の項目で実施されていない、不正リスクや業務量の評価を踏まえた慎重な検討が行われなまま監査契約の新規の締結及び更新が行われていた、といった内容が含まれる。
- 上記3事務所のうちの2事務所については、ローテーションルールが適切に整備・運用されていないとして、項目4についても改善勧告を受けている。

【個別業務における監査実施状況】（単位：監査事務所）

重点的実施項目	前年度	当年度
1. 会計上の見積りの監査	14	32
2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応		
・ 職業的懐疑心	4	3
・ 収益認識		19
・ 経営者による内部統制を無効化するリスク	19	46
3. グループ監査の手続		3

（傾向）

- 通常レビュー実施監査事務所が前年度の56事務所から84事務所が増加したことに加え、通常レビューにおけるリスク・アプローチを強化したことなどにより、重点的実施項目に関連した改善勧告を受けた監査事務所数が増加した。
- 項目1については、幅広い領域で改善勧告を行ったが、前年度に引き続き、繰延税金資産の回収可能性、のれんを含む固定資産の減損、関係会社株式の評価に係るものが特に多く見受けられた。
- 項目2については、「収益認識」及び「経営者による内部統制を無効化するリスク」のうち、仕訳テストについての改善勧告事項が多く見受けられた。

ウ. 改善勧告事項（19 頁～23 頁、63 頁～66 頁参照）

- 当年度の通常レビュー実施監査事務所のうち、審議が終了した82事務所については、5事務所を除き、改善勧告事項が発生した。
- 「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項については、「限定事項付き結論」

の監査事務所においては100%、「限定事項のない結論」の監査事務所においては約25%の割合で発生した。発生割合の高い改善勧告事項として、「品質管理の全般的体制」、「職業倫理及び独立性」等が挙げられる。

- 「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項については、「限定事項付き結論」の監査事務所においては100%、「限定事項のない結論」の監査事務所においては約80%の割合で発生した。発生割合の高い改善勧告事項として、「仕訳テスト」、「会計上の見積りの監査」、「監査証拠」等が挙げられる。

- ② フォローアップ・レビュー（監査事務所の規模ごとの内訳は17頁、前年度比較は57頁参照）
改善状況を確認した44監査事務所のうち、40事務所（再フォローアップ・レビューの1事務所を含む。）は「改善の不十分な事項のない確認結果」、4事務所は「改善の不十分な事項のある確認結果」となった。

(4) 品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況

品質管理レビューの実施結果	措置	監査事務所数 ^{※1}
否定的結論	辞退勧告	-
限定事項付き結論	辞退勧告（改善不十分）	1
	厳重注意	2 (1 ^{※2})
	注意 ^{※3}	3 (2)
	小計	6 (3)
限定事項のない結論における改善勧告事項	注意（改善不十分）	5 (3) ^{※4}
合計		11 (6)

※1 括弧は登録事務所の数

※2 上場会社監査事務所登録制度上の措置（限定事項等の上場会社監査事務所名簿への開示）も併せて決定

※3 このほか、2018年度からの繰越監査事務所のうち、「限定事項付き結論」の1事務所についても注意措置を決定

※4 フォローアップ・レビューを実施した結果「改善の不十分な事項のある確認結果」となった4事務所及び通常レビューの結果は「限定事項のない結論」であるが前回通常レビューから改善措置が不十分であった1事務所が該当

3. 上場会社監査事務所名簿等の登録の状況

	2019年3月31日現在	2020年3月31日現在
上場会社監査事務所名簿(本登録事務所) (A) [※]	118	118
準登録事務所名簿(B+C)	13	18
品質管理レビュー実施前監査事務所(B)	8	11
品質管理レビュー実施済監査事務所(C)	5	7
登録事務所(A+B+C)	131	136

上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	-	2
名簿再登録制限者管理簿	10人	12人

※ 通常レビューを実施した結果、本登録事務所として登録された監査事務所が5事務所あった一方、上場会社との監査契約の解消、合併による消滅、上場会社監査事務所名簿等抹消リストへの異動により5事務所の減少があった。

4. 制度変更への対応（31頁～34頁参照）

2019年7月の会則変更において、リスク・アプローチをより徹底した深度あるレビューの実施、社会に対する情報提供の充実など、品質管理レビュー制度の実効性・透明性の向上を図るための見直しを行い、2020年度の品質管理レビューからの円滑な導入に向けて態勢を整備した。主な変更点は以下のとおり。

(1) 品質管理レビュー制度関係

① 通常レビューの実施頻度の柔軟化

3年に一度の実施を原則としつつ、監査事務所の規模、監査業務のリスクの程度等を勘案し、最長5年の範囲で柔軟に伸長・短縮することを可能とした。

② 通常レビューの実施結果の明確化

品質管理レビュー報告書に記載する品質管理レビューの結論の明確化を図るため、一般的に意義・内容を理解することが困難な用語を用いた従前の結論の種類（「限定事項のない結論」/「限定事項付き結論」/「否定的結論」）を廃止し、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無をレビューの実施結果として記載することとした。

(2) 上場会社監査事務所登録制度関係

① 上場会社監査事務所部会のオフサイト・モニタリング機能の強化

上場会社監査事務所部会に、上場会社監査に係る情報センターとしての機能を新たに付加するとともに、専任要員を配置し、上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報の収集・分析をより積極的に行うことができる体制を整備した。

② 登録事務所に関する不備事項の開示の充実

上場会社監査事務所に係る情報開示の位置付けを従前の「監査事務所に対する措置」から「資本市場関係者等に対する情報提供の一環」に改め、限定的であった開示の範囲を拡充することとした。

5. 2019年度の活動に関する社会への主な周知活動

- 「品質管理委員会年次報告書」の公表
- 「品質管理レビューの概要」の公表、ステークホルダーへの冊子配付、アンケートの実施
- 「品質管理レビュー事例解説集」の公表、ステークホルダーへの冊子配付、アンケートの実施
- 「月刊監査役」（公益社団法人日本監査役協会刊行物）への寄稿
- 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会での講演

以 上

個別事案審査制度の活動概要 (2019年度)

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、自主規制の取組の一つとして、会員が実施した監査業務等に対する個別事案審査制度を導入し運営しています。この制度の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の活動概要を「個別事案審査制度の活動概要（2019年度）」として取りまとめましたので、ここに公表いたします。

2020年6月

個別事案審査制度の活動概要（2019年度）の作成及び公表に当たって

日本公認会計士協会
副会長 小暮和敏

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、会員である公認会計士の自主規制団体として、監査に対する社会の期待や要請に応えるため、監査の信頼性向上に努めるとともに、会員による自己規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実のために必要な施策を講じていくことが重要であると認識しております。また、自主規制に関するディスクロージャーを充実させ、透明性を高めることにより、当協会及び公認会計士制度に対する社会からの理解をより一層深めていただけるような取組が必要であると承知しております。

当協会では、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審議を実施するため、監査・規律審査制度を設けております。さらに、当該処分懸念事案に係る懲戒処分について審査することを目的に、綱紀審査制度を設けております。そして、これらの制度を総合して個別事案審査制度と称しております。個別事案審査制度は、品質管理レビュー制度とともに、当協会の自主規制の中核を成す制度となります。

2019年7月、個別事案審査制度の機能を充実させるため、会則を変更しました。当該会則変更により、個別事案審査の適時性の向上、品質管理レビュー制度との連携強化等の様々な改善を図っております。また、個別事案審査制度と品質管理レビュー制度に係る不服申立て機関やモニタリング機関をそれぞれ統合するなど、実効性・効率性を向上させるための規定の変更も併せて行っております。

本書が、制度の概要や活動状況をご理解いただくための一助となれば幸いに存じます。

日本公認会計士協会について

(1) 公認会計士の使命

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としています。これは、公認会計士法第1条によって規定されています。

(2) 日本公認会計士協会

当協会は、公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、監査業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士等の登録に関する事務を行うことを目的としています。当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体であり、東京都に本部を置くとともに16の地域会を設置しています。

会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成されており、公認会計士及び監査法人は全て当協会に加入しています。また、準会員は、会計士補と公認会計士試験合格者等で構成されています。2020年3月末現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士 31,795名、監査法人 245事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等 7,215名です。

(3) 自主規制機能

公認会計士は、日本の経済社会のインフラを構成する監査及び会計の専門家として重要な使命を担っています。このため、公認会計士は、公認会計士監査の充実・強化を図るとともに、コンサルティング業務やアドバイザリー業務などを通じて、日本経済に貢献する力を高めていかなければなりません。

当協会は、公認会計士がその使命を全うするために、会員の自主規制団体として、公認会計士の資質向上に継続して注力しています。特に、最近の公認会計士の業務を取り巻く厳しい環境に鑑み、会員の規律及び能力の保持高揚のために指導及び監督機能を強化しています。

目次

I	制度概要	1
1.	自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割	1
(1)	自主規制の取組	1
(2)	個別事案審査制度	1
(3)	個別事案審査制度と品質管理レビュー制度の関係	2
(4)	自主規制のモニタリング	2
(5)	組織再編	2
2.	個別事案審査制度	3
(1)	個別事案審査制度の概要	3
(2)	監査・規律審査制度	3
(3)	綱紀審査制度（適正手続等審査も含む。）	4
(4)	懲戒処分	4
(5)	品質管理レビュー制度との連携	5
3.	個別事案審査制度を運営する各組織	6
(1)	監査・規律審査会	6
(2)	綱紀審査会	8
(3)	適正手続等審査会	9
(4)	モニタリング	11
II	活動状況	12
1.	2019年度の取組	12
2.	2019年度の活動状況	12
(1)	全般	12
(2)	監査・規律審査会	13
(3)	綱紀審査会	18
(4)	不服審査会及び適正手続等審査会	19
(5)	品質管理委員会との連携	20
(6)	モニタリング	20
3.	2019年度における懲戒処分の実施状況	21
III	個別事案審査制度に係る今後の改善への取組	22

I 制度概要

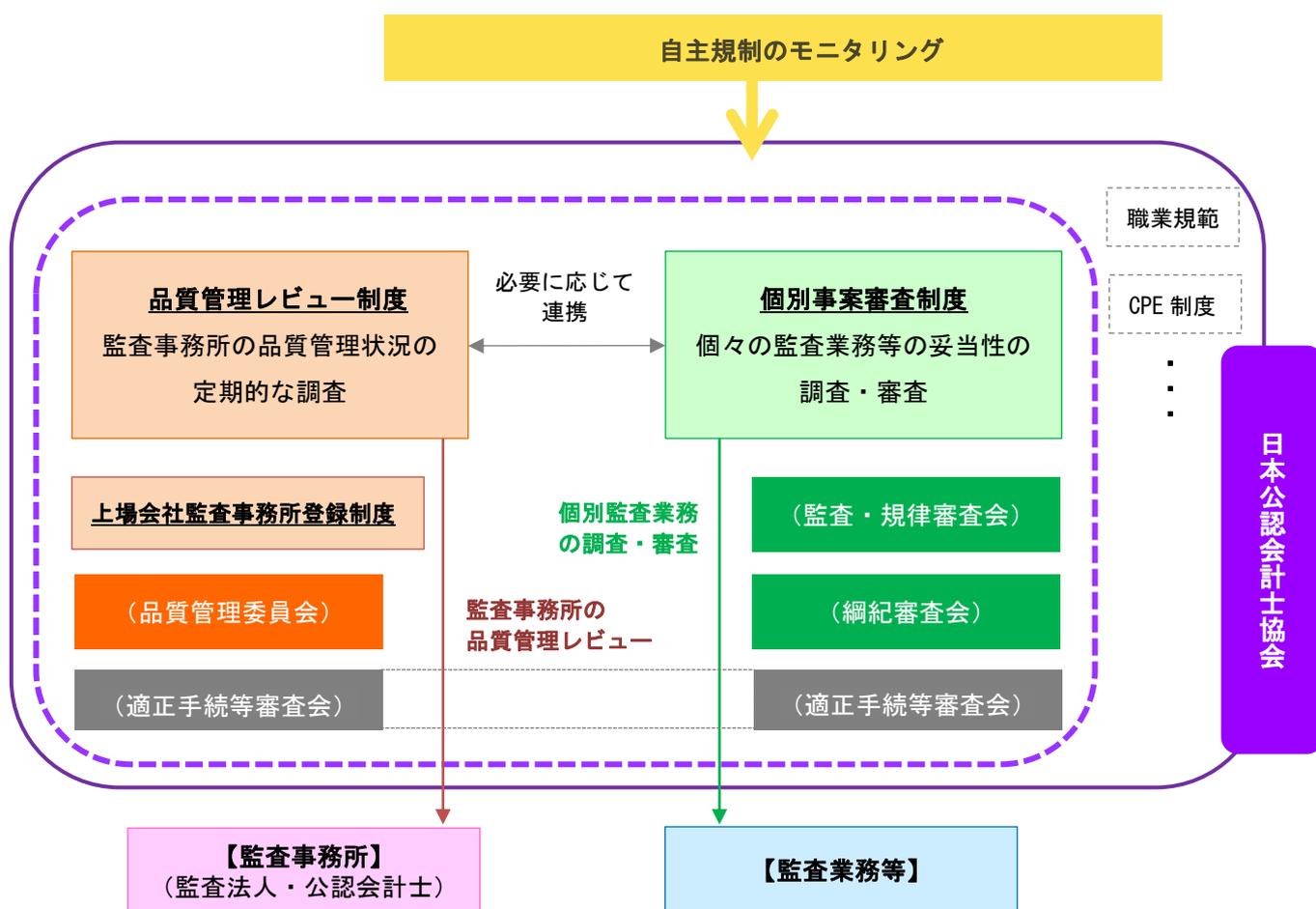
1. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割

(1) 自主規制の取組

自主規制の取組として、以下の複数の制度等を総合的に整備・運用しています（【図1】参照）。

1. 個別事案審査制度（監査・規律審査制度、綱紀審査制度）
2. 品質管理レビュー制度
3. 職業規範（倫理規範及び実務指針等）の整備
4. 継続的専門研修（CPE）制度
5. 自主規制のモニタリング

【図1】



(2) 個別事案審査制度

「個別事案審査制度」は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該業務等の妥当性の調査・審査を行う制度であり、「監査・規律審査制度」及び「綱紀審査制度」によって構成しています。当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。

監査・規律審査制度は、監査・規律審査会によって運営し、綱紀審査制度は綱紀審査会によって運営しています。

(3) 個別事案審査制度と品質管理レビュー制度の関係

自主規制の取組の一つとして、品質管理レビュー制度を導入しており、品質管理委員会によって運営しています。品質管理委員会と監査・規律審査会は必要に応じて連携しています。

品質管理レビュー制度については、こちらをご参照ください。

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>

(4) 自主規制のモニタリング

自主規制活動の客観性及び公正性を確保するため、外部有識者から成る自主規制モニター会議を設置しています。自主規制モニター会議では、個別事案審査制度及び品質管理レビュー制度を始め、当協会が実施する自主規制の制度が適切に機能しているかどうか、運営状況をモニタリングしています。

(5) 組織再編

2012年に監査業務審査・規律調査制度が発足してから一定程度の期間が経過し、この間においては、我が国の資本市場及び公認会計士監査に対する信頼を損なうような様々な問題も発生しました。そこで、会員への規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実に必要な施策を講じるための一環として、個別監査事案等の審査体制に係るプロジェクトチームを設置し検討を行いました。その結果を踏まえ、2019年7月に会則を変更しました。

個別事案審査制度は、当該会則変更を受けて、同年9月30日をもって監査業務審査会及び規律調査会を廃止し、同年10月1日付けで両組織を統合した監査・規律審査会を発足しました。

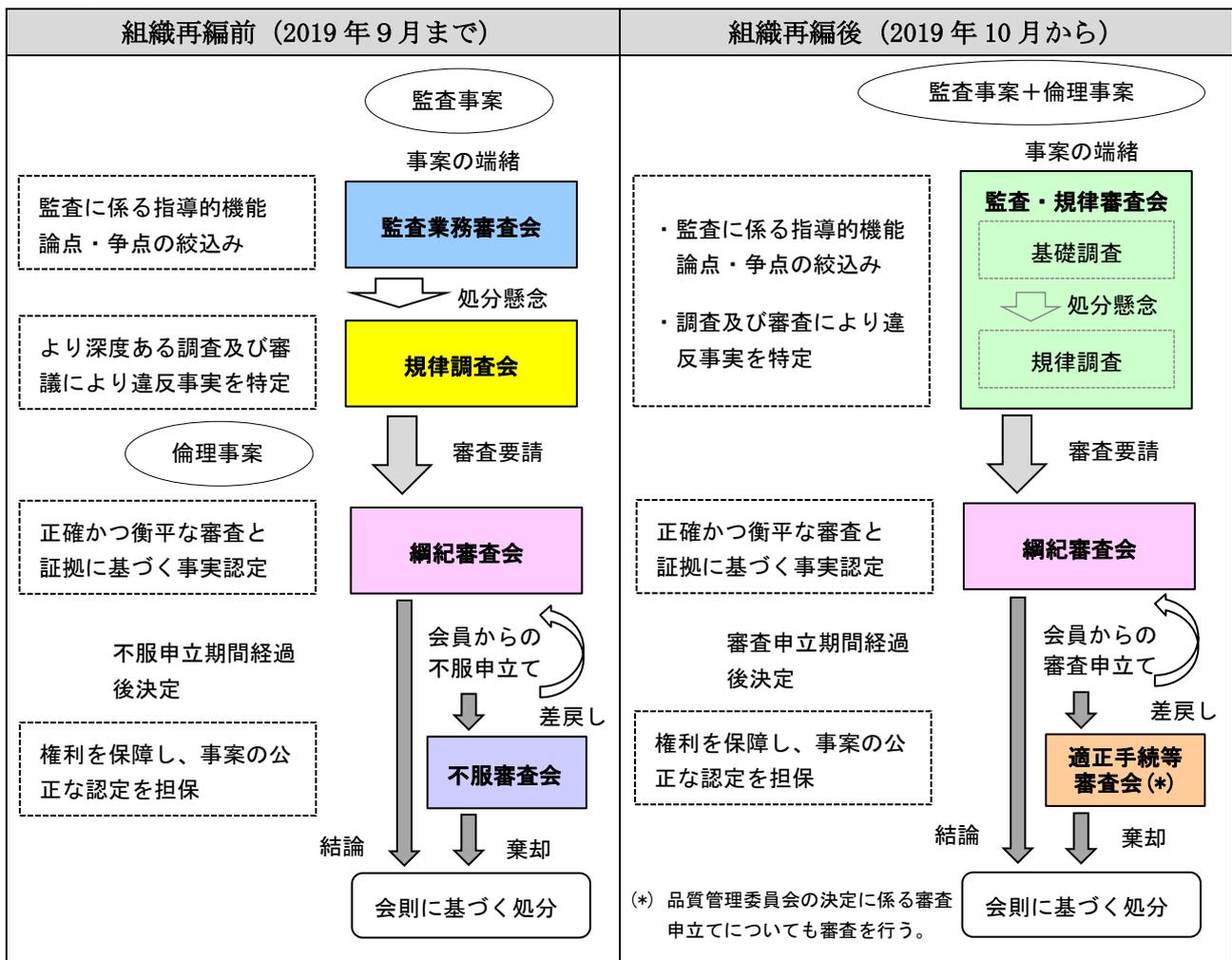
組織変更は、監査業務審査会及び規律調査会の調査機能を一元化し、個別事案審査の迅速化・効率化を図ることを主な目的としています。また、個別事案審査制度におけるプロセスの透明性確保のために、特定の場合においては調査事案を一般公表することや、個別事案審査制度と品質管理レビュー制度のそれぞれの目的、職務等を逸脱しない範囲で情報連携することを可能とする規定を整備しました。

2. 個別事案審査制度

(1) 個別事案審査制度の概要

前述のとおり、個別事案審査制度は、監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成しています。監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的としており、綱紀審査制度は、当該処分懸念事案に係る懲戒処分について審査することを目的としています。審査の流れは【図2】のとおりです。

【図2】



(2) 監査・規律審査制度

会社の適時開示情報、新聞等で報道された記事、監査ホットラインへの情報提供等に係る個別の監査事案について、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査及び審査を行い、当該監査実施状況が不十分であるとき、その他監査・規律審査会が必要と認めたときは、当協会会長（以下「会長」という。）が勧告又は指示を行います。

また、調査が必要と認められる会員及び準会員（以下「関係会員」という。）の倫理に関わる事案及び当協会の会則により付託される事案についても、調査及び審査を行い、必要と認めたときは、当該関係会員に対して、会長が勧告又は指示を行います。

さらに、関係会員に法令、会則及び規則の違反事実（以下「法令等違反事実」という。）の懸念がある場合には、法令等違反事実の有無に関わる事案として調査及び審査を行い、法令等違反事実があり懲戒処分を相当として綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは、審査会長が会長に対して意見具申し、会長が綱紀審査会に対する審査要請を行います。法令等違反事実の懸念は、監査事案及び倫理事案の両方が対象となります。

(3) 綱紀審査制度（適正手続等審査も含む。）

監査・規律審査会の処分提案に基づき会長から審査要請があった事案について、処分提案書に記載された法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定し、これを関係会員に申し渡します。

懲戒の処分内容を申し渡された関係会員は、審査結果に影響を及ぼす手続違反等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。その場合に適正手続等審査会は、当該申立てについて審査を行い、綱紀審査会への事案の差戻し又は審査申立てを棄却します。

審査結果について関係会員から審査申立てがなされなかった場合又は適正手続等審査会において審査申立てが棄却された場合には、会長は会則に基づく懲戒処分を行います。

(4) 懲戒処分

当協会が会員及び準会員に対して科す懲戒処分は、「戒告」「会員権停止」「除名」「退会勧告」及び「行政処分請求」の5種類です。

懲戒処分の種別	内容
戒告	会員及び準会員の会則違反に対し、その責任を確認しその将来を戒める懲戒処分
会員権停止	会員及び準会員の会則違反に対し、会則によって会員及び準会員に与えられた権利を一定期間停止する懲戒処分
除名	準会員に対する懲戒処分（会費の長期滞納及び変更登録義務違反等）
退会勧告	会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分
行政処分請求	上記各種の懲戒処分に付加される、金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求

当協会の懲戒処分は、関係会員の監査実施状況等に対して、同じ会員の目線で調査をし、監査の基準に照らし合わせて、監査手続が十分であったかを判断し、その結果、会則に照らし合わせて違反があれば懲戒処分を科す、という重要な機能です。また、関係会員に対する懲戒処分にとどまらず、一般会員に対しても、会長通牒を通じての注意喚起、研修を通じての事例提供による再発防止の教育、各会員のこれら対応状況の品質管理レビュー制度などを通じてのフォロー、更に実務指針等の見直しの必要性なども検討していくなど、幅広く会務に展開し、諸施策を講じています。

上記より、当協会の懲戒処分制度は、会務において各制度と連携して機能させることにより、

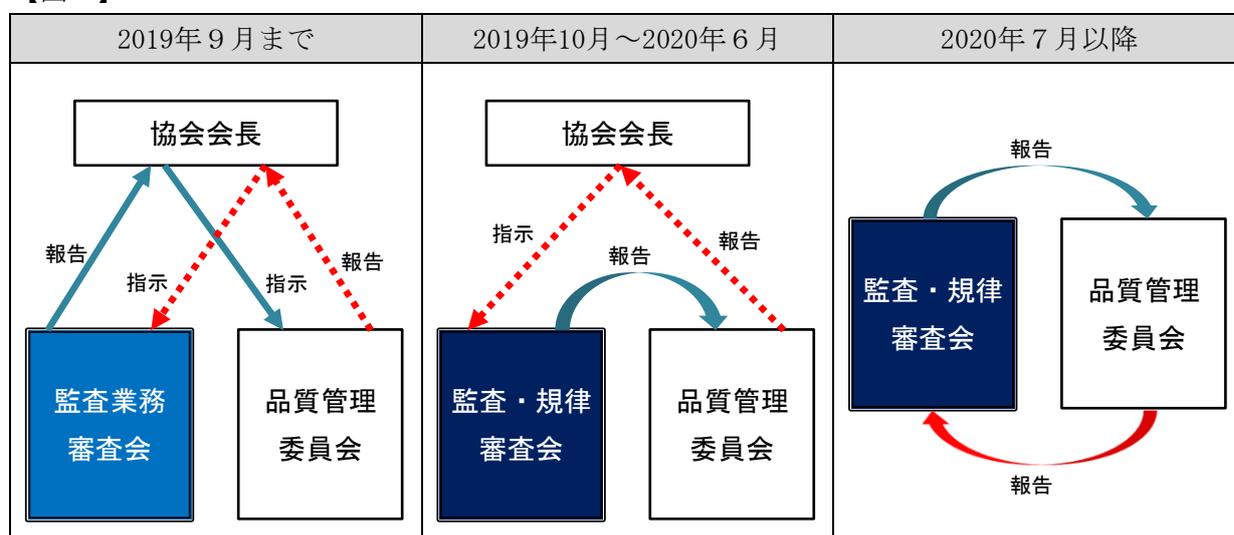
全体としての実効性は高いものと考えています。

(5) 品質管理レビュー制度との連携

2019年7月の会則変更により、両者の連携が強化され、従来、監査業務審査会（2019年9月30日付けで廃止）又は品質管理委員会で重大な問題があると認められた場合には、会長へ報告を行い、会長から監査業務審査会又は品質管理委員会に調査の指示を行っていましたが、2019年10月以降は、監査・規律審査会から品質管理委員会へは、直接報告を行うことができるようになりました。なお、品質管理委員会からの報告は、2020年7月に開始する品質管理レビューの新年度から、直接、監査・規律審査会への報告が行われることとなっています。

制度の移行期における品質管理委員会との連携の状況は、【図3】のとおりです。

【図3】



3. 個別事案審査制度を運営する各組織

(1) 監査・規律審査会

① 職務及び構成

ア. 職務

監査・規律審査会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、以下の事項を職務としています。

- ・ 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性に関する調査及び審査、並びに会員及び準会員の倫理に関する調査及び審査を行うこと。
- ・ 調査及び審査の結果、必要と認めた場合は、会員及び準会員に対して、会長名による勧告又は指示を行うこと。なお、勧告又は指示は、指導的性格を有するものです。
- ・ 調査及び審査の結果、会員及び準会員に法令等違反事実があり懲戒処分が相当と認められた場合は、会長の承認を経て、当該事案を綱紀審査会へ回付すること。
- ・ 調査及び審査の結果、監査・規律審査会の審査会長が必要と認めた場合に品質管理委員会委員長へ報告すること。

イ. 構成

監査・規律審査会の委員及び臨時委員は、常務理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

委員及び臨時委員の人数は、以下のとおりです。

- ・ 審査会長（1人。委員のうちから協会会長が指名する。）
- ・ 副審査会長（1人。委員のうちから協会会長が指名する。）
- ・ 委員（審査会長及び副審査会長を除き15人。うち2人は会員外の学識経験を有する者）
- ・ 臨時委員（3人）

なお、監査・規律審査会は2019年10月1日に発足しています。同年9月30日までは監査業務審査会及び規律調査会がそれぞれ活動を行っており、各組織に関する説明は、2018年度の個別事案審査制度の活動概要をご参照ください。

(2018年度) https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190719chb.html

② 調査対象及び調査方法

監査・規律審査会では、審議の上で調査対象とした事案について、関係会員から報告を徴し、必要に応じて、事情聴取・質問の実施、監査調書等の資料の提出を求め調査しています。調査対象は、監査事案及び倫理事案があります。

ア. 調査対象事案の選定

調査対象とする事案については、以下の情報から抽出し、実際に調査対象とするかどうかは、監査・規律審査会の議決をもって決定しています。

(7) 監査事案

- ・ 有価証券報告書等の訂正報告書
- ・ 適時開示情報（会社の不正、誤謬、倒産等）
- ・ 新聞等の報道記事情報（会社の不正、重要な虚偽表示の疑義、倒産等）
- ・ 協会の監査ホットラインへの情報
- ・ 品質管理レビューにおいて監査意見の妥当性に重大な疑念が指摘された事案に関し、会長からの調査検討指示があったもの

(4) 倫理事案

- ・ 新聞及び官報等の報道記事（税理士法違反等）
- ・ 監査事案の調査により判明した倫理事案（調査協力義務違反等）
- ・ 品質管理レビューにおいて監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が指摘された事案に関し、会長からの調査検討指示があったもの
- ・ その他会長から指示を受けたもの（会費長期滞納、CPE 履行義務違反等）

イ. 調査・審査方法

調査対象となった監査事案及び倫理事案は、関係会員から事情を聴取し、又は関係資料の提出を求める方法により調査します。

また、監査・規律審査会（2019 年度は月 1 回程度開催）において、利害関係のある委員を除く出席委員の 3 分の 2 以上をもって議決しています。

③ 審査結果

審査結果は、次の四つに分類されます。

問題なし	特に指摘すべき事項なしで審査終了とする。
問題なし（意見付記）	勧告又は指示には至らないものの、会員指導の観点から、今後の監査業務に参考となる意見を付記した上で審査終了とする。
改善勧告・指示	綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程において不備が認められるため、文書により会長名で勧告又は指示する。原則として、関係会員から書面及びヒアリングにより改善措置の状況について回答を求める。
綱紀審査要請	法令、会則及び規則違反の事実があり、当該違反事実が懲戒処分相当であると判断した場合、会長に対し、綱紀審査会に対する審査要請を行う。

④ 監査提言集の作成

監査・規律審査会では、2008 年以降、会員の監査業務遂行に際し参考となるよう調査事案を踏まえた提言を取りまとめ、監査提言集として毎年 7 月に協会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しています。

なお、監査提言集の掲載事例は、会員が実施する監査業務の様々な段階で、監査業務の改善

に資することを目的として選定しており、懲戒事例ではありません。実際の調査事案を参考に作成していますが、必ずしも事案の全体像を明らかにしたのではなく、事実を一部編集していますので、ご留意ください。

また、監査提言集から、監査人が留意すべきポイント、事例の概要及び関連する実務指針等の概要を抽出した「監査提言集（一般用）」を、会員以外の一般の方にも閲覧いただけるよう、当協会のウェブサイトに掲載しています。

⑤ 実務補習への協力

実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させることを目的に行っています。

実務補習においては、「監査事例研究」が必修科目となっており、監査・規律審査会の審査会長が講師を務め、不正事例等を踏まえた講義を行っています。「監査事例研究」の講義の目的は、次のとおりです。

- ・ 協会の自主規制について理解する。
- ・ 金融庁による行政処分について理解する。
- ・ 協会の自主規制と金融庁による行政処分の関係について理解する。
- ・ 監査事例等を踏まえ、監査業務を適切に行うことの重要性を理解する。

(2) 綱紀審査会

① 職務及び構成

ア. 職務

綱紀審査会は、会員及び準会員の綱紀を保持粛清し、正確かつ衡平な処分を行うため以下の事項を職務としています。

- ・ 監査・規律審査会の処分提案書に記載されている法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定し、関係会員に申し渡すとともに会長に報告すること。
- ・ 審査申立てがあった場合において、適正手続等審査会から差し戻された当該審査申立てに係る事案についての調査及び審議をし、その処分内容等を決定すること。

イ. 構成

綱紀審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

委員及び臨時委員の人数は、以下のとおりです。

- ・ 審査会長（1人。委員の互選による。）
- ・ 副審査会長（1人。委員の互選による。）
- ・ 委員（審査会長及び副審査会長を除き、5人。左記のうち、2人以上は会員外の学識経験を有する者）
- ・ 予備委員（7人）

② 審査対象及び審査方法

ア. 審査対象事案

- ・ 監査・規律審査会から回付された事案
- ・ 適正手続等審査会から差し戻された事案

イ. 審査方法

対象となった事案は、監査・規律審査会が作成した処分提案書及び関係会員の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行い、関係会員等から事情を聴取し、又は質問をして回答を求め、関係資料の提出を求める方法により審査します。

また、綱紀審査会（2019年度は月1回程度開催）において、出席委員の過半数をもって議決します。

【参考】

綱紀審査会の審査は、長期化する特別な事情がない限り、3か月以内に議決を行うことができるように努めていますが、当協会による懲戒処分は関係会員の権利・地位等に重大な影響を与えることにもなることから、関係会員に十分な説明の機会を供与し、慎重な審査を行っています。

③ 審査結果

審査結果は、次の三つに分類されます。

懲戒処分相当		法令等違反事実が認められ、懲戒処分を科すことが相当であるとの結論となった場合には、会長に対し懲戒処分の実施を求める。
懲戒処分相当でない	勧告	法令等違反事実は認められるが、懲戒処分を科すことまでは相当でない、又は法令等違反事実が認められないとの結論となった論点において、会長名での勧告を行うことを求める。
	その他	(例) 関係会員が、欠格事由の該当等により、公認会計士登録が抹消されたため、審査対象から除外する。

(3) 適正手続等審査会

① 職務及び構成

ア. 職務

適正手続等審査会は、審査申立ての審査を行うため、以下の事項を職務としています。

- ・ 綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員の審査申立てについて、審査を行い、結論に影響を及ぼす手続違反、重大な事実誤認又は新たな事実が判明したと認めたときは、綱紀審査会に当該審査を差し戻し、これを認めないときは、当該審査申立てを棄却する旨を会長に報告すること。
- ・ 品質管理委員会から申渡しを受けた監査事務所又は会員からの審査申立てについて、審査を行い、審査の結果、品質管理委員会の決定において、結論に影響を及ぼす手続違反、重大な事実誤認又は新たな事実が判明したと認めたときは、品質管理委員会に当該審査を

差し戻し、これを認めないときは、当該審査申立てを棄却する旨を会長に報告すること。

イ. 構成

適正手続等審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

- ・ 審査会長（1人。委員の互選による。）
- ・ 委員（審査会長を除き、4人。左記のうち、3人以上は会員外の学識経験を有する者）
- ・ 予備委員（4人）

なお、適正手続等審査会は2019年10月1日に発足しています。同年9月30日までは不服審査会が活動を行っており、当該組織に関する説明は、2018年度の個別事案審査制度の活動概要をご参照ください。

(2018年度) https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190719chb.html

② 審査対象及び審査方法

ア. 審査対象事案

- ・ 綱紀審査会から懲戒処分の内容を申し渡された関係会員からの審査申立て
- ・ 品質管理委員会から措置の決定を申し渡された関係会員からの審査申立て

なお、審査申立てを行った会員等について、以下では「審査申立会員等」と表記します。

イ. 審査方法

審査申立会員等から事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は関係資料の提出を求める方法により審査します。

また、綱紀審査会又は品質管理委員会及び審査申立会員等の主張に基づき、適正手続等審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

③ 審査結果

審査結果は、次の三つに分類されます。

差し戻し	綱紀審査会の結論又は品質管理委員会の決定に対する審査申立てに理由があると認めるときは、綱紀審査会又は品質管理委員会に当該事案を差し戻す。
棄却	審査申立てに理由があると認めないときは、当該審査申立てを棄却する。
その他	(例) 審査申立会員等が、欠格事由の該当等により公認会計士登録が抹消されたため、審査対象から除外する。

(4) モニタリング

① 監査業務モニター会議（2019年4月から2019年9月まで）

監査業務モニター会議は、会員が実施した監査業務に対する協会としての審査の適切な運営に資するため、監査業務審査会、規律調査会、綱紀審査会及び不服審査会の活動状況を検討、評価し、審査結果に基づき、必要な助言を行うことを職務としています。

監査業務モニター会議は、理事会により選任の上、会長が委嘱した6人の委員（会員1人及び会員外の学識経験を有する者5人）により構成されています。

② 自主規制モニター会議（2019年10月から2020年3月まで）

自主規制モニター会議は、協会が実施する自主規制の制度が適切に機能し、社会からの理解が得られるものとなるよう、その運営状況をモニタリングし、大局的な視点で意見を述べ、又は助言を行うことを職務としています。

自主規制モニター会議の構成員は、モニタリング機関としての独立性及び透明性の確保の観点から、自主規制モニター会議を構成する委員8人のうち、7人が会員外の学識経験を有する者（うち1人は協会の外部理事）とされています。

II 活動状況

1. 2019 年度の取組

2019 年度は、（従前の）個別事案審査制度をより円滑に遂行するほか、個別事案審査制度の更なる実効性・効率性向上を目的とし、次の規定変更（会則変更を含む。）の検討を進めることを主眼に置きました。

- ・ 協会における個別事案の調査機関（監査業務審査会と規律調査会）の一元化
- ・ 調査事案の特定の場合の一般公表（個別事案審査制度におけるプロセスの透明性を確保すること等により、社会からの信頼を得ることができるようにする。）
- ・ 個別事案審査制度と品質管理レビュー制度のより一層の情報連携
- ・ 個別事案審査制度の不服申立機関やモニタリング機関の在り方の見直し

なお、組織再編については、前述 I 1. (5)をご参照ください。

2. 2019 年度の活動状況

(1) 全般

2019 年度における個別事案審査制度の事案数の推移の概観は、2019 年 4 月から 9 月までが【表 1】及び 2019 年 10 月から 2020 年 3 月までが【表 2】のようになります。

下表では、終了事案のうち、次の機関への回付に係る件数のみを記載していますが、各機関における結論の内訳は(2)から(4)をご参照ください。

① 2019 年 4 月～2019 年 9 月

【表 1】

監査業務審査会				規律調査会			
前年度からの繰越事案	34	終了事案 うち 規律調査会 への回付事案	18 6	前年度からの繰越事案	14	終了事案 うち 綱紀審査会 への審査要請事案	10 7
新規事案	11	監査・規律審査会 への繰越事案	27	新規事案	(*)14	監査・規律審査会 への繰越事案	18

(*) 規律審査会での新規取上げが 8 件あります。

綱紀審査会				不服審査会			
前年度からの繰越事案	0	終了事案 うち 不服審査会 への申立事案	5 0	前年度からの繰越事案	1	終了事案	1
新規事案	7	繰越事案	2	新規事案	0	適正手続等審査会 への繰越事案	0

② 2019年10月～2020年3月

【表2】

監査・規律審査会			
繰越事案 ・監査業務審査会から ・規律調査会から	27 18	終了事案 うち 網紀審査会 への審査要請事案	16 5
新規事案	15	翌年度への 繰越事案	44

網紀審査会		適正手続等審査会	
繰越事案	2	終了事案 うち 不服審査会 への申立事案	6 0
新規事案	5	翌年度への 繰越事案	1

繰越事案 ・不服審査会から ・上場会社監査事務所登録・ 措置不服審査会(*)から	0 1	終了事案	0
新規事案	0	翌年度への 繰越事案	1

(*)上場会社監査事務所登録・措置不服審査会については、こちらをご参照ください。<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

(2) 監査・規律審査会

① 監査事案

ア. 概観

2019年度に監査事案として取り上げた事案は、2019年9月までの監査業務審査会において11件、2019年10月以降の監査・規律審査会において9件の合計20件であり、このほかに2018年度からの繰越事案が34件、2019年9月末時点において規律調査会で調査中であった監査事案の監査・規律審査会での受入れ（繰越）が10件ありました（【表2】は、監査事案のほか倫理事案の件数も含まれています）。このうち、2019年9月までの監査業務審査会において18件、2019年10月以降の監査・規律審査会において11件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は35件となりました。

調査対象期間における関係会員が複数になる事案も多くあることから、事案によっては調査にかなりの時間を要することとなりますが、監査・規律審査会発足に伴い、事案の調査が一元化されたことから、できる限り迅速に審査終了となるよう努めています。

近年の事案数の推移を示すと、【表3】のようになります。

【表3】 監査事案の事案数の推移

	監査業務審査会					監査・規律 審査会
	2015/4 ~2016/3	2016/4 ~2017/3	2017/4 ~2018/3	2018/4 ~2019/3	2019/4 ~2019/9	2019/10 ~2020/3
繰越事案	17	19	21	20	34	37
監査業務審査会からの繰越						27
規律調査会からの繰越						10
新規事案	19	34	29	49	11	9
計	36	53	50	69	45	46
終了事案	17	32	30	35	18	11
関係会員別 審査結果						
①審査終了（問題なし）	1	5	8	9	4	7
②審査終了（意見付記）	11	7	5	6	4	1
③改善勧告	13	22	14	13	4	3
④規律調査会回付	3	4	5	7	6	
⑤綱紀審査要請						0
⑥その他	0	0	2	0	0	0
計	28	38	34	35	18	11
(翌年度) 繰越事案	19	21	20	34	27	35

(注1) 終了事案数は、監査業務審査会又は監査・規律審査会における議決の日に基づき集計しています。なお、一つの事案に複数の監査人が関係する場合がありますため、終了事案数と関係会員別審査結果数に差異が生じています。

(注2) 「⑥その他」は、事案の取下げにより調査を終了しています。

イ. 終了事案の内訳

2019年度の終了事案（監査業務審査会での終了事案18件と監査・規律審査会での終了事案11件の計29件）を分類すると【表4】から【表7】のようになります。

【表4】市場別

市場	終了事案
東証一部	9
東証二部	7
ジャスダック（スタンダード）	5
東証マザーズ	2
非上場金商法	1
会社法	4
任意	1
合計	29

【表5】業種別（東証ベース）

業種	終了事案
サービス	8
建設	3
情報・通信	3
不動産	3
その他製品製造	2
輸送機械	2
機械	1
銀行	1
小売	1
証券、商品先物取引	1
情報通信	1
食料品	1
電気機器	1
非鉄金属	1
合計	29

【表6】事案の分類

事案の分類	終了事案
不正	13
監査人の交代	10
倒産（継続企業の前提）	3
誤謬	2
その他	1
合計	29

【表7】表6の不正の内訳

不正の内訳	終了事案
経営者不正	10
従業員不正	2
子会社又は関連会社不正	1
合計	13

ウ. 改善勧告・指示の傾向

2019年度の終了事案のうち、改善勧告の結論になったものは7件あり、改善勧告には、主に次のような傾向がありました。

- ・ 形式的・表面的なリスク評価にとどまっており、実質的な評価が不十分であった。
- ・ リスク評価は適切に実施されていたが、対応手続が不十分であった。
- ・ 通例でない重要な取引に関する会計処理の検討が不十分であった。
- ・ 変更された内部統制の理解が不十分であった。

中でも、リスク評価に関しては、他社で発覚した不正取引と類似した取引を認識していたが、表面的なリスク評価にとどまっていた場合や、取引に係る新たな事象が発生していたが、過去を踏襲した形式的なリスク評価にとどまっていた場合等、より具体的なリスクを想定したリスク評価を行う必要がある場面において、十分なリスク評価手続が実施されていないケースが複数見受けられました。

② 倫理事案

2019年10月の監査・規律審査会発足後に倫理事案（CPE 履行義務違反、税理士法違反等）として取り上げた事案は6件、規律調査会からの繰越事案が8件、合わせて14件であり、このうち5件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は9件となりました。事案数の状況は【表8】のようになります。

【表8】 監査・規律審査会発足後の倫理事案の事案数の状況（2019年10月～2020年3月）

繰越事案	新規事案	計	終了事案	会員別審査結果				翌年度繰越事案
				綱紀審査要請	改善勧告	問題なし	計	
8	6	14	5	6	2	0	8	9

（注）終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計しています。なお、一つの事案に複数の会員が関係する場合があるため、終了事案数と会員別審査結果数に差異が生じています。

③ 2019年9月までの規律調査会における調査の状況

2019年9月までに規律調査会において新規に取り上げた事案は14件、2018年度からの繰越事案が14件、合わせて28件であり、このうち、2019年9月までの規律調査会において10件を審査終了した結果、監査・規律審査会への繰越事案は18件となりました。

近年の事案数の推移を示すと、【表9】のようになります。

【表9】 規律調査会における事案数の推移

	2015/4 ～2016/3	2016/4 ～2017/3	2017/4 ～2018/3	2018/4 ～2019/3	2019/4 ～2019/9	
繰越事案	12	9	14	10	14	
新規事案	15	14	6	11	14	
計	27	23	20	21	28	
終了事案	18	9	10	7	10	
結論の内容	①綱紀審査会審査要請	8	6	7	3	7
	②勧告	7	3	1	3	3
	③追加対応なし	1	0	1	0	0
	④その他	2	0	1	1	0
監査・規律審査会への繰越事案	9	14	10	14	18	
監査事案					10	
倫理事案					8	

（注1）終了事案数は、規律調査会における議決の日に基づき集計しています。

（注2）「④その他」は、公認会計士法第4条（欠格条項）に該当したことにより、登録抹消又は事案の取下げにより調査を終了しています。

④ 監査提言集の作成及び研修の実施

2019年版においては、事例や取引の概要に関する記載内容の充実を図ったほか、提言の見直しを行い、従前の11の提言から、17の提言に改めました。また、新たな試みとして、起こりやすい不正の種類や監査上の注意点に関する「コラム」を新設し、会員及び準会員が監査を実施するに当たり、より参考となるよう改善を図りました。

さらに、監査提言集の解説として、担当常務理事が講師を務め、全国研修会を2回開催しました。

2019年版は、2019年7月1日に公表しています。

(会員専用サイト) https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20190701cyd.html

(一般用サイト) https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190701cqt.html

2020年版の提言集は、2020年7月1日に公表予定です。こちらも併せてご参照ください。

⑤ 実務補習の講義

実務補習においては、「監査事例研究」が必修科目となっており、監査・規律審査会会長による講義と補習生同士のディスカッションを行いました。

講義においては、不正の歴史、監査基準の変遷及び金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会」等の内容を把握することを通じて、監査に対する社会的信頼を維持・確保することの重要性を理解することを求めました。また、社会的信頼性を維持・確保するため、職業的懐疑心を保持することや実効性のある第三者による監査業務の品質チェックが肝要であること、その品質チェックの一環としての当協会の自主規制や金融庁による行政処分、それらの関係性等の制度を理解することを目的としました。

補習生同士のディスカッションにおいては、過去の不正事例をケーススタディとして実体験し、実務においてどのような監査手続を行うべきかを具体的に議論することを通じて、実際の監査現場においても、職業的懐疑心を保持した監査が実施できるようになることを目的としました。当年度の講義では、補習生の段階から適切なリスク評価と対応手続を自発的に考えながら実務に取り組むことができるよう、形式的な証憑閲覧だけでは対応できない不正事例や、見積り項目に対して批判的な検討が必要な事例等を用いました。

(3) 綱紀審査会

今年度の報告対象期間中に綱紀審査要請の成された事案が12件であり、このうち11件を審査・議決し、申渡しを実施した結果、翌年度繰越事案は1件となりました。

近年の事案数の推移を示すと、【表10】のとおりになります。

【表10】 綱紀審査会における事案数の推移

		2015/4 ～2016/3	2016/4 ～2017/3	2017/4 ～2018/3	2018/4 ～2019/3	2019/4 ～2020/3
繰越事案		18	8	6	4	0
新規事案		10	7	6	4	12
計		28	15	12	8	12
終了事案		20	9	8	8	11
結論の内容	①懲戒処分	20	9	8	7	11
	②勧告	0	0	0	1	1
	③その他	0	0	0	0	1
翌年度繰越事案		8	6	4	0	1
【参考】						
懲戒処分となった事案数		15	15	14	6	8

(注1) 終了事案数は、綱紀審査会からの審査結果の申渡しの日に基づき集計しています。

(注2) 一つの事案において、複数の関係会員が綱紀審査対象となっており、綱紀審査会で審査した結果、懲戒処分、勧告及びその他の結論が出されたため、終了事案の件数と結論の内容の件数に差異が生じています。

(注3) 「③その他」は、公認会計士法第4条（欠格条項）に該当したことにより、登録抹消又は事案の取下げにより調査を終了しています。

(4) 不服審査会及び適正手続等審査会

① 不服審査会

2018年度からの繰越事案が1件ありましたが、不服審査会（2019年4月から9月）において関係会員からの不服申立てはなく、当該事案は審査終了したため、適正手続等審査会への繰越しはありません。近年の事案数の推移を示すと、【表11】のとおりになります。

【表11】 不服審査会における事案数の推移

		2015/4 ～2016/3	2016/4 ～2017/3	2017/4 ～2018/3	2018/4 ～2019/3	2019/4 ～2019/9
繰越事案		5	2	4	0	1
新規事案		1	3	0	1	0
計		6	5	4	1	1
終了事案		4	1	4	0	1
結論の内容	①差戻し	1	0	0	0	0
	②棄却	3	1	4	0	1
	③その他	0	0	0	0	0
翌年度繰越事案		2	4	0	1	0

(注1) 終了事案数は、不服審査会における結論の通知の日に基づき集計しています。

② 適正手続等審査会

2019年10月の適正手続等審査会発足後に審査申立会員等から申立てを受けた事案及び不服審査会からの繰越事案はなく、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会からの繰越事案が1件ありました。当該繰越事案は審査が終了していないため、翌年度へ繰越しとなりました。事案数の状況は【表12】のようになります。

【表12】 適正手続等審査会発足後の事案数の状況（2019年10月～2020年3月）

繰越事案	内 訳		新規事案	終了事案	結 論			翌年度繰越事案
	不服審査会から	上場会社監査事務所登録・措置不服審査会から			差戻し	棄却	その他	
1	0	1	0	0	0	0	0	1

(5) 品質管理委員会との連携

2019年度における品質管理委員会との連携は、監査業務審査会（2019年4月から9月）から会長への報告がなされ、会長から監査事務所の品質管理体制のレビュー指示が出された事案が1件ありました。また、品質管理委員会から会長への報告がなされ、会長から監査業務審査会又は監査・規律審査会に対し監査実施状況及び監査意見の妥当性についての調査の検討指示が出された事案が1件ありました。

2019年度における品質管理委員会との連携の状況は、【表13】のようになります。

【表13】品質管理委員会との連携の状況

	品質管理レビュー指示	個別監査事案としての調査検討指示
監査業務審査会 (2019年9月まで)	会長への報告 1件	0件
監査・規律審査会 (2019年10月以降)	品質管理委員会の委員長への報告 0件	1件

(6) モニタリング

① 監査業務モニター会議（2019年4月から2019年9月まで）

2019年度（2019年4月から2019年9月）は、2019年5月20日及び7月9日の計2回開催されました。各回の会議では、それぞれの報告期間における監査業務審査会、規律調査会、綱紀審査会及び不服審査会の調査及び審査の結果について報告を行い、意見交換が実施されました。その結果、以下の改善が提言されました。

（監査業務モニター会議からの提言）

- ア. 綱紀審査事案における説明の機会の供与の在り方について
- イ. 当協会による懲戒処分の実効性の在り方について
- ウ. 個別事案審査制度の在り方について
- エ. 監査業務審査会と品質管理委員会との連携の迅速化について
- オ. 監査業務審査会及び規律調査会に蓄積された知見や情報等の適切な引継について

なお、監査業務モニター会議からの提言及びそれに対する協会からの回答の具体的な内容については、別途「「2018年度・監査業務モニター会議提言」及び「「2018年度・監査業務モニター会議提言」に対する回答」として取りまとめています。

- 「2018年度・監査業務モニター会議提言」及び「「2018年度・監査業務モニター会議提言」に対する回答」

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190808xia.html

② 自主規制モニター会議（2019年10月から2020年3月まで）

自主規制モニター会議は、2019年7月の会則変更により、個別事案審査制度及び品質管理レビュー制度のそれぞれに設置していたモニタリング機関（「監査業務モニター会議」及び「品質管理審議会」）に代えて設置されました。

2019年度（2019年10月から2020年3月）の自主規制モニター会議は、2020年2月18日に開催されました。会議では、モニタリング対象期間である品質管理委員会、監査・規律審査会、綱紀審査会及び適正手続等審査会の所管する制度の概要及び運用状況について、担当役員及び各機関の長から説明が行われ、意見交換が実施されました。

なお、自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料は、協会ウェブサイト公表しています。

- 「自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料」

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html>

3. 2019年度における懲戒処分の実施状況

2019年度に懲戒処分が実施された事案は8件ありました。近年の懲戒処分の種別による推移を示すと、【表14】のようになります。

なお、綱紀審査会からの審査結果の申渡し後に、30日以内の適正手続等審査会への審査申立期間があることや会員から審査申立てがなされた等の理由により、終了事案11件（懲戒処分の結論の申渡し。P18参照）と懲戒処分の実施時期（8件）には、差異が生じています。

【表14】懲戒処分の種別による推移

				2015/4 ～2016/3		2016/4 ～2017/3		2017/4 ～2018/3		2018/4 ～2019/3		2019/4～ 2020/3	
懲戒処分となった事案数				15		15		14		6		8	
事案種別	関係会員の種別			法人	個人								
	監査事案 倫理事案	懲戒処分の種別											
			戒告	3	0	2	1	1	0	3	0	1	0
			会員権停止	0	19	0	15	2	17	0	9	0	2
			退会勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			行政処分請求	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
			戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			会員権停止	0	8	0	29	0	8	0	2	0	31
			退会勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		行政処分請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（注1）一つの事案において複数の会員が関係する場合があります。関係会員ごとに処分内容が異なる可能性があるため、懲戒処分となった事案数と関係会員の種別毎の件数に差異が生じています。

（注2）倫理事案は、CPE履行義務違反事案、会費長期滞納事案及び税理士法違反事案等があります。

Ⅲ 個別事案審査制度に係る今後の改善への取組

2019年度、当協会は新執行部を発足しました。3か年の重点施策として「公認会計士に対する信頼の確立」を掲げております。

これを踏まえ、自主規制機能の一層の充実・強化を図るため、主に改正制度の円滑な運用、現場力向上に寄与する取組及び指導・監督・懲戒処分等の有効性・適時性の確保の三つの施策を計画しています。

改正制度の円滑な運用としては、監査・規律審査会における案件調査に係る時間軸及び進捗状況を適宜検証し、運用上及び制度上の課題等を精査し、更なる改善を図ることや、個別事案審査制度及び活動に関するディスクロージャーを充実させ、説明責任を果たすことを検討しています。

現場力向上に寄与する取組としては、「監査の現場力向上」に向けた意識共有と試行の実施に向け、解決すべき課題（「監査人の資質の向上」及び「十分な監査時間の確保」）を調査・分析の上、具体的な方法の検討をしています。

また、指導・監督・懲戒処分等の有効性・適時性の確保としては、法令等違反事実が明らかな事案（会費長期滞納・CPE 履行義務違反・変更登録義務違反・税理士法違反）の処分手続、処分の実効性確保に向けた懲戒処分の在り方の検討及び措置・懲戒処分の有効性・実効性の確保に向けた具体的な対応策を検討しています。

3か年という長いようで短い期間ではありますが、上記施策を適切に検討・実行し、また、更なる改善に向けて、適時に対応を行っていく所存です。

以 上

個別事案審査制度の活動概要（2019 年度版サマリー）

1. 対象時期：2019 年 4 月から 2020 年 3 月

2. 事案調査・審議状況（活動概要 P12～P13 参照）

(1) 概観

① 2019 年 4 月～2019 年 9 月

監査業務審査会

前年度からの 繰越事案	34	終了事案 うち 規律調査会 への回付事案	18 6
新規事案	11	監査・規律審査会 への繰越事案	27

規律調査会

前年度からの 繰越事案	14	終了事案 うち 綱紀審査会 への審査要請事案	10 7
新規事案	(*)14	監査・規律審査会 への繰越事案	18

(*) 規律審査会での新規取上げが 8 件あります。

綱紀審査会

前年度からの 繰越事案	0	終了事案 うち 不服審査会 への申立事案	5 0
新規事案	7	繰越事案	2

不服審査会

前年度からの 繰越事案	1	終了事案	1
新規事案	0	適正手続等審査会 への繰越事案	0

② 2019 年 10 月～2020 年 3 月

監査・規律審査会

繰越事案 ・ 監査業務審査会から ・ 規律調査会から	27 18	終了事案 うち 綱紀審査会 への審査要請事案	16 5
新規事案	15	翌年度への 繰越事案	44

綱紀審査会

繰越事案	2	終了事案 うち 不服審査会 への申立事案	6 0
新規事案	5	翌年度への 繰越事案	1

適正手続等審査会

繰越事案 ・ 不服審査会から ・ 上場会社監査事務所登録・ 措置不服審査会から	0 1	終了事案	0
新規事案	0	翌年度への 繰越事案	1

(2) 審査結果の内訳

① 監査・規律審査会（5か年推移はP14参照）

審査結果	2019/4～2019/9				2019/10～2020/3		計
	監査業務審査会		規律調査会		監査・規律審査会		
	監査	倫理	監査	倫理	監査	倫理	
審査終了（問題なし）	4		-	-	7	-	11
審査終了（意見付記）	4		-	-	1	-	5
改善勧告	4		3		3	-	10
規律調査会回付	6						6
綱紀審査要請			2	5	-	5	12
計	18件		5件	5件	11件	5件	44件

★ 改善勧告・指示の傾向

2019年度の終了事案のうち、改善勧告の結論になったものには、主に次のような傾向がありました。

- ・ 形式的・表面的なリスク評価にとどまっており、実質的な評価が不十分であった。
- ・ リスク評価は適切に実施されていたが、対応手続が不十分であった。
- ・ 通例でない重要な取引に関する会計処理の検討が不十分であった。
- ・ 変更された内部統制の理解が不十分であった。

中でも、リスク評価に関しては、他社で発覚した不正取引と類似した取引を認識していたが、表面的なリスク評価にとどまっていた場合や、取引に係る新たな事象が発生していたが、過去を踏襲した形式的なリスク評価にとどまっていた場合等、より具体的なリスクを想定したリスク評価を行う必要がある場面において、十分なリスク評価手続が実施されていないケースが複数見受けられました。

② 綱紀審査会（5か年推移はP18参照）

審査結果	2019/4～2020/3	懲戒処分の内訳	法人	個人
懲戒処分	11件	戒告	1法人	-
勧告	1件	会員権停止	-	(監査事案) 2名
取下げ	1件			(倫理事案) 31名
計	11件			

(注) 一つの事案において、複数の関係会員が綱紀審査対象となっており、綱紀審査会で審査した結果、懲戒処分、勧告及びその他の結論が出されたため、終了事案の件数と結論の内容の件数に差異が生じています。

(3) その他の活動

- ① 個別事案審査制度の概要の公表
- ② 監査提言集の公表

以 上

新型コロナウイルス感染症対応下の監査の実施状況に関する調査について

2020年3月以降、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を順次公表し、監査人が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響下においても、十分かつ適切な監査証拠が入手できるように、周知を図ってきた。

これらの周知活動を踏まえ、2020年3月期における監査が、適宜適切に行われていることを調査を通じて確認する。また、調査結果を踏まえ、2021年3月期の監査において留意すべき事項が検出された場合には、周知を含む対処方法を検討する。

以 上

品質管理レビュー制度における新型コロナウイルス感染症への対応

1. 2019 年度品質管理レビューへの影響・対応

レビューの現場作業は3月までに概ね完了しており、実施結果の審議はリモート対応を基本として予定どおり実施したため、審議の遅延等は発生しなかった。

2. 2020 年度品質管理レビューへの影響・対応

(1) 2020 年度通常レビュー年次計画への影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、平時を前提とした計画の遂行に困難を来すことが想定されたため、2020年度通常レビュー年次計画の見直しを行った。

【基本的な方針】

- ✓ レビュー手続の緩和はせず、制度上認められる範囲で、監査事務所の負担に最大限配慮した対応を行う。
- ✓ リモート対応による作業効率の低下等に伴う年間稼働日数の減少への対応として、過去の品質管理レビューの結果等を踏まえ、リスクの低い監査事務所（対象：中小監査事務所及び非上場会社等監査事務所）のレビュー実施時期を2021年度以降に伸長する。
- ✓ 上場会社監査事務所名簿への登録のための通常レビューなど、制度上必須であり、社会に与える影響が大きいものについては本年度に実施する。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の到来によりレビューを実施することが困難な状況となった場合は、当年度の通常レビューを次年度に繰り越し、オフサイト・モニタリングに切り替えるなど、状況に応じて適切な対応を行う。

(2) 2020 年度品質管理レビューにおける対応

当協会が会員に向けて公表している「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」について、品質管理レビューの実施手続に反映し、監査事務所の最高経営責任者等への当該留意事項に係る対応状況のヒアリング、個別業務における対応状況の確認を行う。

以 上

個別事案審査制度のコロナ対応

1. 対応方針

金融庁から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長に関する発信もあり、年度監査の実施（繁忙）時期が不透明な状況となっている。このような状況の下、会員には、高品質の監査を実施することを最優先させることとしたい。したがって、個別事案審査対応については、可能な範囲内で対応してもらうこととする。

2. これまでの影響（2020年4月から6月）

(1) 照会回答期限の延期

監査・規律審査会運営細則に基づくと、調査に関する照会の回答期限は原則 21 日となっているが（回答延長申請を提出することにより延長可）、監査の繁忙及びコロナの影響という理由で、通常の繁忙時期より回答期限が大幅に延長されている。

(2) 面談の延期

上記 1 の方針及び関係会員の要望を受け、4 月から 6 月に計画していた面談は、7 月中旬以降に延期した。

(3) 監査・規律審査会の中止

上記(1)及び(2)の影響から、予定していた監査・規律審査会を 1 回中止した。

3. 今後想定される影響

(1) 照会回答期限大幅延長による調査の遅延

(2) 面談実施遅延による調査の遅延

なお、綱紀審査及び適正手続等審査には現時点では影響はないが、仮に現在検討中の事案が綱紀回付との結論になる場合には、上記 3 に伴う影響が想定される。

以 上